

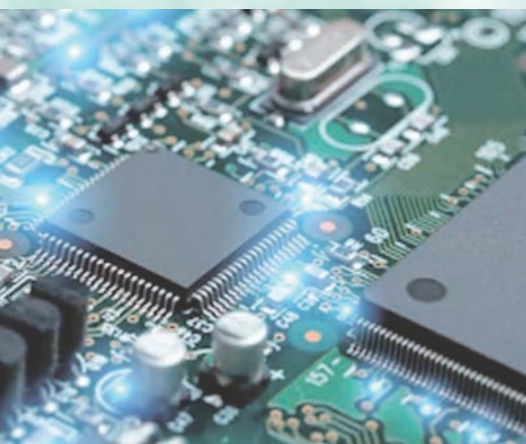


福岡から未来へつながる企業へ

DEVELOP THE FUTURE FUKUOKA

INDUSTRIAL LOCATION GUIDE
2024 - 2025

—— 企業立地のご案内 ——



ごあいさつ

福岡県は、西日本屈指の人口と経済力を有する非常に元気の良い県であり、充実した交通インフラや優れた生活環境など、国内外にビジネスを展開する拠点として数多くの強みを持っています。

県内には、九州を縦断する「九州新幹線」に加え、「九州自動車道」、「東九州自動車道」などの高速道路ネットワークのほか、日本有数の国際拠点港湾である「博多港」と「北九州港」、重要港湾の「苅田港」と「三池港」が整備されています。さらには、都心から約10分と抜群のアクセスを持ち、九州・西日本の拠点空港である「福岡空港」、24時間運航可能で国際定期便や貨物専用機も就航する「北九州空港」など、国内有数の陸海空の交通インフラ網を誇り、アジアとの近接性も有しています。

また、本県には、都市機能と自然が調和した魅力ある生活環境、安価な土地やオフィス賃料といった良好なビジネス環境、新鮮な海の幸や山の幸を使った「福岡の食」など、首都圏や他の大都市圏にはない魅力があります。加えて、充実した教育環境を有し、高水準の学力と技術力を身に付け、働く意欲に満ちた優秀な若い人材が豊富です。特に理工系の学生は、高等専門学校学生数および工業科系高校生徒数が全国3位で、国立大学(理工系)の入学定員数は全国2位の規模です。

産業政策としては、アジアから世界に向けて産業拠点を構築する「グリーンアジア国際戦略総合特区」の取り組みを進めるとともに、パワー半導体などのグリーンデバイス、蓄電池、大規模データセンターに関連する企業の誘致や、自動車、水素、宇宙ビジネス、ブロックチェーン、バイオ・メディカル、風力発電、航空機などの成長産業の育成・集積に取り組んでいます。

中でも、半導体関連産業では、国内での半導体人材不足の課題解決に向け、「福岡半導体リスキリングセンター」を開設し、幅広い技術人材の育成・確保に取り組んでいます。また、本県の基幹産業である自動車産業では、「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」の下、電動化分野への業態転換の促進や次世代技術への参入支援などを推進しています。さらに、水素関連産業では、北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素の大規模拠点の構築に向けた取り組みを実施しており、この臨海エリアを中心にグリーン水素により成長する地域を目指しています。

また、産業競争力の強化や高度な人材の雇用創出につながる本社機能の立地を促進するため、国の支援制度に加え、本県独自の税制優遇や交付金制度を活用しながら本社機能誘致に取り組むとともに、成長が期待される産業分野や企業への資金供給の円滑化などを促進するため、産学官が一丸となって国際金融機能の誘致を進めています。令和6年6月には、福岡県・福岡市が金融・資産運用特区の対象地域に選定されました。これを追い風に県内に集積する成長産業やスタートアップに資金が供給され、付加価値を生み、還流した資金が新たな企業の呼び込みや県内企業の成長に繋がっていく好循環を作り、強化してまいります。

企業の皆さまには、こうした福岡県の有するアドバンテージを最大限活用し、この地でさらなる発展・飛躍を遂げていただきたいと願っています。

本県は「世界から選ばれる福岡県」となるため、全力で取り組んでいます。企業や従業員の皆さまにも「福岡県に立地して良かった」と感じていただけるよう、皆さまの事業活動に対する全面的なバックアップをお約束します。

皆さまが福岡県に立地されますことを、心からお待ちしております。

令和6年10月

福岡県知事 服部 誠太郎



八安黒木の大陸(八安市黒木町)



川渡神幸祭(田川市)



工場夜景(北九州市)



宮崎宮冬ボタン(福岡市)

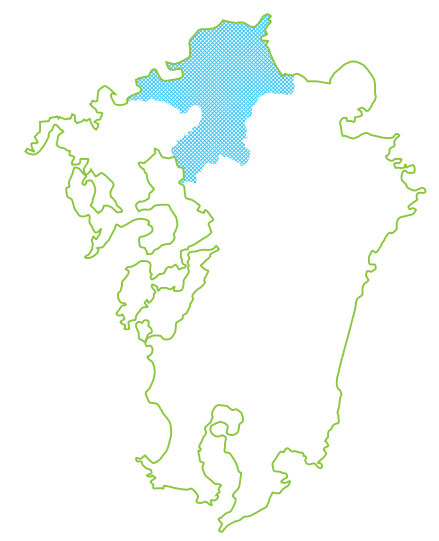
contents

■交通アクセス	02
■産業プロジェクト	07
■アフターフォロー	26
■人材育成	28
■ビジネス・生活コスト	30
■市場規模	32
■優遇制度	34
■市町村長からのごあいさつ	61
■産業団地情報	64

<福岡県のプロフィール>

- 総人口 約512万人(2022年/全国第9位)
- 総面積 約4,987km²(2022年/全国第28位)
- 県内総生産 18,886,920百万円(2020年/全国第9位)

出典:内閣府「令和2年度県民経済計算」
総務省統計局「社会生活統計指標-都道府県の指標-2024」



国内外を結ぶ充実のエアライン

福岡県のメリット

福岡県には2つの空港があります。充実した航空路線は、国内外でのビジネスの力強い原動力となっています。

福岡空港

福岡都心部に位置する世界有数の利便性で、国内航空ネットワークの中核拠点、アジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしています。



福岡空港へのアクセス
福岡都心部から11分!!



北九州空港

北九州都心部より15km、東九州自動車道の苅田北九州空港ICまで10分でアクセスできる、24時間運航可能な海上空港です。



北九州空港時刻表(2024年8月現在)

	北九州	羽田
始発	6:15	7:50
最終	23:40	22:00

アジアへの国際定期航空路

世界10カ国・地域、18都市
894便/週(片道を1便とする)

2024年9月現在

福岡路線
北九州路線

福岡空港から主な都市への所要時間

55分/1日1便	鹿児島
55分/1日2便	高知
1時間5分/1日9便	大阪
1時間15分/1日12便	中部
1時間35分/1日56便	羽田
1時間50分/1日14便	成田
2時間20分/1日8便	新千歳

福岡空港国際線

1時間	釜山
1時間20分	ソウル
1時間45分	上海
2時間25分	台北
3時間35分	香港
3時間40分	マニラ
5時間20分	ホーチミン
5時間25分	バンコク
6時間5分	シンガポール

北九州空港から主な都市への所要時間

(国内線)	1時間30分	羽田
(国際線)	1時間25分	ソウル

対中国航空路線ランキング

空港名	便数(都市数)
1 成田空港	303(17)
2 関西空港	209(8)
3 羽田空港	160(5)
4 福岡空港	46(1)
5 那覇空港	24(1)
6 中部空港	18(1)

(片道を1便とする)

対東アジア・東南アジア航空路線ランキング

空港名	便数(都市数)
1 成田空港	1,535(37)
2 関西空港	1,180(23)
3 羽田空港	854(15)
4 福岡空港	582(11)
5 中部空港	238(9)

(片道を1便とする)

出典:国土交通省航空局監修「数字でみる航空2023」

国内主要都市への定期航空路

福岡空港 27路線 1日378便
北九州空港 1路線 1日28便
(片道を1便とする)

2024年9月現在

福岡路線
北九州路線

北九州空港の貨物定期便について

ヤマトグループ 北九州-成田・羽田の国内貨物専用機が毎日運航

国内貨物専用機が令和6年4月11日から商業運航開始!

- ① 安定的な輸送力を確保し、持続可能な物流ネットワークを構築!
- ② 県の産業製品や農林水産物を首都圏をはじめ全国各地に迅速・確実に輸送!

UPS 北九州-関西-深圳の貨物定期便が週5便運航

世界的大手のインテグレーター®が九州地方で唯一運航中!

- ① 九州地方から世界220以上の国・地域へ最短1日から3日で輸送!
- ② スピーディーな輸送が求められる電子取引(EC)の商品や半導体部品などの精密機器を中心に輸送!

※ 航空会社とフォワーダー(貨物利用運送事業者)の機能を兼ね備えた状態で、貨物の集荷から配送までをドアツードアで一貫して輸送を行う企業

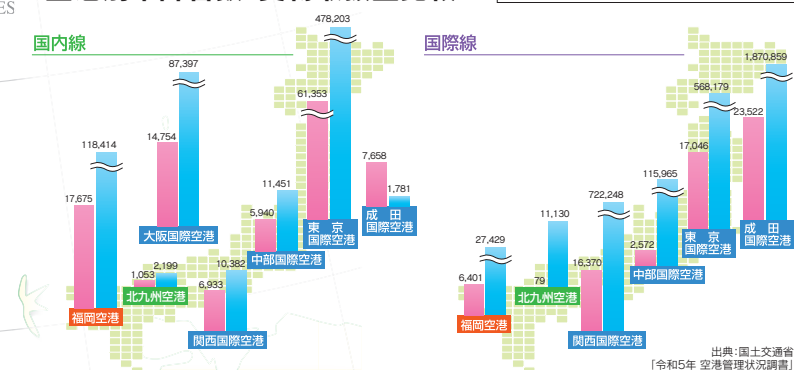
大韓航空 北九州-仁川の貨物定期便が週3便運航

大型貨物専用機で北九州-仁川-世界へ輸送!

- ① B747Fを中心とした大型機材運用!
- ② 仁川まで近い、早い、大容量!
- ③ 旅客便・貨物便で全世界へ輸送!
- ④ アジア最大の貨物機ネットワーク!

大韓航空のハブ空港である仁川国際空港に近い地理的優位性を活かし、ハブ空港を経由した高速物流と全世界につながるネットワークを提供しています。

空港別乗降客数・貨物取扱量比較



出典:国土交通省「令和5年 空港管理状況調査」

アジア、そして世界へ通じるシーライン 海に開かれた国際拠点

福岡県のメリット

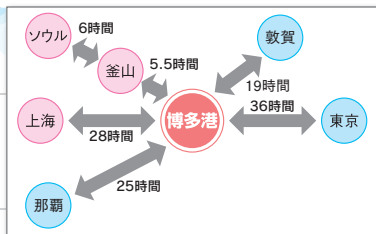
福岡県は、玄界灘、響灘、周防灘、有明海によって三方を海に囲まれています。釜山や上海などコンテナ取扱数の世界ランキング上位港とも近接し、グローバルなアクセスに優れています。

●世界のコンテナ取扱上位港

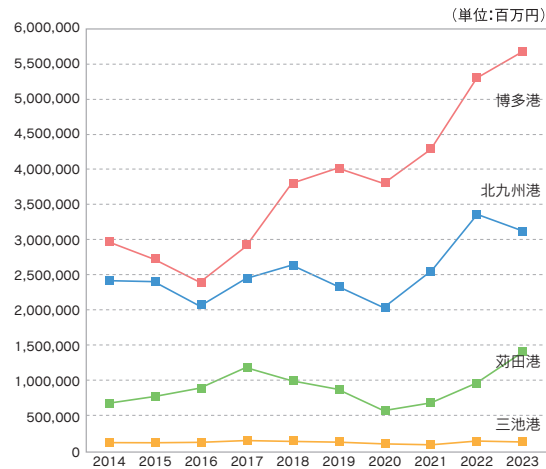


()内はコンテナ取扱数の2022年世界ランキング
出典:国土交通省港湾局監修「数字でみる港湾2023」

●博多～各港への所要時間



●各港の輸出入額の推移(輸出額+輸入額)



出典:門司税関「全国港別輸出入額順位表」
※2023年は確々報値(未確定値)

●2つの国際拠点港湾と2つの重要港湾

①博多港 (国際拠点港湾)



博多港は、アジア、北米など111か国・地域47の主要港と44航路月間220便(2024年8月1日現在)のコンテナ航路ネットワークで結ばれており、まさに世界と九州をダイレクトにつなぐ拠点港として発展しています。

外貿コンテナ貨物量

国内
第6位

出典:国土交通省港湾局調べ
(2022年速報値)

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	128便
上海	44便
高雄	40便
香港	32便
大連	16便
バンコク	8便

出典:博多港ホームページ

●博多港～上海のネットワーク



①北九州港 (国際拠点港湾)



北九州港の外航定期コンテナ航路は、36航路月間158便です(2024年8月1日現在)。中国、韓国、台湾を中心にアジア各国の港と密に結びついています。

外貿コンテナ貨物量

国内
第8位

出典:国土交通省港湾局調べ
(2022年速報値)

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	88便
上海	44便
香港	36便
大連	16便
高雄	20便
バンコク	12便

出典:北九州港ホームページ

①苅田港 (重要港湾)



苅田港は、北九州空港、苅田北九州空港ICの近くに位置しており、苅田地区周辺の海の交通アクセス拠点としての役割を果たしています。また、臨海工業地帯に自動車関連企業の集積が進むなど、今後更なる発展が期待されます。

①三池港 (重要港湾)



三池港は、九州自動車道や有明海沿岸道路に近接し、九州各地へのアクセスが便利な港です。また国際コンテナ定期航路の取扱量も着実に伸びており、国際物流拠点として、更なる発展が期待されています。

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	4便

出典:三池港ホームページ

進化する高速道路・鉄道網 アジアの交通結節点

福岡県のメリット

福岡県は高速道路・交通網が充実し、空港・港湾とのアクセスも抜群です。九州新幹線、東九州自動車道の開通により、今後、九州・福岡でのビジネスがますます加速します。

● 交通網（道路・鉄道）



福岡県 福岡I.C.より	18分 → 鳥栖	1時間34分 → 長崎	6時間56分 → 東大阪北
	25分 → 八幡	1時間49分 → 山口	8時間47分 → 名古屋
	33分 → 佐賀大和	3時間9分 → 鹿児島	11時間23分 → 東京
	1時間3分 → 熊本	3時間7分 → 宮崎	

アジアの拠点として更なる飛躍を 先端産業プロジェクト

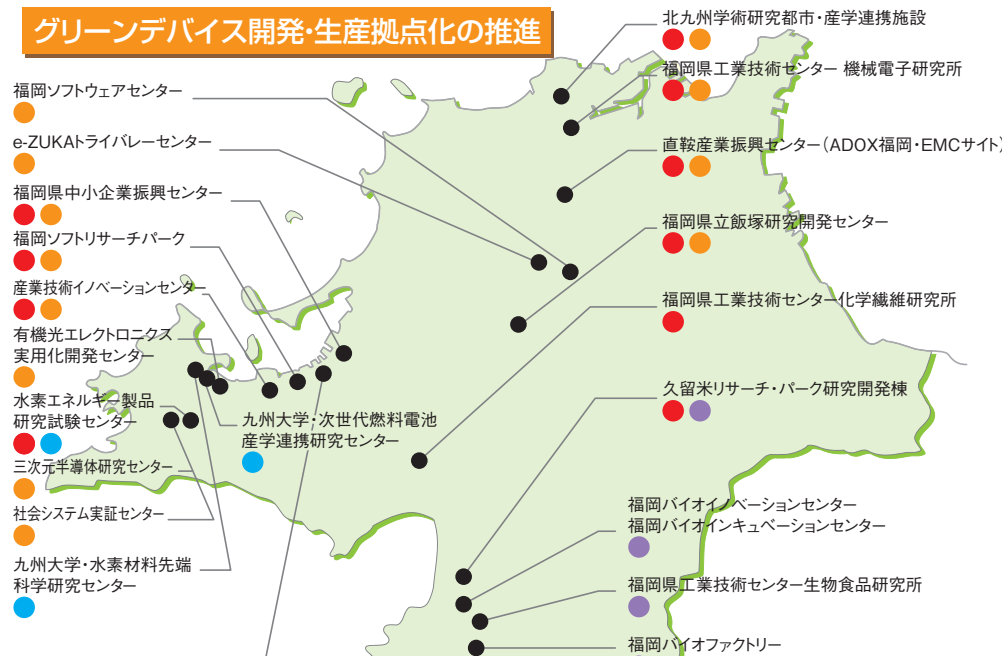
福岡県のメリット

福岡県では、先端成長産業の育成・集積を目指し、産学官が連携した産業プロジェクトを強力に推進しています。

● 福岡県の主な産業プロジェクト・産業支援施設

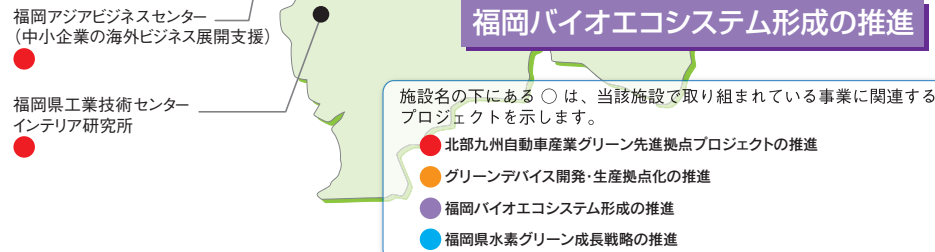
北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進



福岡県水素グリーン成長戦略の推進

福岡バイオエコシステム形成の推進



北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト

北部九州は、日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ九州(株)、日産車体九州(株)の4つの自動車メーカーが立地し、年間154万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

福岡県は、北部九州の自動車産業の更なる発展に向け、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を地域の力を結集し総合的に推進しています。

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議

役 員	会 長	福岡県知事	服部 誠太郎	内村 洋一郎 森 敏明 松村 茂樹	会 員 数	885会員（2024年4月現在）
	副会長	㈱デンソー九州	代表取締役社長		事務局	福岡県商工部 自動車・水素産業振興課
	副会長	ユニブレス九州(株)	代表取締役社長			
	副会長	㈱ナミュニット	代表取締役会長			

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想(4つの目標)

目標1	世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成	電動車の生産にむけ、カーメーカーとともに地元サプライヤーの電動化対応の支援や電動車主要部品産業の集積を進め、開発・生産拠点の形成を目指す。
目標2	CASEに対応したサプライヤーの集積	CASEなどの高機能部品のニーズに対応するため、地元サプライヤーの提案力・開発力の強化、新規参入や企業の誘致により高い技術力・開発力を有するサプライヤーの集積を図る。
目標3	工場や輸送分野における脱炭素化の実現	部品製造も含めたライフサイクル全体でのCO2削減が求められるため、北部九州における再生可能エネルギーの優位性や先進的な水素技術の研究開発、実証等の総合的な取組を活かして、工場や輸送分野における低炭素化・脱炭素化を推進する。
目標4	先進的なクルマ・モビリティの実証の推進	新しいモビリティ社会の到来に向けて、情報発信・体験機会の創出などによる安心・理解の醸成と、山間部や都市部など地域特性に応じた実証に取り組む。

主な取り組み(R6年度)

カーメーカーとともに地元サプライヤーの電動化への対応を支援	- CASE部品研究会の開催 「自動車関連企業電動化参入支援センター」の運営 「工業技術センター」による製造技術習得の支援 「生産性向上支援センター」による生産技術習得の支援 - 商談会の開催 - 九州自動車部品・技術展示館の運営	- 出前自動車電動化技術道場の開催 - 自動車産業アドバイザーによる取引支援 - 九州自動車関連企業データベースの作成 - 電動化参入支援製品開発補助金の交付 - EVバッテリーの資源循環システム構築
CASE部品製造に向けた地元サプライヤーの開発力・生産力・提案力の強化	- CASE部品研究会の開催 - CASE分野別展示商談会の開催 - 九州カー・エレクトロニクス関連企業データベースの作成	- 自動車サプライヤー連携強化事業 - カーエレクトロニクスマップの作成 - CASE等関連技術開発支援補助金の交付
CASE分野産業(半導体、ソフトウェア産業)等との連携	●CASEプロモーターによる参入支援	
デジタル人材の育成及び確保、製造現場のDX化	- 開発を担う人材の育成 - 県内外理工系大学生等の県内企業への就職促進	●プロフェッショナル人材戦略拠点事業による開発人材の確保
電動車の普及促進(インフラ整備含む)	- FCトラックの配送ネットワークの構築 - 水素ステーションの整備促進 - FCモビリティ及び水素ステーションの関連部品開発支援	- FCトラックを導入する物流事業者に対する支援 - 水素ステーションを運営する事業者に対する支援
生産工場におけるカーボンニュートラル化の促進	●工場の脱炭素化を目指す「水素ファクトリー」開発支援	
自動運転等の安全な運用・提供への取組	●自動運転システム研究セミナー	
クルマを使った地域課題解決の提案	●BRTを軸とした日田彦山線沿線地域での振興プロジェクト	

頭脳拠点化の進展

車両開発拠点の新設	- トヨタ自動車九州(株) - ダイハツ工業(株)	テクニカルセンター開設(2016年3月) ダイハツグループ九州開発センター開設(2015年8月)
生産準備・生産管理技術開発拠点の新設	㈱トヨタプロダクションエンジニアリング	本社立地(2007年4月) 技術センター拡充(2009年4月)
カーエレクトロニクス分野の開発拠点の新設	- キャッツ(株) - デンソーテクノ(株) - アイシン・ソフトウェア(株) ㈱アイシン	CATS組込みソフトウェア研究所開設(2007年4月) 福岡技術センター開設(2007年4月) 福岡開発センター開設(2008年3月) 九州開発センター開設(2015年3月)、 九州開発センター博多ラボ開設(2020年5月)

北部九州における自動車産業の集積と交通インフラ

北部九州には各自動車メーカーの最新鋭工場が立地しています



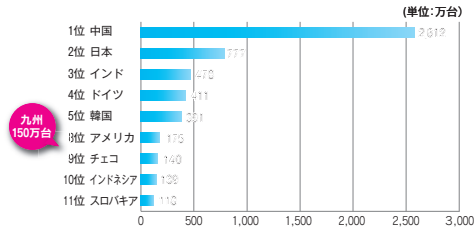
北部九州に立地する自動車メーカーの概要 (2024年4月現在)

	日産自動車九州(株)	日産車体九州(株)	トヨタ自動車九州(株)			ダイハツ九州(株)	
			宮田工場	刈田工場	小倉工場	大分(中津)工場	久留米工場
生産開始	1976年12月(車両生産)※1	2009年12月	1992年12月	2005年12月	2008年8月	2004年11月※2	2008年8月
敷地面積	236.2ha(うち日産車体九州7ha)		113ha	32ha	34ha	130ha	11.2ha
従業員数	約4,500人	約2,100人	約8,600人	約1,700人		約4,200人	約500人
生産能力	53万台	12万台	43万台	44万基	47万基	46万台	32.4万基※3
生産車種(生産品目)	セレナ エクストレイル ユーゴ	パトロール インフィニティ QX80 エルランド アルマーダ キャラバン	レクサス ES レクサス UX エルファード レクサス NX	エンジン	ハイブリッド部品	タクト ミラーズ アスレー ハイゼットトラック ハイゼットカーゴ ムーブキャンピス	エンジン トランスミッション部品

※1…1976年12月～2011年9月まで日産自動車(株)九州工場として操業
※2…2004年11月～2006年6月までダイハツ車体(株)として操業
※3…一定時・2交代制の生産能力。生産性向上により中津工場生産全車に供給

世界の乗用車生産台数2023

(出典:国際自動車工業連合会OICA)



高度人材の育成

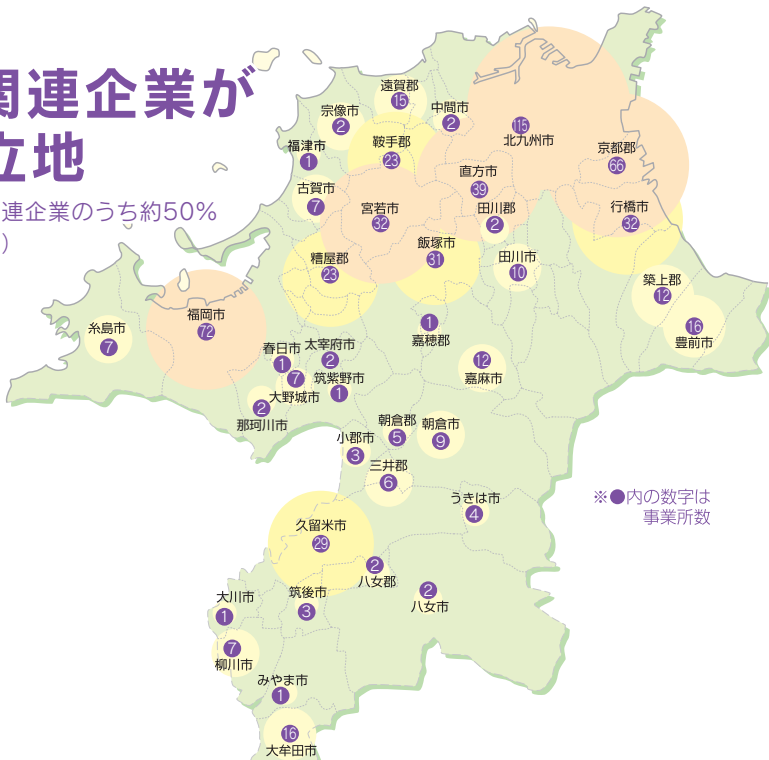
自動車産業の集積に伴い、県内の大学も専門コース等を開設

- 九州大学(大学院):「オートモーティブサイエンス専攻」(福岡市西区、2009年4月～)
- 九州工業大学(大学院):「デジタルエンジニアコース」(飯塚市、2008年4月～)
- 久留米工業大学(大学院):「自動車システム工学専攻」(久留米市、2007年4月～)
- 西日本工業大学:「機械設計コース」(京都市岡田町、2009年4月～)

- 九州工業大学:「カーロボAI連携大学院」
- 北九州市立大学:「北九州市若松区、北九州市戸畑区、早稲田大学:飯塚市、2019年4月～)

県内に自動車関連企業が622社立地

※九州内の自動車関連企業のうち約50%
(2024年3月現在)



福岡県内の主な自動車関連企業

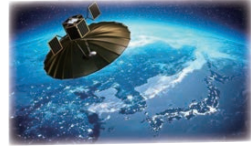
北九州市門司区 トヨタ輸送機新門司営業所、機中尾精機、機大江鉄工所、新熊本産業機、機ヤノテック、新北九州工業機、機 DAIKO TOOL、日本通運機門司泊運支店	所、山九機福岡支店、機サン
北九州市若松区 機日立金属若松、佳務工業機、西日本精機機、機久保田鉄工所 九州工場、九州高周波熱線機、大阪精工機九州工場、オリコ精機機、八幡金属機北九州若松工場、機河村工機製作所、機小野金属工業所、機アイシン、機ブリヂストン北九州工場、KOA 機北九州研究所、機北九州ファルテック、機九州日昌、中川産業機北九州工場、機 EV モーターズ・ジャパン	福岡市博多区 九州大日精化工業機本社工場、森尾プレス工業機本社工場、機中島鍍金工業、渡辺鉄工機、福岡メッキ技研工業機、リックス機、機上杉スプリング商会、デンソーテック機福岡技術センター、アイシン・ソフウェル機福岡開発センター、機アピスト 福岡事務所、機ヒラテ技研 福岡事務所、機セネテック九州開発センター、九州日東精工機、機トヨシステムズ、機コク・デン、鹿島エレクトロ産業機九州事業所、機モビテック福岡オフィス、信和工業機、九州計測器機、機富士通九州システムズ、平戸金属工業機、機イーゼーメジャー、機ディー・エス・ジー九州開発センター、機エフコック、機ヒューマンテクノロジーシステム、機 KVOEI 福岡営業所、ケイ・マック機第一営業本部九州営業所、サンビット機、機ミックスエア、機 Atlas Direction、西日本スターワークス機、機カスターネット、機ディジテック、コアテック/ロジ機、ナレッジソフト機、キョウエア九州機、ジェット機九州営業所、機アイ・エム・シーユナイテッド、機アンソン・ソフトウェア、九州リオン機、機 DTS インサイト、SRA 西日本、機正信、東フロアコーポレーション機福岡営業所、ヴァイスラ機、機AZAPA エンジニアリング、機ティ・アイ・エス、機テクス、平井精密工業機九州営業所
北九州市戸畑区 日本製鉄機九州製鉄所八幡地区(戸畑)、機岡崎製作所、山九機九州エリア統括部、NS九州スチールサービス機、不動鋼板工業機、機エクスセシムラ、機ヨコヤマ精工、清田重工業機オートライフセンター戸畑工場、熱産ヒート機、ユニプレス九州機戸畑工場	福岡市中央区 機コア 九州カンパニー、機メタリックスジャパン、機オングラトリーディング福岡営業所、エムシーエー機、機チーム AIBOD、CM エンジニアリング機、機ユニティクス
北九州市小倉北区 日本製鉄機九州製鉄所八幡地区(小倉)、石川金属工業機、サンエス工業機、平和自動車工業機、機日栄紙工機、機いしかわファルテック、機豊光社、半田電設工業機、吉川工業ファインテック機、中央工業機北九州営業所、日本通運機北九州支店、山九機北九州支店企画管理グループ、興南設計機、機ニココ、機ファクテム	福岡市南区 機ロジカルプロダクト、機ネクストシステム
北九州市小倉南区 機鶴工機機、機川村製作所、白石鉄工機、三島光産機エンジニアリング事業部、戸畑鉄工機、機北九機製作所、機 TONEZ 九州工場、PLASTIC OMNIUM 機、機ユニユーティアマシン、機戸畑ターレット工作所、朝日工業機、機タカギ、太陽インダストリー機、サカエ理研工業機北九州工場、日菱産業機福岡営業所、機 JSP 北九州工場、東洋コルク機小倉工場、山興電子機、機陽和、清田重工業機根オートライフセンター、小倉運送機、AGC オートモーティブインダストリアル機九州工場	福岡市早良区 日本電気通信システム機福岡事業所、機シティアスコム、機マイクロコート、富士通九州ネットワークテクノロジー機、機グローバルサイバーグループ、機 Latia、機ネットワークテクス、FAST テクニカ機
北九州市八幡東区 三島光産機、九州シロキ機、機三井スタンピング、千代田工業九州機、機ナミニュット、豊田合成九州機北九州工場、太田機工機九州工場、機アドバンテスト九州システムズ、メティ機九州工場、吉川工業機	福岡市西区 三菱電機機/ワコーパイス製作所、機小川製作所、機 Braveridge
北九州市八幡西区 日金メカニカル機、機デンソー九州、機深江工作所八幡工場、機高田工業所、日本バーカライジング機九州第二工場、機富士プレス北九州製作所、エヌエスジーアセンプリサービス機、機三井ハイテック、機金剛製作所、機エー・アイ・デー、機ジー・エヌ、機 C&G システムズ北九州本社、機安川電機機、機タツタ技研工業、インター精工機北九州工場、機IEC九州営業所、第一高周波工業機、機平和電業社、機泉野鉄工所、機第一製作所、清田重工業機オートライフセンター浅川工場、イナバコム機	大牟田市 九州精密機器機、機三井三池製作所精密機器事業本部九州工場、機港工作所、オタリト機大牟田工場、田村機大牟田工場、機九州パッキング製作所、KM アルミニウム機、東洋電機機、大牟田電機工業機、三井化学機大牟田工場、矢部川電気工業機、インターテックジャパン機、バンダイ機福岡工場、デンカ機大牟田工場、大宝工業機/九州カンパニー/大牟田工場、近鉄エンジニアリング機福岡支店
福岡市東区 機九州電化、鹿児島金属機福岡営業所、日本通運機福岡コンテナ支店、機阪本電機機製作	久留米市 機ブリヂストン久留米工場、機森森工機所、機陵美化成、平井鍍金工業機、タイムメック機久留米工場、機サンコー 福岡貝印工場、東プレ九州機、機ワモト九州工場、高木鉄工機、ニシヨリ機、日鉄精鋼機久留米工場、機タカグロイロイ九州工場、機古川シラル九州工場、機久留米機械設計、豊通システムテック機テック/ロジ機久留米工場、中島ミズ工業機、機ピラミッド、中川産業機久留米工場、機アッセン、機木原ハイテック、ウィンズテック機、機泉

納商店、機熊谷ゴム工業、機ヴァンテック、機 IBUKI、機東洋硬化、四恩システム機、機野口機工、コックス機、機共栄設機九州工場	みやま市 機中島鉄工
直方市 直方精機機、福智産業機、松野プレス工業機、機旭日プレイング、土居工業機、アスカコーポレーション機、機平田鉄工所、機メイホー、モルテック機、機紀之國屋、機フタハル川直方工場、インバシテック/機九州工場、機ヤマサキテクノ、小倉鉄道機、機オリジン、大塚機工機、機シシコウ製作所直方工場、機エヌ・ティ・エム、機筑豊精機工業、機藤山鉄工、機飯野鉄工所、コボタ鉄工機、機コモツツール、正栄工業機、機デンメ、機東洋メイトテック、直方機工機、機フアルコム、フジエスエス機機、機マーレフィルターシステムズ、機城南九州製作所、機アイ・ティ・オー、機石橋製作所、機直方歯車製作所、長谷川化成機、機渋谷合機商事、機九龍、機ピュアテック	糸島市 機GSユアサ九州商品センター
飯塚市 機東開発工業機福岡工場、阿蘇工業機飯塚工場、機アイ・シー・ビー、機パイオラックス九州、三枝工業機九州事業所、エンジン熱処理機福岡工場、スギヤマプラスチック機九州飯塚工場、松岡製作所機、機中央産業、ヒロホー機九州工場、機電製作所 北九州工場、ミツ和金属機、機白川精機、機タイセイプラスチック九州工場、機ワイ・ビー・エム、福豊帝酸機、機ヒロタニ 九州工場、河野産業機 飯塚営業所、タカハ機工機、アイテックシステム機、高木工業機、木原鉄工所、ミツミ電機機九州事業所、機 OMOTO 飯塚工場、三和工業機飯塚工場、ホナミ機工機、機 TRIART、機レイドリクス、ドライアイス筑豊機、FutureTrek 機	糟屋郡須恵町 三友ボディー機、機世利プレス工業、機平山プレス工業所、機 K-TECH 九州、機石原パッキング工業、機ビーエムティー、大博鋼業機福岡営業所、トックスプレソテック機
田川市 機ミトヨ九州工場、機ショウワ九州工場、大塚工業機田川工場、昭和電工マテリアル・オートモーティブプロダクツ機、関西ブレーキ工業所、機ナルミ田川事業所、機ユニテック九州工場、高熱炉工業機、機サンケミカル九州工場、栄光サービス機、豊通ヴィークス機九州事業所	糟屋郡新宮町 機矢野特殊自動車、機善多村製作所、三浦鉄工所、機オートカ九州支店、サカエテック/機九州工場
柳川市 中島TPプレス工業所、機中村プレス、有明技研機、機フコク、機フラインテック、機特馬工業、機大井工作所	糟屋郡久山町 福岡アルミ工業機、エス・エス・シー九州機、関包スチール機九州事業所、三友ボディー機
八女市 タケヒロ九州機、古賀金属工業機	糟屋郡粕屋町 機光オートメーション機、アイティーエックス機福岡工場
筑後市 機 ROCKY-ICHIMARU、ローム・アポロ機筑後工場	遠賀郡戸畑町 機橋本技研工業、機工・フォト
大川市 機カネクラ加工	遠賀郡水巻町 機深江工作所水巻工場、日本バーカライジング機九州第二工場
行橋市 機 M&I 化成、日本特殊塗料機東九州工場、機ニツクシーケー、塚本精工機、機富士技研、日本ビニロン機行橋工場、九州アルファ機、機 I.W. フォーム九州、機シグタイ行橋工場、機大商事機、機春日プラスチック工業、機シシコウ製作所行橋工場、宮西設備機、機宮西コスモス、機H&I塗装、日本プラスチック・テクノロジーズ機九州工場、住江工業機九州工場、タカ化成工業機九州行橋工場、機大阪精密行橋工場、名古屋ババ機行橋事業所、機ニシキ金属 九州事業所、機明和メテック九州営業所、機アステア九州工場、機安川電機行橋事業所システムエンジニアリング事業部行橋工場、安川マニユファクチャリング機行橋カンパニー、平和自動車工業機行橋工場、機秋栄電機、機アッセン行橋工場、機 ATINDE、機九州イノヴァ行橋工場、機東洋パーツ	遠賀郡岡垣町 機福岡極屋テカル、機トムラス、機九州イノアック北九州工場、機中島ターレット
小郡市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	遠賀郡遠賀町 日本リークレス工業機九州事業所、機ワークス、T・D-C モールド機、機スターハイテック、機メグシ、機エステック 21
築紫野市 ブラストテック総業機	鞍手郡小竹町 三泉化成機九州工場、機ワイ・エム・シー、一井工業機九州工場、太平洋工業機九州工場、機マクシスエンジニアリング福岡工場、福岡キュービック機、タカハタプレシジョン九州機、機イガワテック、スエオカ精密機、千代田鉄工、機ロジックス福岡物流センター、機金剛製作所、機安藤工業所
春日市 オタライト機	鞍手郡鞍手町 トビー工業機鞍手工場、日本バーカライジング機九州第一工場、機ニッショウテクノス、機アッテック、機ロジコム鞍手営業所、機ウエキ化成、機ウエキモールド、藤井精工機、司企業機鞍手工場、ホシデン九州機
大牟田市 機深江工作所中間工場、三興精機機	直隼郡桂川町 機光製作所
小郡市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	直隼郡筑前町 機福岡多田精機、機豊洋精工機福岡工場
築紫野市 ブラストテック総業機	直隼郡東峰村 機ス、熊谷金型技研
春日市 オタライト機	三井郡大刀洗町 中立電機機九州工場、フジテックモールド機、機キノックス九州工場、NOKフガクエンジニアリング機九州工場、機大刀洗産業、近畿電機機九州工場
大牟田市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	八女郡広川町 機ババイン機福岡工場、機中島鉄工所
小郡市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	田川郡川崎町 機 OMOTO 奥合工場
築紫野市 ブラストテック総業機	田川郡福智町 機豊精工機北九州工場
春日市 オタライト機	京都市田辺町 機協和産業機田辺工場、九州ホイル工業機、スリーボンドファイナケミカル機北九州工場、機フアルテック九州工場、機九州テクノメタル、機九州鉄鋼センター、平和自動車工業機機田辺工場、機後藤藤精機、機三工工業、三原グループ機、湘南造機機九州工場、機豊通メルティングテクノロジー機機田辺工場、フォルシア・ニッパツ九州機、堀硝子機九州事業所、機ア・ケイ・エス、豊鋼材工業機機田辺工場、機ロジコム北九州営業所、日本国際産業機九州サウサイト、凡申産業機、日本アルシー機九州事業所、機みやこ産業、機リョーフ、ワイオマケニカルソリューションズ機、機テックロイク九州 田辺工場、三興興業機九州工場、機日産クリイティブサービス九州支店、機トーブラ九州営業所、機山崎工業、機渡商会九州支店福岡営業所、二引機九州支店、機ATEC、バレット機九州営業所、機ヘッス、ニッパツ九州機、機啓啓社九州工場、機ヴァレオジャパン九州工場、機テック/アソシエ九州事業所、機メンテックワールド九州事業所、日本通運機九州オートモーティブシステムズ支店、日本通運機刈田海運支店、東プレ九州機刈田工場、河西工業ジャパン機刈田分室、機 HOWA 九州刈田事業所、山九機北九州支店刈田流通センター、機クマダ九州工場、機サンノハシ九州営業所
大牟田市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	京都市みやこ町 三井金属アクト機九州工場、機フアルテック九州工場(犀川)、機井手梱包、ユニプレス九州機、機津野精工、機深江工作所豊津工場、機錦工業機豊津工場、機ナルミ勝山工場、三和テック/機九州工場、刈田ユニテック機、フコク物産機九州事業所、機清井工作所、セトルラガラスモジュール機、中村産業機、機アイケイケイ精工、ユニプレス九州機
大牟田市 機マセック I-PEX 機福岡事業所小郡工場	築上郡吉富町 機ハイダイ工業
久留米市 機ブリヂストン久留米工場、機森森工機所、機陵美化成、平井鍍金工業機、タイムメック機久留米工場、機サンコー 福岡貝印工場、東プレ九州機、機ワモト九州工場、高木鉄工機、ニシヨリ機、日鉄精鋼機久留米工場、機タカグロイロイ九州工場、機古川シラル九州工場、機久留米機械設計、豊通システムテック機テック/ロジ機久留米工場、中島ミズ工業機、機ピラミッド、中川産業機久留米工場、機アッセン、機木原ハイテック、ウィンズテック機、機泉	築上郡上毛町 機日立 Astemo 機九州工場、日本ブラスト機九州工場、九州永田機、神楽テクノロジ機福岡工場、アブリコット・インシステムズ機機、機高村工業機九州工場
久留米市 機ブリヂストン久留米工場、機森森工機所、機陵美化成、平井鍍金工業機、タイムメック機久留米工場、機サンコー 福岡貝印工場、東プレ九州機、機ワモト九州工場、高木鉄工機、ニシヨリ機、日鉄精鋼機久留米工場、機タカグロイロイ九州工場、機古川シラル九州工場、機久留米機械設計、豊通システムテック機テック/ロジ機久留米工場、中島ミズ工業機、機ピラミッド、中川産業機久留米工場、機アッセン、機木原ハイテック、ウィンズテック機、機泉	築上郡築上町 機ニッパロジスティックス、機シー・アイ、機山化成工業機、機ニッパ一紙器機、機野崎機器工業機

半導体・デジタル産業の振興

福岡県には、半導体関連企業が約400社集積しているとともに、ロボット、IoT、AIなど、デジタル社会を支える優れた企業も多数立地しています。

また、大学・高専・工業高校の教育研究機関や企業の研究を支援する公的支援機関も充実しており、こうしたポテンシャルを最大限に活用し、産学官が連携して今後のデジタル社会を支える半導体やデジタル産業の振興を図っています。



福岡県半導体・デジタル産業振興会議

会 長: **YASKAWA 安川電機**

特別顧問 津田純嗣

顧 問: 文部科学省科学技術・学術政策局長、
九州経済産業局長、
福岡県知事、北九州市長、福岡市長

設 立: 2022(R4)年6月

会 員 数: 1,234会員(2024年8月19日現在)

振興会議の目的に賛同する企業、
大学、行政、個人

全国トップクラス1,234の産学官の
会員プラットフォーム(2024年8月19日現在)



福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会

福岡県の強みを活かして、産学官が連携し、カーボンニュートラル時代の製造業を支える「グリーンデバイス」の一大開発・生産拠点を構築することを目的に、令和4年2月「福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会」を設立しました。

※グリーンデバイスとは

省エネルギーに直結するパワー半導体及び関連製品、低消費電力化(高速処理・効率処理)を実現する各種半導体及び関連製品等の総称。



発足時の記者会見の様子(令和4年2月2日)

主な取り組み

■半導体産業の取組体系

I 企業を呼び込むためのプロジェクト

- 福岡IST「三次元半導体研究センター」の機能強化
- 半導体アドバイザーボードの設置
- インキュベーションルームの提供

II 地元企業のサプライチェーンの強化

- 半導体取引拡大アドバイザーの設置
- [九州]半導体産業展での関連イベントの開催
- SWTest Asia 2024での関連イベントの開催
- 国内外の大手企業への出張技術提案会の開催
- 国内外の大型展示会への出展支援
- グリーンデバイス関連製品開発支援事業
- 講演会・交流会の開催

III 半導体人材の育成・確保

- 「福岡半導体リスクリリングセンター」の人材育成
- 大学と連携した半導体中核人材の育成
- 「福岡テクノロジー人材創生塾」の実施
- 「ガールズテックプログラム」の実施

IV 半導体企業の誘致

- 企業誘致の促進
- 新たな産業団地の整備

■デジタル産業の取組体系

I 啓発・参入促進

- 福岡県宇宙ビジネスフォーラムの開催

II 新製品・サービスの創出

- 製品開発支援(宇宙関連機器(研究開発・高性能化等)、衛星データ利活用、宇宙日本食開発)
- 宇宙日本食開発・認証アドバイザーの設置
- 県内宇宙ビジネスの実態調査

III 普及・展開

- 大型展示会への出展
- 福岡県IoT認定制度
- ビジネスマッチングイベントの開催

IV 人材育成

- 「福岡半導体リスクリリングセンター」の人材育成(半導体産業と一体的な取組)

V インキュベーション支援

- インキュベーションルームの提供

企業を支える公的支援機関

三次元半導体研究センター

三次元実装の設計、試作、評価・解析を一貫して支援する国内唯一の公的機関。複数の半導体チップ等を三次元に積層するために必要な実装機器類、評価機器を整備。

2011年の開設以降、三次元実装に関し、豊富なノウハウや技術が蓄積。(福岡県糸島市東1963-4)

○インキュベーションルーム 3室(41㎡~43㎡)



社会システム実証センター

新たな社会システムの実現可能性の評価、IoTデバイスの評価・改良、市場ニーズとのマッチングを支援。

IoT製品の実環境下での実証試験や評価・改良を行う設備を整備。(福岡県糸島市東1963-4)

○インキュベーションルーム 23室(20㎡~54㎡)



産業技術イノベーションセンター

人材育成から研究開発、事業展開まで総合的に支援。半導体の設計(EDA)ツールや検証評価のための高速演算装置等を整備。

(福岡市早良区百道浜3丁目8-33)

○インキュベーションルーム 53室(17㎡~140㎡)



福岡半導体リスクリリングセンター

本県をはじめ九州・全国の半導体人材を育成するため、半導体分野やデジタル産業分野の重要技術に精通した人材を育成する「福岡半導体リスクリリングセンター」を2023(R5)年8月に開設。

センター長に、世界的な半導体研究の第一人者である黒田忠広東京大学特別教授が就任。

半導体を「作る側」と「使う側」に分類した講座を提供し、基盤技術から応用技術まで幅広い人材を育成。県内中小企業は受講料相当を補助。令和5年度は、県内外からの受講者数が4,000人を超え、福岡のみならず、全国から注目を集めている。

令和5年度から令和9年度までの5年間で25,000人の半導体人材を育成する。

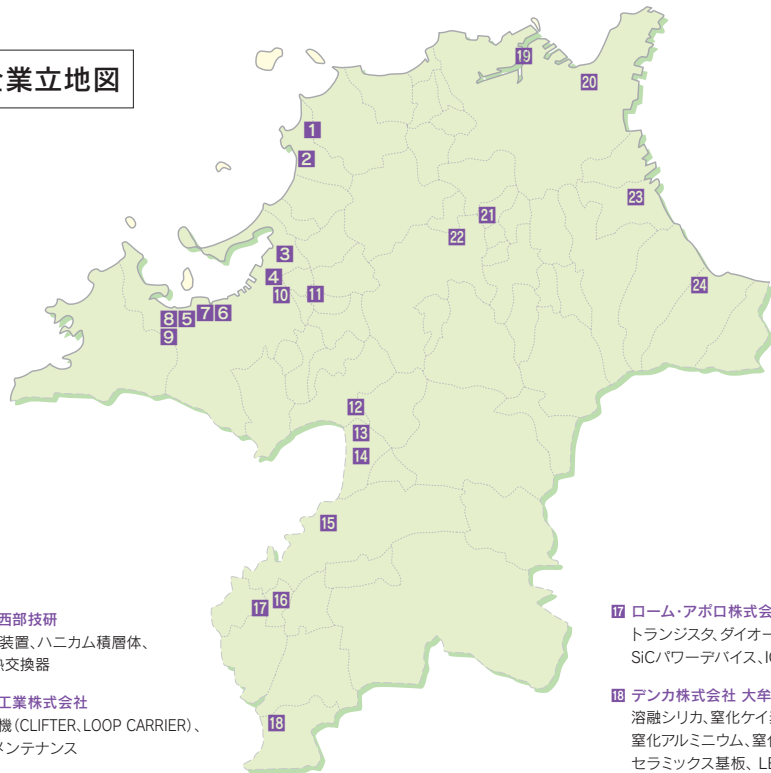
(福岡市早良区百道浜3丁目8-33)



受講風景

県内に半導体関連企業が約400社立地

主要企業立地図



1 株式会社西部技研
VOC濃縮装置、ハニカム積層体、
空調・全熱交換器

2 第一施設工業株式会社
垂直搬送機 (CLIFTER, LOOP CARRIER)、
ロボットメンテナンス

3 株式会社TCK
半導体製造装置
(真空装置、CD-SEM、EB露光装置等)

4 株式会社トッパン・テクニカル・デザインセンター
福岡デザインセンター
LSIデザインサービス、LSIターンキー
サービス、LSI試作サービス

5 ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社
福岡事業所
システムLSI、イメージセンサ (CCD、CMOS)、
ミックスドシグナルLSI、アナログIC

6 株式会社ウォルツ
次世代実装評価用TEGウエハ (チップ)
/基板

7 株式会社ロジック・リサーチ
ASICおよびCSI開発・販売、
EOL (End-of-Life) 製品

8 三菱電機株式会社 パワーデバイス製作所
パワーデバイス・パワーモジュール

9 日清紡マイクロデバイス福岡株式会社
バイポーラIC、アナログIC、アナログ
デバイスウエハファウンドリサービス

10 株式会社TRIPLE-1
ブロックチェーン・ティーブーニング用途
ASIC設計開発、ローカル5G関連製品開発 他

11 株式会社ビーエムティー
超精密部品加工、精密金型、超高精度ス
テージ、マスクレス露光装置、FA機器
及び各種機械装置

12 株式会社三松
IC関連装置 (パネルカバー、ステンレス製
品、アルミ製フレーム)、IC検査装置

13 I-PEX株式会社 小郡工場
半導体封止装置、半導体製造装置

14 I-PEX株式会社 I-PEXキャンパス
半導体封止装置、半導体製造装置

15 ローム・アポロ株式会社 本社・広川工場
トランジスタ、ダイオード、
プリントヘッド、センサ

16 ローム・アポロ株式会社 長浜工場
トランジスタ、ダイオード、
SiCパワーデバイス、IC

17 ローム・アポロ株式会社 筑後工場
トランジスタ、ダイオード、
SiCパワーデバイス、IC

18 デンカ株式会社 大牟田工場
熔融シリカ、窒化ケイ素、
窒化アルミニウム、窒化ホウ素、
セラミックス基板、LED用蛍光体

19 株式会社アドバンテス九州システムズ
半導体テストシステム

20 株式会社安川電機
半導体・液晶製造装置用クリーン・
真空搬送ロボット

21 九州住友ベークライト株式会社
半導体封止用成形材料、
半導体ウエハコート材料
住友ベークライト株式会社
情報通信材料研究所
半導体封止用成形材料、
ウエハコート材の研究開発

22 マクセル株式会社 九州事業所
メタルマスク、リードフレームの製造、
ウエハバンピング、超精密加工 (エ
レクトロ・ファイン・フォーミング)、
パッケージファウンドリサービス

23 ローム・アポロ株式会社 行橋工場
IC

24 TOTOファインセラミックス株式会社
豊前工場
静電チャック

IT産業の振興

福岡県未来ITイニシアティブは、「新しいITを生み出す人やITを活用する人とともに、より豊かに生活できる未来を創造する」を理念としています。本県には、ITを活用した製品・サービスの研究・開発を行う企業・エンジニア・大学等が多数集積しています。これらのITに関わるすべての人とともに、新しいITの創出と活用の促進、起業家やエンジニアが協力して挑戦を続ける環境づくり、未来のIT産業を支える人材の育成を行い、県内のIT産業の持続的な発展を目指します。

福岡県未来ITイニシアティブ

設立 2024 (R6) 年7月

会員数 857企業・団体 (2024年8月末現在)

理事長 まつもとゆきひろ
(一般財団法人Rubyアソシエーション理事長)

事務局 福岡県未来ITイニシアティブ事務局 (福岡県商工部新産業振興課内)

TEL:092-643-3453 FAX:092-643-3421

URL: <https://www.digitalfukuoka.jp> mail: info@f-ruby.com

主な取り組み

1. 新しいITの創出や活用の取組が持続的かつ活発に行われる原動力を作る。

- ・革新的IT製品・サービス開発及びそれに伴う研究や実証に対する助成
- ・ブロックチェーン関連製品・サービス開発に対する助成
- ・県内IT企業の国内市場展開支援
- ・ビジネスプロデューサーによる支援
- ・ITベンチャー企業等による製品・サービスのコンテストの実施

2. 起業家やエンジニアが、生活をより豊かにする志を持ち、組織の枠を超えて助け合い、挑戦を続ける土壌を作る。

- ・福岡県スタートアップキャンプの実施
- ・ITエンジニア向けコミュニティ支援
- ・福岡県未来ITフォーラム
- ・福岡県ブロックチェーンフォーラム

3. 新しいITの創出や活用により様々な課題を解決できる人材を育成する。

- ・小中高生等の未来IT人材の育成
- ・大学生向けの現役ITエンジニアとの模擬プロジェクト講座の開催
- ・ブロックチェーン技術ワークショップの実施

福岡県水素グリーン成長戦略

平成16年8月、環境にやさしい水素エネルギー利用社会の実現に向け、全国に先駆けて、産学官で「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立。水素製造・輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素人材育成に加え、社会実証、水素エネルギー産業の育成・集積に取り組んできました。

令和4年8月には、カーボンニュートラルを目指す国内外の動向を受け、新たな産学官連携組織「福岡県水素グリーン成長戦略会議」を設立しました。今後は新組織の下、水素製造・供給のイノベーション、水素利用の拡大、水素関連産業の集積を3つの柱とし、水素分野における環境と経済の好循環をつくる「グリーン成長」を図っていきます。

福岡県水素グリーン成長戦略の概要

■新戦略 2つの視点

①「水素」の巨大市場形成と、「カーボンニュートラル」の流れを受け、産業政策を展開

- ・「水素」を巡り、160兆円の巨大市場が出現。成長産業として位置付け、この分野への参入支援策が必要。
- ・県内製造業においても「カーボンニュートラル」への対応が不可欠に。水素技術の導入支援が必要。

②「グレー水素」から「ブルー水素」、そして「グリーン水素」へ

- ・「2050年カーボンニュートラル」を受け、今後、「グレー水素」から「ブルー水素」、そして「グリーン水素」へのシフトが進む。
- ・再エネ先進地域である強みを活かし、「グリーン水素」分野へ取組を重点化する。

■新戦略 3つの柱

- グリーン水素の普及に向け、水素製造・供給の低コスト化・多様化が必要 → **戦略① 水素製造・供給のイノベーション**
- 工場やトラック、フォークリフト、船など、新たな水素利用分野の拡大が必要 → **戦略② 水素利用の拡大**
- 成長分野である水素関連産業の集積を図ることが必要 → **戦略③ 水素関連産業の集積**

福岡県水素グリーン成長戦略会議

設 立	2022(R4)年8月2日		
会 員 数	924企業・団体(2024年9月現在)		
副 会 長	佐藤 直樹	日本製鉄㈱	代表取締役副社長
	津吉 学	岩谷産業㈱	取締役 専務執行役員 水素本部 本部長
	藤山 優一郎	ENEOS㈱	常務取締役
	千田 善晴	九州電力㈱	取締役 常務執行役員
	岩原 信隆	トヨタ自動車九州㈱	取締役副社長
顧 問	佐々木 一成	九州大学	副学長
	服部 誠太郎	福岡県	知事
	星野 光明	九州経済産業局	局長
	則久 雅司	九州地方環境事務所	所長
	武内 和久	北九州市	市長
	高島 宗一郎	福岡市	市長
	石橋 達朗	九州大学	総長
事 務 局	福岡県水素グリーン成長戦略会議事務局(福岡県自動車・水素産業振興課内)		
	TEL:092-643-3448 FAX:092-643-3847 ホームページURL: https://www.f-suiso.jp/ E-mail: info@f-suiso.jp		



公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター (福岡県糸島市富915-1)

水素ガス環境下で使用する水素関連製品の耐久試験や民間企業との共同研究開発などを通じて中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入を支援。



九州大学水素材料先端科学研究センター (福岡県福岡市西区元岡744番地九州大学内)

九州大学伊都キャンパスに水素材料分野の世界的研究開発拠点を設置。
世界トップレベルの研究者が国内外から結集し、水素脆化、材料強度などの先端研究を推進。

九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター (福岡県福岡市西区元岡744番地九州大学内)

九州大学と開発企業との緊密な連携により、次世代燃料電池の早期実現を可能にする産学連携研究拠点。

北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素拠点構築の推進

海外からの輸入水素や、余剰再生可能エネルギーを活用して製造するグリーン水素などを供給し、県内各地で活用を進める水素大規模拠点の構築を支援しています。

実施主体として令和5年5月、県、北九州市、水素の利活用を目指す企業などで構成する福岡県水素拠点化推進協議会が発足されました。

福岡県水素拠点化推進協議会

会長	福岡県知事
副会長	北九州市長 九州電力㈱取締役常務執行役員 西部ガス㈱取締役常務執行役員 日本製鉄㈱常務執行役員九州製鉄所長
顧問	福岡県水素グリーン成長戦略会議会長



「福岡県水素拠点化推進協議会」発足



水素供給のポテンシャルが高い北九州市響灘臨海エリア

■豪州ニューサウスウェールズ州との相互連携

令和5年8月、将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れ、グリーン水素の製造・輸出の世界的拠点を目標としている豪州ニューサウスウェールズ州に産学官の訪問団を派遣しました。

両地域が共通して成長を目指す水素分野において、互いの取組や将来ビジョンについて意見交換を行い、11月に「水素分野における協力促進に関する覚書」を締結しました。今後、覚書に基づき、企業のマッチングや大学等の交流支援など、海外との産学官交流を推進していきます。



豪州NSW州と水素分野に関する覚書を締結

FCモビリティ普及と水素ステーション整備の一体的推進

「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに「水素利用の拡大」を掲げ、モビリティについては、乗用車に加え、トラックやバス・船といった商用分野での利用拡大を目指しています。



FC船

・日本初のFC船商用運行を支援



FCバス

・日田彦山線BRTにおける運行実証を支援



FCTラック

・物流事業者への導入支援

＜福岡県内の水素ステーション＞



バイオ産業の振興

福岡県では、県南地域が古くからオールドバイオ（酒・醤油などの発酵・醸造技術）の拠点であること、医療系大学をはじめとする医療・研究機関が集積していることといった強みを生かし、久留米地域を中心に、バイオ関連企業、研究機関、金融機関、行政などが集積・連携する「バイオエコシステムの形成」を推進しており、「次世代創薬」「再生医療」「バイオものづくり」「機能性表示食品」の4分野を中心に研究開発の促進やベンチャー企業の育成に取り組んでいます。

福岡バイオコミュニティ推進会議

設 立	2001 (H13) 年9月
会 員 数	企業600社、大学等146名、行政・研究機関47団体 計793会員 (2024年3月末現在)
会 長	鈴木 蘭美 (ARC Therapies (株) 代表取締役社長CEO)
副会長	永田 見生 (久留米大学 理事長)、福田 晋 (九州大学 副学長)
事務局	㈱久留米リサーチ・パーク TEL: 0942-37-6124 FAX: 0942-37-6367 URL: https://www.fbv.fukuoka.jp E-mail: fbv@kurume-rp.co.jp

主な取り組み

- 「研究開発支援」
○福岡バイオ産業創出事業の実施
○産学官共同開発リーディングプロジェクトの実施
- 「ベンチャー育成」
○低料金での製造施設、研究室、機器の提供 (オープンラボ等)
- 「事業化支援」
○製品開発プロジェクト研究会
○機能性表示食品開発支援事業
(機能性表示食品届出件数は、東京、大阪に次いで全国3位)
- 「専門人材の配置」
○バイオ産業振興プロデューサー、事業化ディレクター、
インキュベーションマネージャーなどの専門人材による支援
- 「連携・交流」
○セミナー、フォーラムの開催
○国際展示会出展 (会員企業に研究開発成果や製品の展示、商談の場を提供)

バイオ専用施設の運営

【提供サービス・支援内容】

- バイオ産業振興プロデューサー、事業化ディレクター、インキュベーションマネージャーなど専門人材による医薬品、
機能性食品等の開発やビジネス化の支援
- (株)久留米リサーチ・パークのオープンラボに設置されている研究用機器を低料金で提供
(LC-MS・GC-MS・自動分注機・セルソーター・90Lジャーファメンター等)

福岡バイオイノベーションセンター (福岡県久留米市百年公園1番1号)

研究開発から製品開発・製造までを一貫して支援できる賃貸実験室と
ゲム編集など最先端バイオ技術に対応する高度な機器を備えたオープンラボを整備
(2021年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)
○鉄筋コンクリート5階 50m×6室、60m×1室、80m×2室、100m×3室
○一部P2対応、会議室、リフレッシュスペースあり



福岡バイオインキュベーションセンター

(福岡県久留米市百年公園1番1号)

バイオベンチャーの研究開発プロジェクト、
企業の研究所機能の受け皿として
利用できる実験室と事務所を兼ねた賃貸型インキュベータ
(2004年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)
○鉄骨コンクリート4階 50m×16室、59m×1室
○一部P2対応、商談室、リフレッシュコーナーあり



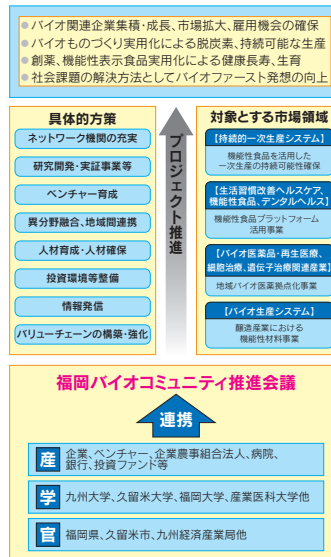
福岡バイオファクトリー

(福岡県久留米市合川町1488-4合川バイオパーク内)

バイオ関連企業が研究成果を実用化するまでの
試作・製造に対応した貸し工場
(2007年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)
○鉄骨4階 100m×15室
○会議室、商談室、リフレッシュコーナーあり



福岡バイオエコシステムの形成



福岡バイオコミュニティ推進会議

産	企業、ベンチャー、企業農事組合法人、病院、銀行、投資ファンド等
学	九州大学、久留米大学、福岡大学、産業医科大学他
官	福岡県、久留米市、九州経済産業局他

医療福祉機器関連産業の振興

趣旨・目的

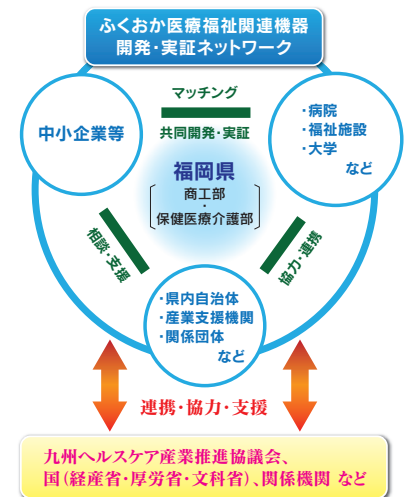
高齢化の進展や予防・健康ニーズの高まりから、医療福祉機器産業は今後も成長が見込まれる数少ない成長分野です。福岡県内には、半導体やロボット関連企業など医療福祉機器分野に参入可能な高い技術力を有する企業が集積しています。また、医療福祉機器の開発・実証に協力可能な医療系大学、病院、福祉施設も数多くあります。これらのポテンシャルを活かし、医療福祉機器分野への参入や開発における課題解決を図るため、福岡県では、平成26年7月、企業、病院・福祉施設、大学、行政、産業支援機関等で構成する「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」を設立しました。このネットワークのもと、企業と病院・福祉施設のマッチングや法規制への対応等を支援することにより、福岡発の医療福祉機器の開発を促進するとともに、医療・介護の質の向上や従事者の負担軽減にも貢献します。

ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク

設 立	2014 (H26) 年7月
構 成	企業、病院・福祉施設、大学、行政、 産業支援機関 等
会 員 数	464会員 (2024年3月末現在)
事務局	福岡県商工部新産業振興課 TEL: 092-643-3543 FAX: 092-643-3421 E-Mail: fukuoka-kikinet@pref.fukuoka.lg.jp



医療連携フォーラム・ビジネスマッチング会



主な取り組み

- 情報発信、セミナー等の開催
・国、県、関係機関の支援施策などの情報を適宜ネットワークの会員に提供。
- コーディネータによる調査、マッチング、アドバイス
・医療福祉機器メーカーや販売会社OB、医師など、各分野の専門家を県がコーディネータとして登録。
・コーディネータが医療福祉現場のニーズ調査、開発企業と医療福祉現場のマッチング、開発企業へのアドバイス等を実施。
- 医療機器メーカーとのマッチング会の開催
・県内ものづくり企業と医療機器メーカーとの連携を進めるため、マッチング会を開催。
- 法規制等への対応支援
・県商工部と保健医療介護部が連携し、医療機器に関する法規制への対応のため一貫した支援を実施。
① 開発相談コンシェルジュによる支援
・保健医療介護部業務課担当者や専門家により、医療機器の開発段階から承認申請まで、的確な助言・指導を実施。
② 薬事戦略相談窓口の設置
・医療機器の審査機関である(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)による「薬事戦略相談」を福岡で実施。
③ 医薬品医療機器等法の制度改正に伴う参入支援
・医薬品医療機器等法の制度に関するセミナーを開催。
- 医療福祉機器開発支援
・医療機器開発の一貫支援機能を有する九州大学先端治療オープンイノベーションセンターが、意欲ある中小企業と機器の共同開発を実施。
・飯塚地域の病院や大学等との連携により県内企業の医療福祉機器開発を支援。
・先端技術等の活用により新しい予防、計測、診断、治療を可能とする革新的な医療機器の開発を行う企業を支援。
- 販路開拓支援
・「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」として、大規模展示会に出展し、県内企業が開発した医療福祉機器を展示。

有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

概要・目的

有機ELは、電圧をかけると自ら発光する素材で、製品の薄型化や消費電力の抑制が可能であり、ディスプレイや照明、太陽電池等の分野で今後成長が期待されています。

現在の有機EL材料は、希少金属（イリジウム）を使用しているため、非常に高価であり、しかも材料の基本特許はアメリカの企業が独占していることから、高額なライセンス料がかかっています。

九州大学の安達千波矢教授が開発した「原料に希少金属を使用しない世界最高の発光効率を有する有機EL素材」は基本特許を九州大学が保有しており、希少金属を使用せず安価であることから、世界中から期待が寄せられています。

本県では、この九州大学の世界最先端の研究シーズを活かして、実用化・産業化を図るため、2013（H25）年4月に有機光エレクトロニクス実用化開発センターを開所しました。この施設を核として、有機EL関連企業の育成・集積を図り、一大開発拠点となることを目指しています。

有機光エレクトロニクス実用化開発センター（i³-opera:アイキューブオペラ）の概要

事業化につながるサイズの基板を用いた世界最高性能のデバイス製作が可能な試作ライン及び評価機器により、企業ニーズと最先端研究シーズをマッチングし、実用化を促進します。



有機光エレクトロニクス実用化開発センター施設外観

- ・所在地：福岡市西区九大新町（九州大学伊都キャンパス隣接地）
 - ・建設費：約9億円
 - ・建屋・総床面積：1,741㎡（地上2階建）
 - ・敷地専有面積：3,680㎡
- 【共用研究インフラ】
クリーンルーム、200ミリ角対応有機EL製造装置、パネル特性評価室、デバイス作製室、寿命評価室、機能材料研究室、機器分析室 等
- URL <http://www.i3-opera.ist.or.jp/>

主な取り組み

- 九州大学が開発した世界最先端の新規有機EL素材の実用化開発支援
- 有機EL関連材料・デバイス開発企業からの受託・共同研究開発
- 有機光エレクトロニクス産業化研究会や製品開発等に対する支援による有機ELをはじめとする次世代発光材料分野への参入促進 など

◆有機光エレクトロニクス産業化研究会

- ・設立：2012（H24）年6月
- ・目的：有機EL分野への地場企業の育成・参入促進を図るため、最新情報の提供及び会員間の情報交換等を実施
- ・会員：142 企業・機関
- ・テーマ：2016年度「分析・解析技術」、「市場・アプリケーションと参入機会」
2017年度「量子ドット技術の最前線」
2018年度「OLED技術における産学官連携」、「次世代ディスプレイ技術」
2019年度「九州大学の成果を核とした有機光デバイスシステムバレーの研究事例」、「ペロブスカイトの最新研究動向」
2020年度「有機と無機デバイスの融合に向けて」
2021年度「OLED最前線と今後の展望」「OLED市場の最新動向」
2022年度「クロスリアリティ（XR）関連技術の最前線～有機EL技術活用の可能性を探る～」
2023年度「半導体と有機エレクトロニクスで盛り上がる九州」

創業・ベンチャー支援

概要・目的

地域経済にとって、創造的な事業活動を展開する中小・ベンチャー企業の育成は、極めて重要な課題です。将来の産業をリードする可能性のあるベンチャー企業を育成することにより、雇用の増大、地域経済の活性化や次世代を担う経済人の育成が期待できます。

本県では、中小・ベンチャー企業を支援すべく、1999（H11）年に「フクオカベンチャーマーケット協会」を設立、2015（H27）年8月には海外展開機能を付加し、「福岡県ベンチャービジネス支援協議会」と名称を新たに、創業から海外展開までを一貫して支援しています。

福岡県ベンチャービジネス支援協議会

設立	1999（H11）年11月
会員	VC、銀行、商社、大手メーカー等 271社・団体 （2024年9月現在）
会長	貴 正義（九州電力（株） 相談役）
副会長	杉山 剛（野村證券（株） ウェルス・マネジメント部門統括専務執行役員） 大久保孝一（有限責任監査法人トーマツ 代表執行役兼監査・保証事業本部長） 池田 剛（大和証券（株） 執行役員） 秋澤 壮一（西日本鉄道（株） 常務執行役員）
事務局	福岡県商工部新事業支援課 TEL：092-643-3591 FAX：092-643-3226 URL： https://www.fvm-support.com/ E-mail： ven@fvm-support.com



※既存企業からの分社化による新会社、子会社等も対象とします。
※公序良俗に反するもの等、ビジネスプランの発表をお断りする場合があります。

主な取り組み

○フクオカベンチャーマーケット（FVM）

中小・ベンチャー企業の資金調達や販路開拓等を支援するため、投資家、商社等ビジネスパートナーとのビジネスマッチングの場として、ビジネスプラン発表・商談会を毎月開催。

コーディネーターによるビジネスプランのブラッシュアップ、プレゼンテーション指導、提携先企業とのマッチング等を一貫して支援。

○福岡よかとこビジネスプランコンテスト

創業希望者が地域の資源活用や地域の課題解決をテーマにビジネスプランを競う「福岡よかとこビジネスプランコンテスト」を開催。

創業の実現に向けては、市町村等地域の支援機関や専門家が一体となって支援。

航空機産業の振興

本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を2010(H22)年に設立し、24時間運航可能な北九州空港などのポテンシャルをフルに活用し、航空機関連企業の誘致とともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組んでいます。

今後、アジアを中心に、世界的に航空機需要が拡大することが見込まれており、ボーイングやエアバスの最新鋭機の開発・増産により、我が国の航空機産業も成長が期待されています。

県としては今後も、国、関係自治体と連携を図りながら、航空機産業の振興に積極的に取り組んで参ります。

福岡県航空機産業振興会議

設立: 2010(H22)年7月1日

会員数: 162企業・団体(2024年9月1日)

会長: 津田 純嗣(北九州商工会議所会頭)

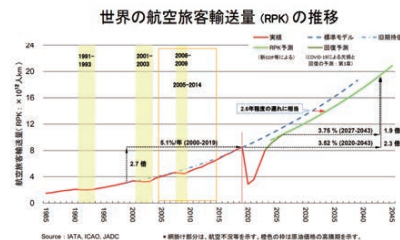
副会長: 清田 徳明(TOTO㈱代表取締役社長執行役員)、外本 伸治(九州大学教授)

顧問: 服部 誠太郎(福岡県知事)、武内 和久(北九州市長)、遠田 孝一(苅田町長)

特別アドバイザー: 苗村 公嗣(経済産業省九州経済産業局長)

世界の航空旅客需要の予測

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界の航空旅客需要は深刻なダメージを受けたが、新型コロナウイルスの収束に伴い、旅客数が増加し、今後も需要の伸長が見込まれている。



出展: (財)日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測2024-2043」

庁内連携による支援

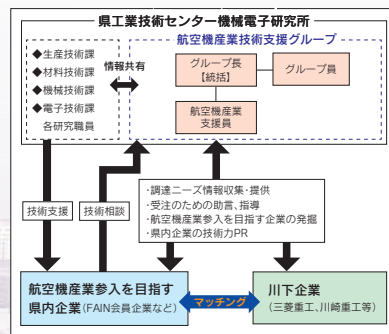
県工業技術センター機械電子研究所内に「航空機産業技術支援グループ」を設置し、県内企業に対して航空機部品の試作開発に関する技術支援を行うとともに、航空機に関する豊富な知見を有する「航空機産業支援員」を配置し、部品調達ニーズ等の情報収集や県内企業の発掘を行います。

○航空機産業支援員

- 川下企業の動向調査及び調達ニーズ収集
- 川下企業に対する県内中小企業の技術力PR
- 調達ニーズの県内中小企業への情報提供及び助言・指導
- 技術力及び品質管理能力を持つ県内中小企業の発掘

主な取り組み(2023年度実績)

- (1) 総会の開催
- (2) 航空機産業展示会・商談会への出展支援
- (3) 航空機産業への参入に必要な認証資格の取得に対する支援
- (4) 航空機産業への参入を目指す企業グループ「FAIN」に対する支援
 - ・航空機産業参入に向けた定例研究会の開催支援
 - ・受注獲得のための試作品製作支援 など
- (5) 大手サプライヤーに対する技術基盤プレゼンテーション



航空機産業参入を目指す企業グループ「FAIN」

航空機産業への参入に意欲的な同振興会議の会員企業11社で構成される、異業種による企業グループ。(2018年7月発足)

■ 名称

福岡県航空機産業研究会(Fukuoka Aircraft Industry Network)

通称: **FAIN**(ファイン)

■ 取り組み内容

- (1) 航空機産業参入に向けた定例研究会の開催(市場研究、受注体制研究など)
- (2) 航空機関連部品受注のための体制構築
- (3) 航空機関連展示会・商談会への出展
- (4) 受注獲得に向けた試作品の製作

■ 会員企業

役職	企業名	業種	認証規格	加入時期
会長	㈱中島ターレット	精密機械加工	JISQ9100, エコアクション21	設立時
副会長	㈱九州電化	表面処理	ISO9001	設立時
会計監事	㈱フクネツ	熱処理、研削	ISO9001, ISO14001	設立時
会員	㈱エヌ.エフ.ティ	半導体製造金型・装置	JISQ9100, ISO9001, ISO14001	設立時
会員	日本ファインテック㈱	電子部品製造装置	JISQ9100	設立時
会員	㈱富士製作所	精密機械加工	ISO9001	設立時
会員	㈱戸畑製作所	非鉄金属鍛造	-	2018年11月
会員	佳秀工業㈱	ウォータージェット加工	ISO9001	2020年1月
会員	吉川工業㈱	チタンリサイクル	ISO9001	2020年7月
会員	㈱石橋製作所	精密機械加工	ISO9001, ISO14001	2020年8月
会員	㈱Iron Works Orio	機械加工(大型)	ISO9001	2021年3月

■ プロジェクトマネージャー

氏名	所属	役職
粉井 隆志	アルテックソリューションズ㈱	代表取締役

■ 参入支援アドバイザー

氏名	現在の所属	出身
平元 日出雄	㈱JAIC	日本航空㈱
小林 哲也	久留米工業大学 特別教授	日本航空㈱

TOPIC

FAINを更に積極的にPRするため、会員企業の特長や強み、設備や対応サイズなどの情報を網羅したパンフレットを作成しました。

【ポイント】

- ① 海外メーカー・サプライヤーとの商談等に活用するため、すべての内容を英語でも記載
- ② 見開きページで、FAIN各社の対応サイズを一覧でチェック可能



表紙写真



QRコード

グリーンアジア国際戦略総合特区

福岡県と北九州市、福岡市の3者が共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が2011（H23）年12月22日に国際戦略総合特別区域に指定されました。

本特区は、アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の国際競争力の強化を図り、アジアから世界に展開する産業拠点を構築し、アジアとともに成長することを目指します。

特区の概要



本特区では、地域に蓄積された産業・人材・ネットワークなどの強みを活かし、4つの柱に沿って事業を推進



主な取り組み

※指定区域及び支援メニューは2024年6月末現在



総合特区制度による主な支援メニュー

- 税制上の支援措置（下記①、②のいずれかを選択）
 - ①機械・装置及び開発研究用の器具・備品の取得価額の30%、建物等は15%を限度に特別償却
 - ②機械・装置及び開発研究用の器具・備品の取得価額の8%、建物等は4%の投資税額控除
- 【対象資産】機械装置2,000万円以上、器具・備品1,000万円以上、建物等1億円以上
- 【適用期限】2026（R8）年3月31日まで
- 金融上の支援措置（利子補給金制度）
 - 金融機関からの借入に際し、最大0.7%、最長5年間の利子補給金を支給
- 規制の特例措置
 - 事業推進上支障となっている規制の特例措置等についての提案が可能

地域独自の支援メニュー

- 福岡県企業立地促進交付金の5%上乗せ
- 不動産取得税、固定資産税の免除（北九州市、福岡市）
- グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 など

地域一丸となって推進

- 九州経済連合会、福岡経済同友会、福岡・北九州商工会議所などの地元経済界、九州大学、九州工業大学、北九州市立大学、早稲田大学などの大学・研究機関、9部会400社を超える民間企業等が地域協議会に参加し、地域一丸となって推進。

【お問い合わせ先】グリーンアジア国際戦略総合特区共同事務局（福岡県商工政策課内）
TEL/092-643-3416 FAX/092-643-3417 HP/http://greenasia.jp/



▲グリーンアジア国際戦略総合特区の概要についてはこちらから



▲グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金についてはこちらから

アフターフォロー（福岡県立地企業振興会）

福岡県は立地した企業がその後も円滑に企業活動を行っていただけるよう全力で支援します！

- 立地企業から行政への個別の要望を県企業立地課が集約し、関係機関へ伝達、要望の実現に向けて取り組みます。
- 立地企業と立地企業、立地企業と地元企業との間をつなぐ情報交換の場を設け相互の交流を活発に行っています。

組 織

1. 設 立 1998(H10)年2月

2. 会員数 171社(2024年9月現在) ※特別会員8社含む

3. 世話人会(企業8社、県商工部)

企業側世話人8社 日産自動車九州㈱(代表世話人)、㈱如水庵、アサヒビール㈱博多工場、
㈱筑水キャニコム、ダイハツ九州㈱久留米工場、日本製鉄㈱九州製鉄所、
トヨタ自動車九州㈱、中村産業㈱
※企業側世話人は各地域を代表する主要企業

行政側世話人6人 県商工部長、商工政策課長、中小企業振興事務所長(4事務所)

4. 事務局 福岡県商工部企業立地課

5. 会 費 10,000円(毎年8月頃に納入をお願いします)

6. 組織図

振興会の事業

1. 行政への要望

ワンストップサービス

福岡部会	久留米部会	北九州部会	飯塚部会
会員36社	会員41社	会員45社	会員41社

2. 総 会
振興会運営方針の協議、意見交換等
(会員企業が一堂に会しての実施)

3. 部会事業
工場見学、行政施設見学、意見交換等
(県内を4ブロックに分けブロックごとに実施)

4. 懇話会
県政報告、意見交換等
(会員企業の本社、親会社が多く所在する東京、名古屋の大都市圏で実施)

2024年度 総会・交流会

2024年7月11日福岡市内で総会・交流会を開催し、会員企業など約100名が出席しました。総会では、県施策発表のほか講演や会員企業のPRなどを行いました。

- 総会内容
- 講演
「成長の鍵は『多様な人材』～成長を続ける経営戦略の極意～」
㈱ペンシル 代表取締役社長 CEO 倉橋 美佳 氏
- 会員企業 PR
大牟田運送㈱、㈱ハシマシート工業
- 県施策発表

総会の様子

会員企業

＜福岡部会＞

アイシン・ソフトウェア㈱ 福岡開発センター	㈱西昆	福岡食品加工団地協同組合
㈱アクタ	㈱左衛門	ニッセイ・ウェルズ生命保険㈱
アサヒビール㈱ 博多工場	サンコーコンサルタント㈱	㈱サライ
㈱石島運輸倉庫 西日本支店	SCSKサービスウェア㈱福岡センター	三井倉庫ロジスティクス㈱
一富士フードサービス㈱	ダイセイ倉庫運輸㈱ 福岡物流センター	三菱電機㈱パワーデバイス製作所
㈱包スチール㈱ 九州事業所	トータルケア・システム㈱	㈱明和製作所
キューサイ㈱ 福岡こうのみなと工場	㈱トヨタロダクションエンジニアリング	LINEヤフーコミュニケーションズ㈱
九州製氷㈱	㈱ナカノ商会	レッドハット㈱西日本支社 九州・中国営業所
九星飲料工業㈱	㈱西鉄ストア	ロイヤルホールディングス㈱
㈱久原本家食品	パナソニック コネクト㈱	㈱総合プラント 福岡支店
㈱如水庵	㈱BCC	THK㈱ 福岡支店
五洋食品産業㈱	㈱ピエトロ	i-PRO㈱

＜久留米部会＞

明石機械工業㈱ 九州工場	㈱テクノ・カルチャー・システム	室町ケミカル㈱
㈱旭精機	ニコニコのり㈱ 九州工場	㈱明治 九州工場
有明技研㈱	日本精工九州㈱	㈱ヤヨイサンフーズ 九州工場
㈱九州シジシー	日本ペイント㈱ 福岡工場	ローム・アポロ㈱
九州精密機器㈱	㈱日立ハイテック九州	安田倉庫㈱ 九州営業所
フジテノモールド㈱	㈱フラインテック	インターテックジャパン㈱
近畿電機㈱ 九州工場	㈱ファーストダウン	㈱森野研磨工業所
古賀金属工業㈱ KMS	㈱福岡多田精機	㈱ユー・エス・イー
アルテミラ㈱ 大牟田工場	㈱ブリヂストン甘木工場	㈱総合プラント 久留米支店
信号電材㈱	豊洋精工㈱	㈱筑水キャニコム
㈱惣和	北星産業㈱ 九州事業所	㈱一栄食品
ダイハツ九州㈱ 久留米工場	㈱マセック	東プレ九州㈱
タキロンポリマー㈱	Matsuo Sangyo㈱	大牟田運送㈱
田村㈱大牟田工場	㈱村上開明堂九州	

＜北九州部会＞

旭国際テクノイオン㈱	㈱アンソー九州	㈱富士プレス
九州エノキ㈱	東邦チタニウム㈱ 若松工場	平和自動車工業㈱
㈱キョーワ	BASF 戸田バッテリーマテリアルズ(有)北九州事業所	POSCO-JKPC㈱
錦陵工業㈱	豊田合成九州㈱ 北九州工場	三井金属アクト㈱ 九州工場
ケイミュー㈱ 北九州工場	豊通スメルティングテクノロジ㈱	㈱三井ハイテック
寿屋フロンテ㈱ 九州工場	名古屋バイパス㈱行橋事業所	㈱みやこ産業
サカエ理研工業㈱ 北九州工場	㈱ニシキ金属	日立Astemo㈱九州工場
㈱三福	日産自動車九州㈱	ユニプレス九州㈱
日本製鉄㈱ 九州製鉄所	日鉄鋼管㈱ 九州製造所	吉川工業㈱
㈱スターフライヤー	日本プラスチック九州工場	吉野石膏㈱ 北九州工場
高村工業㈱ 九州工場	thyssenkrupp rothe erde Japan	ラックライド㈱
中国精油㈱	塚本精工㈱	㈱総合プラント 北九州支店
㈱植屋	㈱フアルテック九州工場	㈱ハシマシート工業
㈱テイクロ九州	㈱フジコー	TG Japan㈱
㈱テクノステート	富士通コミュニケーションサービス㈱北九州サポートセンター	㈱大阪精密

＜飯塚部会＞

アスカコーポレーション㈱	㈱ショウエイ	中村産業㈱
㈱アルファメタル	㈱城南九州製作所	㈱中山運輸北九州営業所
㈱一井	㈱タイセイプラス	日本耐酸塩工業㈱ 九州工場
一番食品㈱	太平洋工業㈱ 九州工場	㈱バイオラックス九州
㈱五和製作所 九州工場	大三ミート産業㈱	福豊帝酸㈱
㈱ウチダ	タカハタプレジション九州㈱	㈱フタバ九州
㈱エコー	司企業㈱ 宮田営業所	㈱HOWA 九州
㈱岡崎製作所九州工場	東郷産業㈱	松尾製菓㈱
㈱オンガエンジニアリング	東洋工業㈱ 福岡工場	モルテック㈱
九州小島㈱	トビー工業㈱ 豊川製造所兼手工場	ロケット石鹸㈱
㈱サクラ物流	トヨタ自動車九州㈱	㈱安藤工業所 小竹工場
沢井製菓㈱ 九州工場	豊田合成九州㈱ 福岡工場	㈱関東製作所 福岡工場
三桜工業㈱	トヨタテック福岡㈱	岡崎通運㈱
三泉化成㈱ 九州工場	㈱中川パッケージ九州事業所	

＜特別会員＞

九州電力㈱ 北九州支店	㈱筑邦銀行	㈱福岡中央銀行
九州電力㈱ 福岡支店	㈱西日本シティ銀行	㈱北九州銀行
西部ガス㈱	㈱福岡銀行	

多彩な人材を育む充実の教育機関 優秀な人材はここにいます

福岡県のメリット

福岡県には、高水準の教育と技術力を身につけ、働く意欲に満ちた優秀な若い人材が豊富です。
特に理工系の学生が多く、毎年多数の学生を輩出しています。

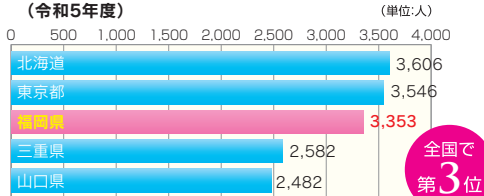
豊富な理工系人材

令和6年度 都道府県別 大学(理工系)入学定員数



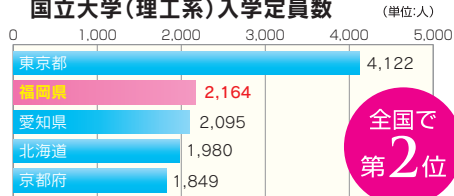
(全国学校データ研究所編「全国学校総覧(2024年版)」より集計)

高等専門学校学生数 (令和5年度)



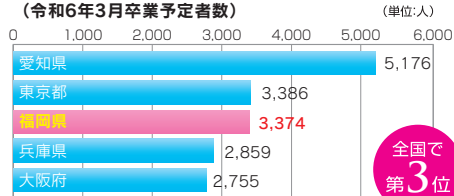
出典:文部科学省「令和5年度学校基本調査」

令和6年度 都道府県別 国立大学(理工系)入学定員数



(全国学校データ研究所編「全国学校総覧(2024年版)」より集計)

工業科系高校生生徒数比較 (令和6年3月卒業予定者数)



出典:文部科学省「令和5年度学校基本調査」

毎年約27,000人の大学生を輩出

福岡県の大学・短大・高専・高校

大学	入学定員 27,338人
短期大学	入学定員 3,865人
高等専門学校	入学定員 600人
高等学校	入学定員 47,164人 県・市町(組合)・私立合計

福岡県の工業科系(私立専修学校・高等学校)

私立専修学校(工業専門課程)	入学定員 2,940人
高等学校	令和6年3月卒業予定数 3,374人

出典:福岡県教育委員会「令和6年度教育概況」、福岡県専修学校各種学校協会「福岡県専門学校案内」
文部科学省「令和5年度学校基本調査」、全国学校総覧2024

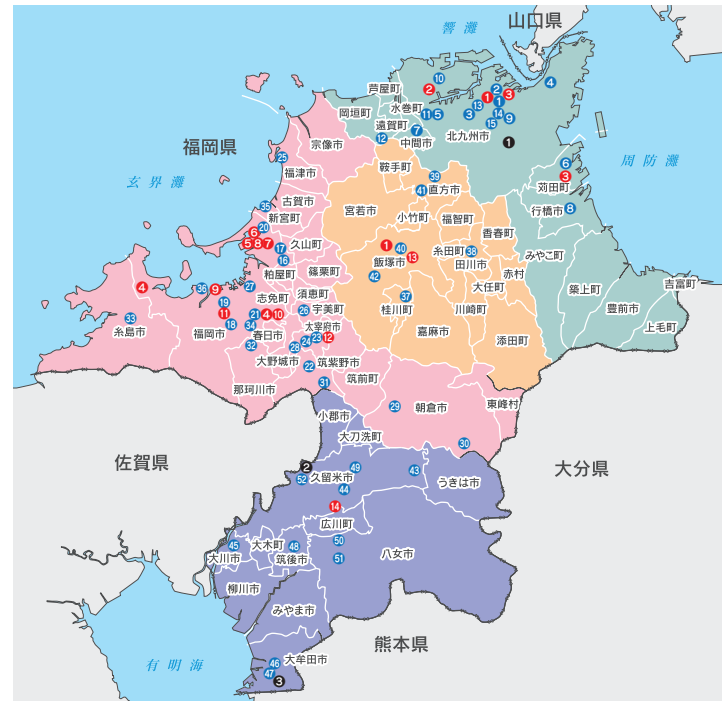


九州大学伊都キャンパス 「写真提供:福岡市」



北九州学術研究都市

福岡県の理工系大学・短大・高専・高校マップ



出典:福岡県教育委員会「令和5年度教育概況」

高 校

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ① 小倉工業高等学校 | ⑪ 折尾高等学校 | ⑳ 福岡第一高等学校 |
| ② 真鍋館高等学校 | ⑫ 遠賀高等学校 | ㉑ 九州産業高等学校 |
| ③ 戸畑工業高等学校 | ⑬ 北九州市立高等学校 | ㉒ 筑紫台高等学校 |
| ④ 豊国学園高等学校 | ⑭ 慶成高等学校 | ㉓ 筑陽学園高等学校 |
| ⑤ 八幡工業高等学校 | ⑮ 八幡高等学校 | ㉔ 水産高等学校 |
| ⑥ 刈田工業高等学校 | ⑯ 香椎工業高等学校 | ㉕ 宇美商業高等学校 |
| ⑦ 希望が丘高等学校 | ⑰ 九州高等学校 | ㉖ 博多青松高等学校 |
| ⑧ 行橋高等学校 | ⑱ 博多工業高等学校 | ㉗ 福岡農業高等学校 |
| ⑨ 小倉商業高等学校 | ㉘ 福岡工業高等学校 | ㉙ 朝倉東高等学校 |
| ⑩ 若松商業高等学校 | ㉚ 城東高等学校 | ㉛ 朝倉光陽高等学校 |

大学・短大

- ① 九州工業大学
- ② 北九州市立大学
- ③ 西日本工業大学
- ④ 九州大学
- ⑤ サイバー大学
- ⑥ 福岡工業大学
- ⑦ 九州産業大学
- ⑧ 福岡女子大学
- ⑨ 西日本短期大学
- ⑩ 精華女子短期大学
- ⑪ 福岡大学
- ⑫ 九州情報大学
- ⑬ 近畿大学
- ⑭ 久留米工業大学

高 専

- ① 北九州工業高等専門学校
- ② 久留米工業高等専門学校
- ③ 有明工業高等専門学校

高 校

- ㉜ 福岡常葉高等学校
- ㉝ 福岡女子商業高等学校
- ㉞ 糸島農業高等学校
- ㉟ 筑紫丘高等学校
- ㊱ 新宮高等学校
- ㊲ 福岡女子高等学校
- ㊳ 嘉穂総合高等学校
- ㊴ 田川科学技術高等学校
- ㊵ 筑豊高等学校
- ㊶ 飯塚高等学校
- ㊷ 鞍手高等学校
- ㊸ 嘉穂高等学校
- ㊹ 浮羽工業高等学校
- ㊺ 祐誠高等学校
- ㊻ 大川樟風高等学校
- ㊼ 大牟田高等学校
- ㊽ 三池工業高等学校
- ㊾ 八女工業高等学校
- ㊿ 久留米筑水高等学校
- ㊽ 福岡高等学校
- ㊾ 八女農業高等学校
- ㊿ 明善高等学校

UIターン就職の促進

福岡県は、東京圏、近畿圏及び中京圏の77の大学等と「UIターン就職支援協定」を締結しています。(令和6年7月30日時点) 協定締結大学と連携・協力して、学生に向けてUIターン就職に関する情報の提供や学内で県内企業の説明会、座談会を行うなど、福岡県へのUIターン就職を促進しています。

協定締結校で実施した座談会の様子



人材確保支援事業

福岡県は、マッチング支援等、人材確保に向けたさまざまな支援を行っています。

- 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター事業
- 福岡県若者就職支援センター事業
- 福岡県ママと女性の就業支援センター事業
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 福岡県障がい者雇用開拓事業
- 福岡県中高年就職支援センター事業
- 東京圏等からの移住・就業支援事業
- 生涯現役社会推進事業
- シルバー人材センター育成・強化事業

ゆとりある生活とローコストな ビジネス環境を向上する 「クオリティ・オブ・ライフ」

福岡県のメリット

福岡県は、住宅事情・消費者物価がとてもリーズナブル。ゆとりのある生活が福岡の魅力で、その魅力は海外からも評価されています。

インフラ(電力)

安価な電力

- 九州電力／1 kWhあたり30円 **全国最安** ※全国の手電力会社比較

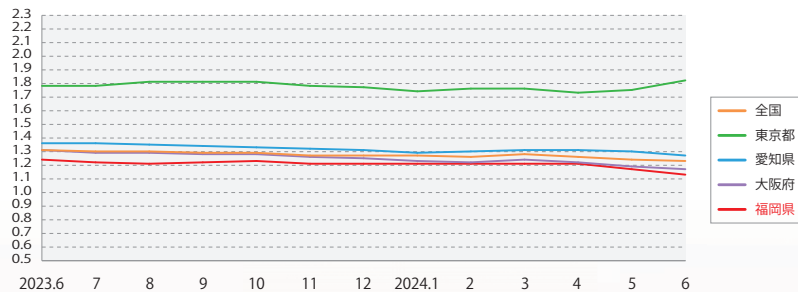
高い再生可能エネルギー率

- 九州電力の再生可能エネルギー率 **20%**
- ゼロエミッション電源比率 **国内1位**

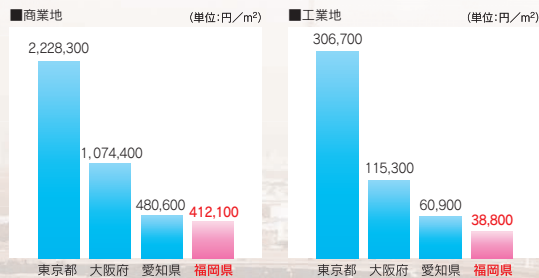


有効求人倍率(季節調整値)

出典:厚生労働省統計表データベース

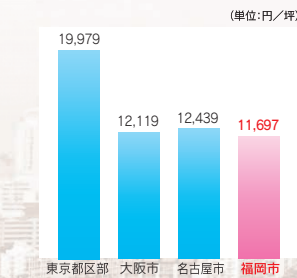


土地の平均価格



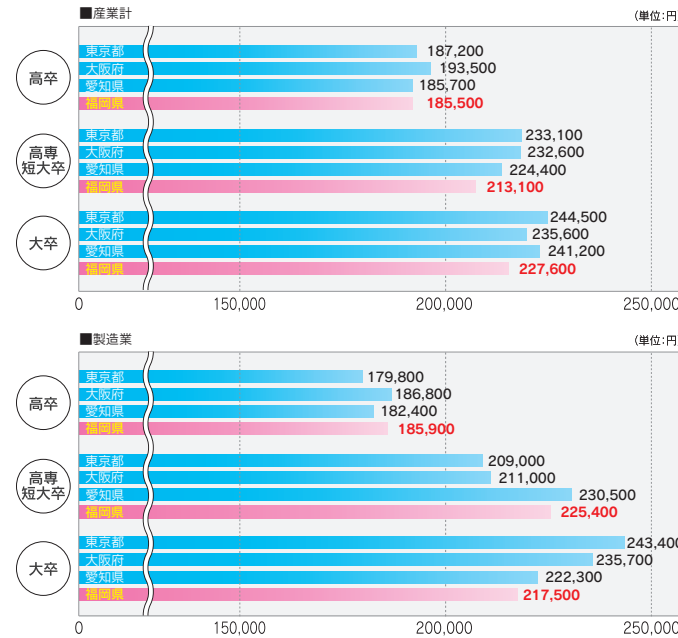
出典:国土交通省「令和5年都道府県地価調査」

オフィス賃料(全国ビジネス地区平均賃料)

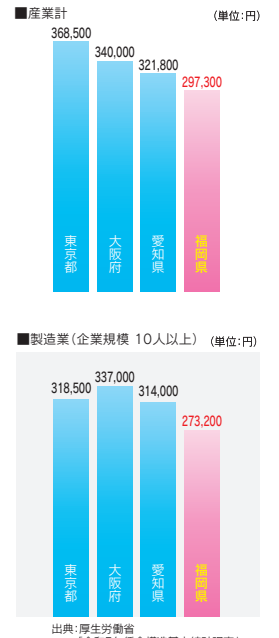


出典:三井物産「最新オフィスビル市況 2024年7月号」

新卒者初任給

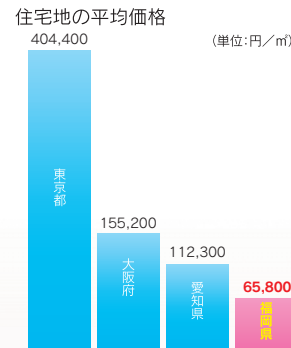


労働者平均所定内給与額



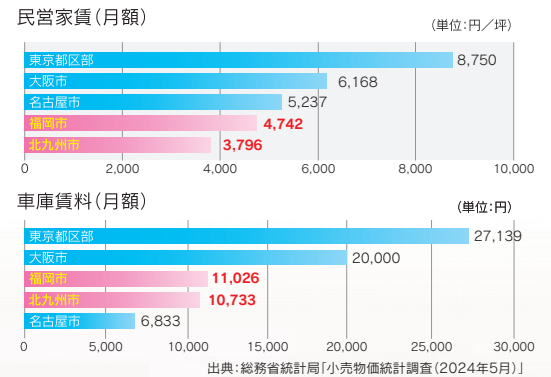
出典:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

安価な住宅環境



出典:国土交通省「令和6年都道府県地価調査」

家賃及び車庫代



出典:総務省統計局「小売物価統計調査(2024年5月)」

街の住み心地の良さ

大東建託が発表した「街の住み心地ランキング2024」で福岡は5位にランクインしました。行政サービス、物価家賃、交通利便性等で高い評価を受けました。



「写真提供:福岡市」

都市名
1位 東京都
2位 神奈川県
3位 沖縄県
4位 兵庫県
5位 福岡

高い都市総合力~Global Power City~

森記念財団都市戦略研究所が発表した「日本の都市特性評価(2024年版)」で福岡は(東京都を除く136都市のうち)5位にランクインしました。

中でも、「経済・ビジネス」、「交通・アクセス」分野において非常に高い評価を受けました。



「写真提供:福岡市」

都市名
1位 大阪
2位 名古屋
3位 横浜
4位 京都
5位 福岡
6位 神戸
7位 金沢
8位 つくば

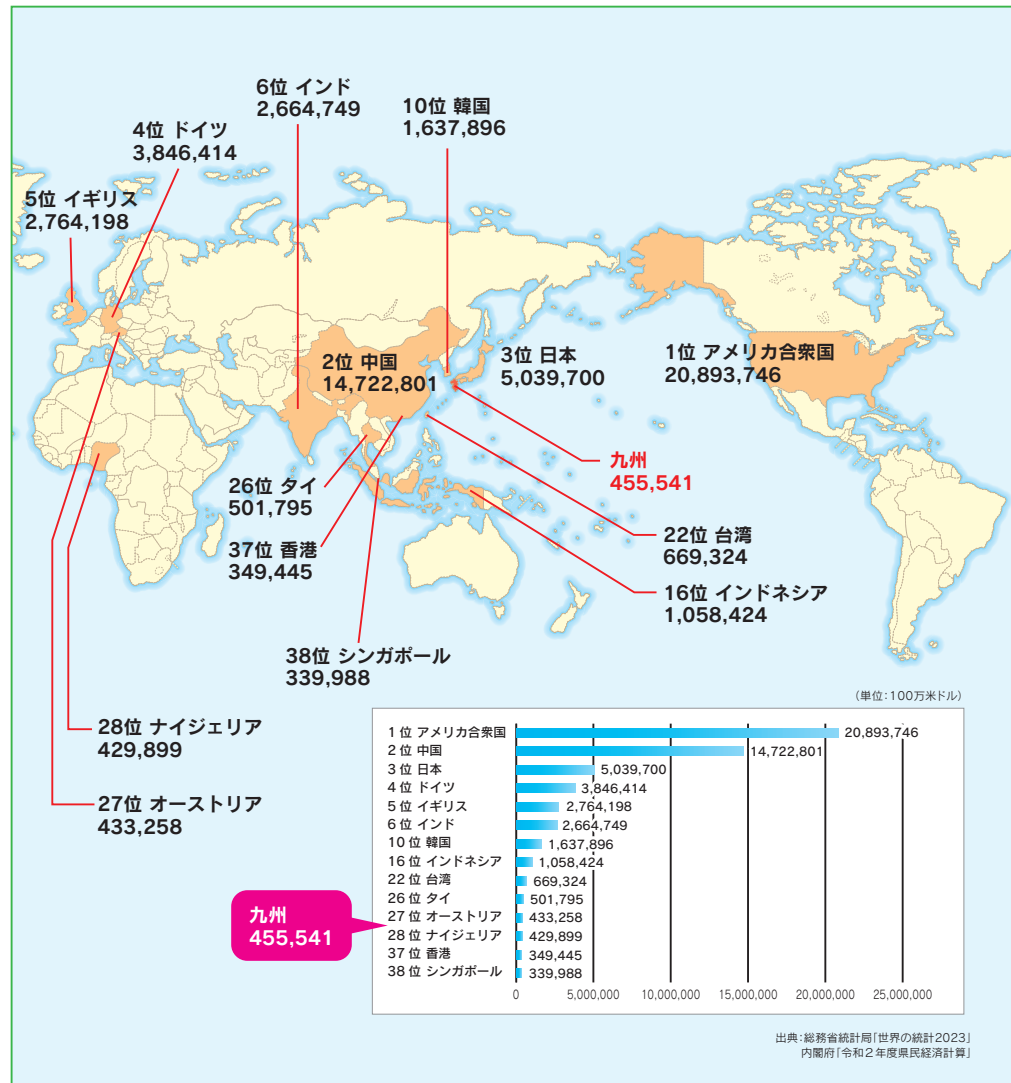
※東京を除く都市

一国規模の九州経済 成長を続けるアジア市場

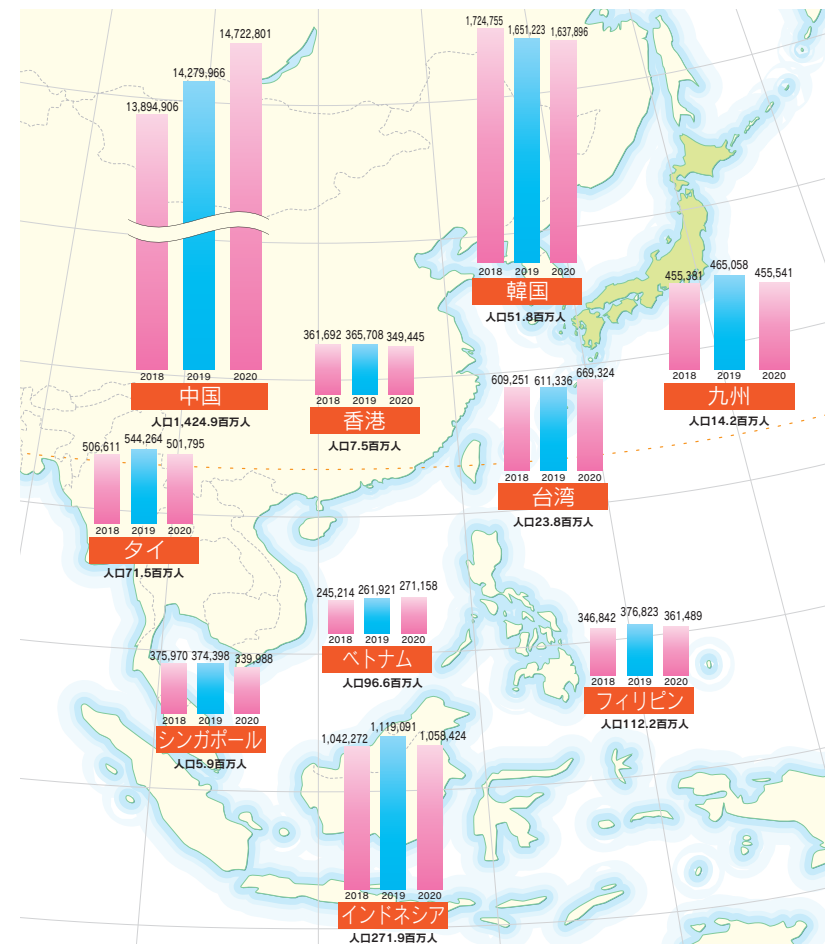
福岡県のメリット

ナイジェリア、オーストリアなど一国の経済規模に匹敵する九州経済。
今後も成長を続けるアジア経済の活力を取り込む拠点として、アジアの玄関口である福岡への立地をご検討ください。

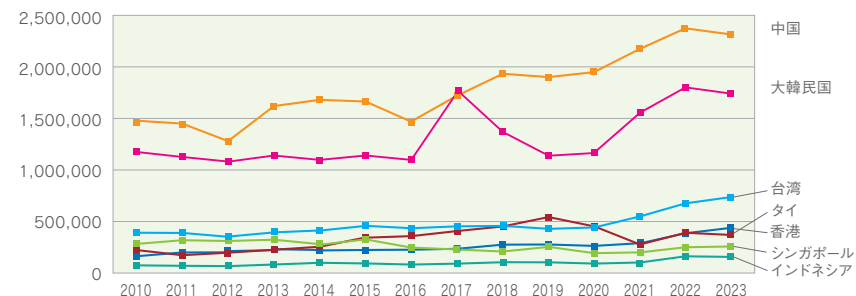
●九州を一国と見立てたGDPの国際比較



●東アジア・東南アジアのGDPの推移 (単位: 100万米ドル)



●九州からアジア各国への輸出額の推移 (単位: 百万円)



優遇制度目次

■県の優遇制度

優遇制度	制度名	お問い合わせ先	掲載ページ
補助金	福岡県企業立地促進交付金	福岡県企業立地課立地支援係 092-643-3839	P35～37
補助金	福岡県グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金	福岡県商工政策課 産業特区推進班 092-643-3416	P35

■市町村の優遇制度

市町村	補助金・融資 (掲載ページ)	税 (掲載ページ)	お問い合わせ先
北九州市	P39	P53	産業経済局企業立地支援部企業立地支援課 093-582-2065
福岡市	P41	P53	経済観光文化局創業・立地推進部 企業誘致課企業誘致係 092-711-4849
大牟田市	P44	P53	産業振興課企業立地担当 0944-41-2752
久留米市	P44	P53	商工観光労働部企業誘致推進課 0942-30-9135
直方市	P46	P53	商工観光課工業振興係 0949-25-2159
飯塚市	P46	P53	経済政策推進室企業誘致担当 0948-22-5519
田川市	P46	P53	建設経済部産業振興課企業雇用工係 0947-85-7145
柳川市	P47	P53	企業誘致推進課企業誘致推進係 0944-77-8762
八女市	P47	P54	商工・企業誘致課企業誘致係 0943-23-1153
筑後市	P47	P54	商工観光課企業対策担当 0942-65-7024
大川市	P47	—	インテリア課企業誘致推進室 0944-85-8093
行橋市	P48	P54	企業立地課企業立地係 0930-25-9766
豊前市	P48	P54	産業建設部商工観光課企業立地係 0979-82-1111(内線1262)
中間市	—	P54	商工観光課商工企業誘致係 093-246-6257
小郡市	P48	P54	地域開発推進課地域開発推進係 0942-72-2111(内線162)
筑紫野市	P48	P54	都市計画課計画担当 092-923-1111(内線542)
宗像市	P49	P54	産業政策課産業政策係 0940-36-9039
太宰府市	P49	—	産業振興課商工・農政係 092-921-2121(内線454)
古賀市	P49	P54	商工政策課企業支援係 092-942-1176
うきは市	P50	P55	都市計画準備課計画・調整係 0943-76-9063
宮若市	P50	P55	まちづくり推進課企業誘致推進係 0949-32-0579
嘉麻市	—	P55	産業振興課企業誘致係 0948-42-7451
朝倉市	—	P55	商工観光課商工労働係 0946-28-7862
みやま市	P50	P55	商工観光課企業誘致推進室 0944-64-1543

■その他の優遇制度

優遇制度	制度名	お問い合わせ先	掲載ページ
税	本社機能の移転・拡充に関する優遇措置	福岡県企業立地課立地支援係 092-643-3839	P38
税	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	該当ページ参照	P58
税	グリーンアジア国際戦略総合特区	福岡県商工政策課産業特区推進班 092-643-3416	P58
税	地域経済牽引事業	福岡県商工政策課産業特区推進班 092-643-3416	P59
融資	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	該当ページ参照	P60
補助金	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	福岡労働局福岡助成金センター 092-411-4701	P60

県の優遇制度

- 福岡県企業立地促進交付金(この制度の適用に際しましては、必ず事前にご相談ください。)
- 製造・事業施設に対する交付金

	対象業種	交付要件 (①・②の両方を満たすこと)	交付金の算出根拠 (交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	限度額
移転 (※ 1)	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 (コンタクトセンターを除く) データセンター デザイン業 機械設計業	①設備投資額 5 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②業務施設床面積 1,000m ² 以上	1. 業務施設の床面積 (m ²) × 3,000 円 2. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 3. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 4. 県民 1 名 × 30 万円(操業から3年間の雇用が対象)	5 億円
新設または増設	製造業 (※ 4) 	①設備投資額 5 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②県民の新規雇用 5 人以上 (※ 5)	1. 設備投資額の 2% なお、特例①の場合 2.5%、特例②の場合 3% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円(操業から3年間の雇用が対象)	1 億 5 千万円 設備投資額 50 億円以上かつ県民の新規雇用 50 人以上の場合、3 億円 設備投資額 50 億円以上かつ県民の新規雇用 100 人以上の場合、5 億円 特例① 設備投資額 100 億円以上かつ県民の新規雇用 150 人以上の場合、8 億円 特例② 設備投資額 300 億円以上かつ県民の新規雇用 300 人以上の場合、10 億円
	道路貨物運送業 データセンター (※ 6)	①設備投資額 3 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②県民の新規雇用 5 人以上 (※ 5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円(操業から3年間の雇用が対象)	1 億円
	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 (コンタクトセンターを除く) デザイン業 機械設計業 	①設備投資額 1 千万円以上 (土地を除く。)または 設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民の新規雇用 5 人以上 (※ 5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円(操業から3年間の雇用が対象)	1 億円
	コンタクトセンター	(北九州市・福岡市の場合) ①設備投資額 3 千万円以上 (土地を除く。)または 設備機器年間賃借料 ②県民の新規雇用 50 人以上 (※ 5) (北九州市・福岡市以外の場合) ①設備投資額 1 千万円以上 (土地を除く。)または 設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民の新規雇用 10 人以上 (※ 5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円(操業から1年間の雇用が対象)	1 億円

- 特定業務施設に対する交付金 * 上記交付金との併用可
(本社機能部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門など)を有する施設)

	対象業種	交付要件	交付金の算出根拠 (交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	限度額
移転・新設・増設	(上記対象業種含む) 全業種 なお、風俗営業又は性風俗営業連特殊営業に該当する事業の事業者を除く 	本社機能に従事する従業員が 10 人(中小企業者 5 人)以上増加し、そのうち 5 人(中小企業者 3 人)以上が県民の新規雇用であること (※ 5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※ 2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※ 3) の 1/2 5. 県民 1 名 (移転者含む) × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象) 上記 1 ～ 5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) なお、グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5% 加算	(研究開発部門以外) 1 億円 (研究開発部門) 5 億円 なお、設備分交付額 (左記 1 ～ 4) の限度額は 1 億 5 千万円

市町村の財政力指数	0.77 以上	0.63 以上 0.77 未満	0.63 未満
交付率	1/2	3/4	1

- (※ 1) 福岡県内の工場等が、同じく福岡県内の別の場所に転移する場合 (※ 5) ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条に規定する障害者を利用したとき、合計数を 1 名につき 1.5 名で算定する。
- (※ 2) 社宅を 5 戸(中小企業者 3 戸)以上取得若しくは改修する場合
- (※ 3) 社宅を 5 戸(中小企業者 3 戸)以上賃借する場合
- (※ 4) 「特例産業」に該当するものは、交付率及び限度額の引き上げあり(詳細は P36)
- (※ 5) ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条に規定する障害者を利用したとき、合計数を 1 名につき 1.5 名で算定する。
- (※ 6) 設備投資額 50 億円以上、かつ、県民の新規雇用 10 人以上の場合は、交付率及び限度額の引き上げあり(詳細は P36)

●福岡県グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金

対象地域	対象者	交付要件 (①・②の両方を満たすこと)	対象経費	助成額	限度額
県内全域	特区事業者に部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業 (※ 1)	①設備等の取得額の合計が生産設備の場合は 500 万円以上、開発設備の場合は 250 万円以上 ②特区事業者でない	県内で新設または増設する設備等の購入、設置等の経費 なお、土地・建物等の取得経費は除く	対象経費の合計額の 15% (<25%) 以内 (※ 2)	400 万円 <600 万円> (※ 2)

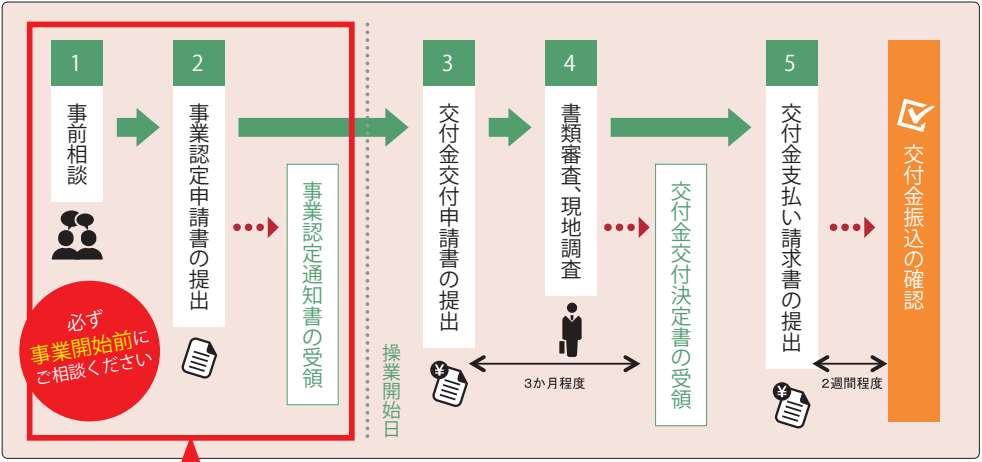
- (※ 1) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する者
- (※ 2) <> 内は特例枠：半導体、蓄電池(車載用)、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の専門の用に供する設備を取得する場合

県の優遇制度

- 福岡県企業立地促進交付金(この制度の適用に際しましては、必ず事前にご相談ください。)
- 製造・事業施設に対する交付金(特例産業)

	対象業種	特例産業	交付要件	交付金の算出根拠	限度額
			(①-1 又は①-2・②・③の全てを満たすこと)	(交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	
新設または増設	航空宇宙関連	航空宇宙関連	①-1 航空機・同附属品製造業、宇宙機器産業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2(3年間) 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	
		グリーンデバイス(半導体)関連 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	①-1 半導体素子、半導体デバイス、半導体モジュール製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの又は半導体製造装置製造業 ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
		蓄電池関連 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	①蓄電池製造業 ②設備投資額100億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用50人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
	製造業	バイオ関連(製薬製造、バイオものづくり) ※バイオものづくり 遺伝子技術を活用し、微生物や動植物等の細胞によって物質を生産すること。	(製薬製造) ①医薬品製造業 ②設備投資額90億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用20人以上(※5) (バイオものづくり) ①微生物などの生物の能力を活用した有用物質の製造(製造された有用物質を加工した原料の製造も含む) ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	10億円 ※設備投資額300億円以上の場合、20億円 ※設備投資額500億円以上の場合、30億円 ※設備投資額1,000億円以上の場合、50億円
		洋上風力発電機関連 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	①-1 洋上風力発電機製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
		水素エネルギー関連 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	①-1 水素解装置、FCモビリティ、燃料電池、水素ステーション製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
	データセンター	データセンター	①設備投資額50億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ②県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P35参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	

企業立地促進交付金申請手続の流れ



交付金の交付にあたっては、事業開始前に、事業計画についての確認が必須となります。

県優遇制度シミュレーション

設定条件(事例)

業種	投資額		雇 用
	土地	設備	県民新規雇用
自動車部品製造業	2億5,000万円	10億円	20人

※財政力指数0.63未満の市町村に立地した場合

グリーンアジア国際戦略総合特区制度の県独自の優遇制度を適用

- 福岡県企業立地促進交付金の5%加算※1
- 不動産取得税の免除

シミュレーション結果(概算)

※市町村独自の優遇制度がある場合、併用が可能です。

	福岡県企業立地促進交付金			不動産取得税の免除※2	計※3
	設 備 (投資額の2%)	設備(特区加算分) (投資額の5%)	雇 用 (一人当たり30万円)		
通 常	2,000万円	—	600万円	—	2,600万円
特区特例適用	2,000万円	5,000万円	600万円	3,325万円	1億925万円

- ※1 当該対象事業については総合特別区域法に規定する指定法人が特区の区域内で環境性能の高い製品を製造すること等の一定の条件があります。
- ※2 不動産取得税については投資額の7割を固定資産税評価額、税率は土地評価額の3%、建物評価額の4%と仮定。
- ※3 条件によって適用できる優遇制度が異なります。詳細はお尋ねください。

本社機能の移転・拡充に関する優遇措置

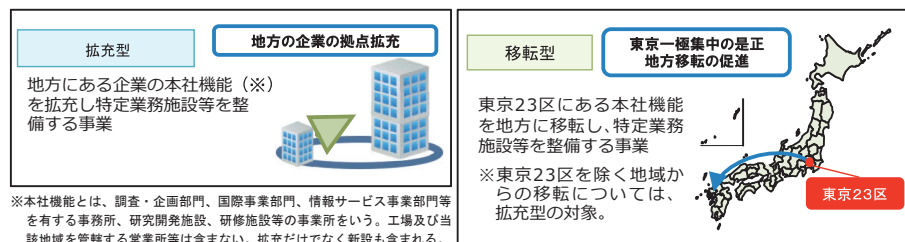
国の制度の概要

- 国は、地方における本社機能(特定業務施設)の移転・拡充を促進するため、地域再生法の改正により、事業者に対する税制優遇措置を創設しました。
- 県が策定し国の認定を受けた地域再生計画に基づき、事業者が県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下、整備計画)の認定を受けた場合、課税の特例等の優遇措置を受けることができます。

＜整備計画の認定を受けるための条件＞

- ①本社機能の移転・拡充であること
- ②移転・拡充を始める前(着工前又は賃貸借契約前)であること
- ③地域再生計画で指定する区域内への移転・拡充であること
- ④本社機能に従事する従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加すること 等

国の税制上の特例措置



オフィス減税	オフィス減税
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)(取得価額要件：3,500万円以上(中小企業者1,000万円以上))	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)(取得価額要件：3,500万円以上(中小企業者1,000万円以上))
＜適用要件＞ ・整備計画認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供することが必要 ・同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の取得価格は床面積按分により算出	

雇用促進税制	雇用促進税制
増加雇用者1人当たり、以下の金額を税額控除 ●新規雇用者(有期雇用又はパート除く):30万円 ●転勤者(有期雇用又はパート除く):20万円	①増加雇用者1人当たり、以下の金額を税額控除 ●新規雇用者(有期雇用又はパート除く):50万円 ●転勤者(有期雇用又はパート除く):40万円 ②①に加え、1人当たり40万円上乗せ ③上乗せ分40万円は、雇用を維持していれば、最大3年間継続(ただし、当該特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)
＜適用要件＞ ・適用年度を含め過去3年間に事業主都合による離職者がいないこと 等 ・注意点 ・非正規の雇用者は対象外。 ・同一事業年度におけるオフィス減税との併用不可(移転型の上乗せ分除く)。	

県の税制上の特例措置

- ・事業税(所得割・収入割)
 - 特別償却設備に係る部分を3事業年度にわたり不均一課税(1年目:1/2、2年目:3/4、3年目:7/8)
- ・不動産取得税(標準税率 建物4%、土地3%)
 - 建物0.4%、土地(該当建物にかかる部分のみ)0.3%の不均一課税

※整備計画の認定日の翌日から3年以内に、特別償却設備(特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産で取得価額3,800万円以上(中小企業者等は1,900万円以上))を取得すること。

※また、土地については取得日の翌日から1年以内に建物を着工した場合に限る。

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分(補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 ・以下の業種に属する工場、事業所の新設・増設(既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外) - 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷捌き施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、賃貸施設(別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください。)		北九州市企業立地促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者5人以上(市内中小企業3人以上)、次のいずれかに該当する従業員 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者	①土地代を含む投資額の2～3% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計10億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者5人以上(市内中小企業3人以上) ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円(限度なし) ※短時間労働者は15万円	
	補助金	【対象企業】 ・市内企業(主に製造業)の拡充(マザー工場化)や拠点集約のための新設・増設(既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外)		北九州市市内企業拡充支援型企業立地促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者20人以上(市内中小企業5人以上)、次のいずれかに該当する従業員 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額:5億円以上(中小企業は2億5,000万円以上)	①土地代を含む投資額の6～7% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者20人以上(市内中小企業5人以上) ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額:5億円以上(中小企業は2億5,000万円以上)	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は15万円	
	補助金	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充、本社機能等が入居するオフィスビル(賃貸施設)の建設企業		北九州市大規模型本社機能等移転促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者50人以上、次のいずれかに該当する従業員 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額:市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、オフィスビル建設企業15億円以上	①土地代を含む投資額の20～33%(新規雇用者数に応じて変動) ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者50人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額:市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、オフィスビル建設企業15億円以上	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は15万円	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充		北九州市中規模型本社機能等移転促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者 20人以上(市内中小企業 10人以上)、次のいずれかに該当する従業者 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって 2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額：市外企業 5億円以上(中小企業は 2億 5,000万円以上)、市内企業 2億円以上(中小企業は 1億円以上)	①土地代を含む投資額の 6～7％ ②年間賃借料(初年度分)の 1/2 (①+②の合計 5 億円以内)	
	補助金	【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者 20人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち 1年以上勤務し 1年以上市内に住所を有している者 ・投資額：市外企業 5億円以上(中小企業は 2億 5,000万円以上)、市内企業 2億円以上(中小企業は 1億円以上)	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30万円。 正社員は 20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は 15万円	北九州市オフィス賃借型本社機能等移転補助金
		【資料に対する補助】 新規常用雇用者 20人以上、次のいずれかに該当する従事者 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること。 ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって 2人の新規常用雇用者に相当することができる	事務所設置後 5 年間の賃料・共益費の 1/2 (限度額は、5 年間で 2,500 万円) ※ 5 年間の雇用計画が 100 人以上の場合は、2 億 5,000 万円	
		【雇用に対する補助】 交付の対象となる新規常用雇用者 20人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち 1年以上勤務し 1年以上市内に住所を有している者	事業所設置後 5 年間の新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30 万円。正社員は、20 万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は、15 万円	
	補助金	【対象企業】 ・以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 自然科学研究所、コンタクトセンター、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業 ※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く		北九州市オフィス立地促進補助金
		【資料に対する補助】 ・市内に新たに進出する企業が、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	事業所設置後3年間の賃料・共益費の1/2 (限度額は3年間で1,500万円) ※3年間の雇用計画が100人以上の場合は1億5,000万円	
	補助金	【雇用に対する補助】 ・市内に新たに進出する企業が、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	事業所設置後 3年間の新規常用雇用者(①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30万円 ※短時間労働者は 15万円(限度額なし)	
		【改修費用に関する補助】 ・市内に新たに進出する企業が、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	テレワーク環境整備費の1/2 (限度額は300万円) ※本社機能移転を伴う場合は500万円	
	補助金	【対象企業】 市内オフィスビル、商業ビルの所有者 【対象要件】 ① 100 坪以上の賃貸借契約を予定するオフィス(耐震基準を満たしていないビルは除く。) ②ソフトウェア業、情報処理サービス業、コンタクトセンター業等の企業が入居予定のオフィス ③ OAフロアの新規設置工事を行う、又は OAフロアの改修工事を行うこと。	【補助対象経費】 ① OAフロア化、又は OAフロアの改修工事 ※なお、①と併せて次の②～⑥に該当する工事のいずれかを行う場合は、当該工事費用を含む。 ②トイレの新設又は改修の工事 ③居室環境設置工事(パーテーション設置、照明の設置・更新など) ④消費電力を 100%再生可能エネルギーに転換するための改修工事 ⑤共用部分の改修工事 ⑥感染症の拡大を防止する内装材への改修の工事 【交付額】 補助対象経費(消費税相当額を除く)の 20/100 以内(5 億円以内)	北九州市オフィスリノベーション補助金

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 市内の賃貸用オフィスビルを整備する事業を行う者 【対象区域】 JR 小倉駅及び JR 黒崎駅から半径 1km 圏内 【対象要件】 ①オフィスとして賃貸する部分をワンフロアで 100 坪以上、ビル全体の合計で 500 坪以上整備すること。 ② IT 企業等のための OA フロアを設置する工事を行っていること。 ③次世代スマートビルとして、以下の仕様を満たしていること。 ・感染症対策 ・最先端のデジタル技術の活用 ・ゼロカーボン・再生可能エネルギーの活用 ④景観等への配慮を行っていること。	【補助対象経費】 オフィスビルの建設費(設計費、建築工事費、設備工事費) 【交付額】 建設費(消費税相当額を除く)×賃貸オフィス部分の床面積/総延床面積の 20/100 以内(限度額 10 億円)	次世代スマートビル建設促進補助金
	融資	【対象企業】 ・以下の業種に属する企業の新設・増設が対象。 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルティング業、荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、電気通信業、情報処理専修学校、観光関連企業(新設・増設の用地規模が 10,000㎡以上)、民間放送業及び有線テレビジョン放送業、市の団地(太刀浦、新門司Ⅱ期、響瀬)に立地する企業 ・用地費を含む設備投資額が 5,000 万円以上 ・東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 1,000 万円以上	【対象となる経費】 ・用地費 ・工場、事業所等の建設費(機械設備を含む) ・工場用水道工事費 ・特別高圧電力工事費負担金 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 1,000 万円以上 【返済期間】 10年以内(据置2年以内を含む) 【利用額】 上記「対象となる経費」の80%以内で1企業当たり10億円以内 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 移転等経費も含む 【貸出利率】 年1.45%(平成15年4月～)	北九州市企業立地促進資金融資
福岡市	補助金	【対象分野】 ①知識創造型産業 ②健康・医療・福祉関連産業 ③環境・エネルギー関連産業 ④グローバルビジネス(外国・外資系企業) ⑤物流関連業 ⑥都市型工業 ⑦本社機能 ⑧コールセンター等		福岡市立地交付金
		1 賃借型 新たに建物賃借して対象分野の事業を開始する事業者		
		1 事務所等(対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積 60㎡以上かつ 常用雇用者 3人以上 (大規模) 延床面積 200㎡以上かつ 常用雇用者 10人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/4 (1 回) 【上限額】1,500 万円(㎡あたり 4,000 円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/4 (2 回) 【上限額】5,000 万円(㎡あたり 8,000 円/月) 2 雇用に関する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円(基準)、1 億円(大規模) 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許可の取得等に必要な経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
		2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工業務に関する事業の新設又は移転 【対象地域】 重点地域(アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区(多の津 1 丁目、2 丁目) 【要件】 (基準) 延床面積 2,000㎡以上(市内の中小企業者の場合は 1,000㎡)かつ常用雇用者 10人以上 (大規模) 延床面積 20,000㎡以上かつ常用雇用者 200人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/8 (1 回) 【上限額】5,000 万円(㎡あたり 1,000 円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/6 (1 回) 【上限額】1 億円(㎡あたり 1,000 円/月) 2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	3 都市型工業 【対象事業】 都市型工業の新設又は移転 【対象地域】 工業系地域 【要件】 (基準) 延床面積 2,000㎡ (市内の中小企業者の場合は 1,000㎡) 以上かつ常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 10,000㎡以上かつ常用雇用者 100 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/8 (1 回) 【上限額】 5,000 万円 (㎡あたり 1,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/6 (1 回) 【上限額】 1 億円 (㎡あたり 1,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円	福岡市立地交付金
		4 本社機能 【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設 【要件】 (基準) 延床面積 500㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/4 (1 回) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】 5,000 万円 (㎡あたり 8,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/4 (2 回) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】 1 億円 (㎡あたり 8,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時から 3 年間の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 1 億円 (基準)、2 億円 (大規模) 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】 市場調査、通訳、各種許認可取得等に要する経費 【金額】 対象経費の 1/2 【上限額】 300 万円	
		5 コールセンター等 【対象事業】 コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設 【要件】 (基準) 延床面積 300㎡以上かつ 常用雇用者 30 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 100 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借料の 1/4 (1 回) 【上限額】 1,500 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借料の 1/4 (2 回) 【上限額】 2,500 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円	
		Ⅱ 所有型 新たに土地及び建物又は建物を所有して対象分野の事業を開始する事業者		
		1 事務所等 (対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積 200㎡以上かつ 常用雇用者 10 人以上 (大規模) 延床面積 400㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 5% 【上限額】 1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 10% 【上限額】 10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円 (基準)、1 億円 (大規模) 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】 市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】 対象経費の 1/2 【上限額】 300 万円	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工に関する事業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 重点地域 (アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区 (多の津 1 丁目、2 丁目) 【要件】 (基準) 建物等取得額が 3 億円 (市内の中小企業者の場合は 1 億 5,000 万円) 以上かつ常用雇用者 10 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 200 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 2.5% 【上限額】 2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】 10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円	福岡市立地交付金
		3 都市型工業 【対象事業】 都市型工業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 工業系地域 【要件】 (基準) 建物等取得額が 10 億円 (市内の中小企業者の場合は 5 億円) 以上かつ常用雇用者 20 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 100 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 2.5% 【上限額】 2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】 10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円	
		4 本社機能 【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設 【要件】 (基準) 延床面積 500㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 5% 【上限額】 1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 10% 【上限額】 10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時から 3 年間の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 1 億円 (基準)、2 億円 (大規模) 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】 市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】 対象経費の 1/2 【上限額】 300 万円	
		5 コールセンター等 【対象事業】 コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設 【要件】 (基準) 延床面積 300㎡以上かつ 常用雇用者 30 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 100 人以上	1 土地・建物等取得額に関する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 5% 【上限額】 1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※) ・建物等取得額の 10% 【上限額】 10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】 1 人当たり 5 万円～ 50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】 操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】 5,000 万円	
	融資	市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転又は新設する方	・所要資金の 90% 以内、土地取得費については 70% 以内 ・限度額 2 億 8,000 万円 ・利率 10 年以内: 1.3% 10 年超 15 年以内: 1.5% ・保証料率 0.33% ～ 1.56% ・期間 15 年以内 (うち据え置き 2 年以内)	設備対応資金 (融資)

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
大牟田市	補助金	・対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業等 ・投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 ①100億円以上・150人以上 ②50億円以上・100人以上	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】①3億円、②1億5,000万円 ※1法人5年間に1回限り ※立地奨励金との重複適用不可	大規模立地奨励金
		・対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業、環境リサイクル産業(大牟田エコタウンへの立地企業)等 ・投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 ①市外企業 5,000万円(1億円)以上・10人(20人)以上 ②市内企業 5,000万円(1億円)以上・5人(10人)以上 ③環境リサイクル産業 5,000万円以上・5人以上 ※中小企業の場合。大企業は()内。	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】7,000万円 ※1法人5年間に1回限り	立地奨励金
		・対象事業所 大規模立地奨励金、立地奨励金の適用事業所のうち、1,000㎡以上の用地取得を伴う事業所 ・新規常用雇用者10人(20人)以上 ・用地取得後2年以内に着工又は事業所と用地を同時に取得 ※中小企業の場合。大企業は()内。	新たに雇用された1年以上市内に居住する新規常用雇用者数×30万円 【限度額】3,000万円	雇用奨励金
		<対象業種> ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・映像情報制作・配給業※ ・デザイン業※ ・広告業※ ・イノベーション創出に特に寄与する事業 ※デジタルを活用したものに限定。	<家賃支援金> ・対象 入居施設・駐車場の賃料(60月) ※事業の用に供するものに限定。 ・補助率等 ①1月から36月:1/2 ②37月から60月:1/4 ・限度額 ①100万円/年 ②50万円/年	大牟田市 IT関連企業等 オフィス開設 補助金
		<補助要件> (1) 市内で新たに賃オフィス等に入居し、上記の事業を行う事業者。 (2) オフィス等の床面積に応じた役員及び従業員数であること。ただし、従業員は雇用保険法の被保険者とする。 (3) 60月以上事業を行う予定であること 【床面積】・・・・・・・・・・・・・【役員及び従業員数】 20㎡未満・・・・・・・・・・・・・1人以上 20㎡以上～40㎡未満・・・・・・・・・・・・・2人以上 40㎡以上～60㎡未満・・・・・・・・・・・・・3人以上 60㎡以上～80㎡未満・・・・・・・・・・・・・4人以上 80㎡以上～100㎡未満・・・・・・・・・・・・・5人以上 100㎡以上・・・・・・・・・・・・・6人以上	<雇用奨励金> ・対象 新たに雇用され、1年以上市内に居住し、1年以上雇用されている者 ・補助率等 30万円/人 ・限度額 3,000万円 <人材育成支援金> ・対象 外部研修等による専門人材の育成に要する経費 ・補助率等 1/2(イノベーション創出拠点施設での開催分は3/4) ・限度額 従業員のうち受講者1人あたり20万円 ※1事業者につき100万円を限度 事業開始後12月	
久留米市	補助金	1-1.【税金等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上または常時従業者数20人(中小企業等は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 ・自動車関連分野 ・バイオ・医療関連分野 ・食品関連分野 ・環境関連分野	・設置する工場等に対して新たに課せられる固定資産税額(3年度間) ・工場等の設置によって新たに課せられる事業所税額(5年度間) ・用地の賃借料×50%(1年度間)	久留米市産業 振興奨励金

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
久留米市	補助金	1-2.【設備投資等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額5億円(中小企業者等は2億円)以上の工場 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・用地取得額×10%(最大40%) ・生産施設床面積㎡×5,000円(最大20,000円) ※業種や市民の新規雇用者数に応じて加算あり 【限度額】合計2億円	久留米市産業 振興奨励金
		2.【税金等に対する補助】 上記1の対象者以外の者で、特定地域等に以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業者等は5,000万円)以上かつ市民の新規雇用者数20人(中小企業者等は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、市民の新規雇用者数の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・設置する工場等に対して新たに課せられる固定資産税額×50%(3年度間) ・工場等の設置によって新たに課せられる事業所税額×50%(5年度間)	
		3.【設備投資等に対する補助】 指定区域において、グリーンアジア国際戦略総合特区の事業として承認された事業を行うものが、設備投資額5億円(中小企業等は2億円)以上の事業所を設置する場合	・生産施設及び関連施設 設備投資額×2.5% ・研究開発用施設及び関連施設 設備投資額×5% 【限度額】それぞれ1億円	久留米市 グリーンアジア 国際戦略総合 特区事業推進 交付金
	融資	4.【設備投資等に対する補助】 以下の事業所を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上または常時従業者20人(中小企業等は5人)以上の事業所	・利子補給 40%(7年間) ・保証料補給 30% ※融資限度額2億円	久留米市企業 立地促進資金 融資
	補助金	5.【本社機能移転・拡充】 福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画として福岡県に認定された事業を行う者	・設置する事業所に対して新たに課せられる固定資産税額×50%(3年度間) 【限度額】なし ・市民の新規雇用者1人あたり30万円(非正社員は15万円) 【限度額】なし ・市外からの移転者1人あたり15万円 【限度額】なし ・業務施設の年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×25%<3年度間> 【限度額】500万円/年	久留米市産業 振興奨励金
		6.【オフィス】 次のいずれかに該当する者 (1) 常時従業者数20人以上(中小企業者等は5人以上)であって、市民の新規雇用者数が5人以上の業務施設を設置する者 (2) 特定業種に該当する業務施設(延床面積が30㎡以上のものに限定。)を新設する者 【特定業種】 上欄参照	業務施設の年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%<1年度間> 【限度額】500万円	
		7.【コールセンター・バックオフィス】 常時従業者数20人以上(中小企業者等は5人以上)、かつ、市民の新規雇用者数が5人以上であって、雇用創出産業分野に該当する業務施設を設置する者 【雇用創出産業分野】 ・コールセンター業 ・バックオフィス	①業務施設の年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%<3年度間> 【限度額】500万円/年 ②事業の用に供する設備機器、器具・備品の取得費及び事業所設置工事費等×50%<3年度間> 【限度額】800万円/年かつ3年度間総額2,000万円 ③市民の新規雇用者1人あたり30万円(非正規社員の場合は15万円) 【限度額】なし	
		8-1.【情報通信関連企業等(雇用創出型)】 常時従業者数20人以上(中小企業者等は5人以上)、かつ、市民の新規雇用者数が5人以上であって、指定業種に該当する業務施設を設置する者 【指定業種】 ・情報通信関連分野 ・学術・開発研究分野	①業務施設の年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%<3年度間> 【限度額】500万円/年 ②事業の用に供する設備機器、器具・備品の取得費及び事業所設置工事費等×50%<3年度間> 【限度額】800万円/年かつ3年度間総額2,000万円 ③市民の新規雇用者1人あたり30万円(非正規社員の場合は15万円) 【限度額】なし	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
久留米市	補助金	8～2.【情報通信関連企業等(小規模型)】 指定業種に該当する業務施設(延床面積が30㎡以上のものに限る。)を新設する者 【指定業種】 上欄参照	業務施設の年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%＜3年間＞ 【限度額】3年度間総額 500万円	久留米市産業振興奨励金
直方市	補助金	・市内に工場等を新設・増設 ・投下固定資産総額2,100万円以上 ・新規雇用が発生していること。	・投下固定資産総額の1% (限度額3,000万円) ・上記にかかわらず、市、市土地開発公社が造成、現在所有している土地を取得し、工場等新設に伴い10人以上(市内居住者の場合は6名以上)を雇用し、継続雇用する場合は5ヶ年度を限度に奨励金を交付する。 (合計の限度額2億円) 初年度2% 2～5年度1.5%	直方市企業立地促進奨励金
飯塚市	補助金	(指定業種) 製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所 (共通条件) ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・市民の新規常用従業員雇用5人以上(要6月以上継続雇用)。 ※限度額の特例の場合、新規常用従業員と新規定住常用従業員の雇用の合計が20名以上	【新設又は増設事業者・土地所有(土地賃借)】 ①設備費等補助金 投下固定資産総額X4% (2%) ※1年目に交付 投下固定資産総額X2% (1%) ※2～5年目に交付 ②雇用促進補助金 新規常用従業員の6人目から1人当たり30万円 ※1年目に交付 ③雇用者定住促進補助金 新規定住常用従業員1人当たり20万円 ※3年目に交付 ④不動産取得補助金 不動産取得税額X90% (50%) ※2年目に交付 ①～④の合計5年間で最大1億2,000万円の交付 【限度額の特例】 特例① 投下固定資産総額30億円以上(5年間で最大2億円) 特例② 投下固定資産総額50億円以上(5年間で最大3億円) 特例③ 投下固定資産総額100億円以上(5年間で最大4億円) 特例④ 投下固定資産総額200億円以上(5年間で最大6億円) 特例⑤ 投下固定資産総額300億円以上(5年間で最大8億円) ※補助金は年度毎に交付限度額あり。移設事業者に対する補助金もあり。詳細はお問い合わせください。	飯塚市企業立地促進補助金
		(指定業種) 製造業、情報サービス業、自然科学研究所 (共通条件) ・東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内から飯塚市へその全部又は一部を移転し、新設であること。 ・飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・本補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。 ・事務所得日から起算して2年以内に操業を開始し、又は、事務所賃借の契約の日から起算して1年以内に操業を開始し、それに係る新規常用従業員雇用5人以上(要6月以上継続雇用)。	雇用者の数 5人以上10人未満 50万円 10人以上15人未満 100万円 15人以上20人未満 150万円 20人以上25人未満 200万円 25人以上30人未満 250万円 30人以上 300万円 ※空き家等を事務所として取得し、又は賃借する場合は、別途加算額があります。	飯塚市企業立地促進補助金
田川市	補助金	(工場、情報サービス施設、宿泊施設、物流施設、農林水産物等販売施設) ・投下固定資産総額：2,000万円以上 ※家屋又は償却資産を取得するために要した費用(用地取得費、譲り受けによる取得費、消費税等を除く) ・新規雇用者又は転属者：5人以上 ・市税及び田川市に関する使用料等を完納していること(その他の施設) ・雇用機会の創出、事業機会の増大、税源のかん養に大きく寄与すると認められる場合 ・田川市の産業の競争力の強化に資すると認められる場合	奨励金 ・事業所設置奨励金(限度額2億円) 【新設】投下固定資産総額×5% 【増設・移設】投下固定資産総額×3% ・雇用促進奨励金(限度額3,000万円) ・新規雇用者等で下記全てを満たす者1人×50万円 ・新規雇用者等で下記①及び②を満たす者1人×20万円 ①操業開始日から1年を経過した日まで雇用していること ②操業開始日から1年を経過した日まで田川市民かつ雇用保険の被保険者であること ③操業開始日から1年を経過した日において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること	田川市企業の誘致及び育成に関する条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
柳川市	補助金	市内に事務所等の新設、増設又は建替えの際、投下固定資産総額が2,100万円を超え、かつ事業開始時において新規常用雇用者を5人以上雇用している事業者	雇用奨励金 ・市内居住の新規常用雇用者が3人以上の場合、1人目から交付対象で、1人当たり30万円 【限度額】1,500万円 利子補給金 ・事務所等の新設増設又は建替え1,000万円以上の借入金に対する利子補給金を支給 ・年利1%を上限に3年間 ・借入金の上限は1億円	柳川市企業立地等促進条例
八女市	補助金	・特定地域土地購入(3,000㎡以上)後、1年以内に建設に着手、かつ3年以内に操業開始 ・正規常勤従業員が10人以上	土地購入経費の30%以内	八女市企業誘致条例
筑後市	補助金	【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、宿泊業 【計画認定の要件】 ・投下固定資産総額2,500万円以上(用地費は含まない) ・従業員 新設 常時5人以上の雇用 増設・更新 過去1年間で減少なし 【雇用奨励金交付の要件】 ・新設、増設、更新に併せて現行より従業員を3人以上雇用すること。さらにその従業員が、筑後市民で1年以上居住し、かつ1年以上雇用していること ・以前に雇用奨励金の交付を受けていないこと	雇用奨励金 ・対象従業員1人当たり30万円 ・1事業者に1回限り (限度額1,000万円)	筑後市産業振興促進条例
大川市	補助金	(事業所Ⅰ) ・市内への事業所の新設、増設又は移設により事業を開始する者 ・投下固定資産総額が3,000万円以上 ・常用雇用者数2人以上 ・市税及び使用料の滞納がないこと	①初年度から5年間…固定資産税相当額の100/100を交付 ②6～7年目の2年間…〃 75/100を交付 ③8～10年目の3年間…〃 50/100を交付 ※限度額無し	施設設置奨励金
		(事業所Ⅱ) ・市内への事業所の新設、増設又は移設により事業を開始する者 ・投下固定資産総額が15億円以上 ・常用雇用者数5人以上 ・市税及び使用料の滞納がないこと	初年度から10年間…固定資産税相当額の100/100を交付 ※限度額無し	
		(社宅) ・自ら雇用する労働者の居住を目的として10戸以上の社宅の新設等を行う者 ・投下固定資産総額が5,000万円以上 ・市税及び使用料の滞納がないこと	①初年度から5年間…固定資産税相当額の100/100を交付 ②6～7年目の2年間…〃 75/100を交付 ③8～10年目の3年間…〃 50/100を交付 ※上記に当該社宅の全戸数に占める本市への納税義務者がいる戸数の割合を乗じた額 ※限度額無し	
		・事業開始に伴い市民を常用雇用者として新たに雇用すること	(事業所Ⅰ) 新たに雇用された1年以上市内に住居する新規常用雇用者数×50万円を交付(限度額1,500万円)	雇用奨励金
			(事業所Ⅱ) 新たに雇用された1年以上市内に住居する新規常用雇用者数×50万円を交付(限度額5,000万円)	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
行橋市	補助金	【特定地域(産業導入地区)】 ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) ・新たな土地の取得 ・投下固定資産総額(用地含む)2億円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上 (1)立地交付金 (2)給水加入金交付金 (3)雇用促進奨励金 【特定地域(産業導入地区以外)】 ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) (4)事業所等設置奨励金 (※)特定地域に事業所を新設、増設、移設し、投下固定資産総額2,100万円以上かつ新規常用雇用従業員5人以上に該当するもの。	(1)土地と家屋の固定資産税課税標準額の15%(限度額1億円) (2)上水道を使用するため納入した施設分担金及び口径別納付金の同額 (3)市内居住の新規常用雇用者(1年以上雇用)×30万円(限度額3年間の総額3,000万円) (4)当該固定資産に係る各年度分の固定資産税額の2分の1に相当する額(各年度毎に限度額3千万円×3年間)	行橋市企業誘致条例
豊前市	補助金	対象業種 製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、梱包業、情報サービス関連業、自然科学研究所 ①設備投資額 ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・常用雇用人数5人以上 ②設備投資額 ・投下固定資産総額2億円以上(新設のみ) ・新規常用雇用者人数 市民10名以上 ③設備投資額(用地費含む) ・投下固定資産総額2億円以上 ※市または豊前市土地開発公社から新たに用地を取得した者に限る ・新規常用雇用人数 市民10名以上	①投下固定資産総額に係る固定資産税の2分の1に相当する額を3年度間交付(限度額3,000万円) ②工業用地取得面積に1,000円を乗じた額を1回に限り交付(限度額5,000万円) ※①と②は併用不可。ただし、②に該当する場合は固定資産税の免除が適用される。 ③市内に住所を有する新規常用従業員数に30万円を乗じて得た額を3年度間交付(限度額3,000万円)	豊前市企業立地促進条例
小郡市	補助金	市内に事業所等の新設または増設 【対象業種(オフィス系)】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター 【設備投資額】 ・要件なし 【常時従業員】 ・3人以上 市内に事業所等の新設または増設 【対象業種(工業系)】 ⑦製造業 ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター 【設備投資額】 ・1億円以上(用地費除く) 【常時従業員】 ・10人超	1 事業所設置奨励金 左記業種①～⑥の事業所の年間賃借料(敷金等を除く)×50% 【限度額】150万円/年<3年度間> 2 雇用奨励金 市内在住の新規常用雇用者1人当たり20万円 【限度額】1,000万円<1回限り> 3 企業立地奨励金 固定資産税課税相当額 【限度額】1億円<1回限り> ※企業立地奨励金は、市または市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合に限る	小郡市事業所等設置奨励条例
筑紫野市	補助金	(区域) 条例で定める区域内への新設・増設・移設であること(業種) 製造業、情報通信業、学術・開発研究機関その他条例施行規則で定める業種であること (投下資本総額) 3,000万円以上であること(雇用) 市民の新規常時雇用が5人以上であること	1年以上常時雇用した市民1人当たり20万円を交付(ただし、交付は1回限り、上限は1,000万円)	筑紫野市企業立地促進条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
宗像市	補助金	(製造業、物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業) ・設備投資額5,000万円以上(用地費含む) ・賃貸の場合は、固定資産評価額5,000万円以上 ・常勤の役員及び従業員の10人以上が市内居住(物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業については5人以上)	・設備投資額(アスティ21のみ用地を含む)の2% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額2,000万円) ・業務施設年間賃借額の3分の1(3年間)(限度額2,000万円) ・設備機器年間リース料の3分の1 ・市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり30万円(1回限り) ※限度額総額1億円	宗像市企業立地促進補助金
宗像市	補助金	(産業支援サービス業) ①情報サービス業 ②デザイン業・機械設計業 ③自然科学研究所 ・設備投資額5,000万円以上(用地費含む)又は、設備機器のリース料が年間1,000万円以上 ・常勤の役員及び従業員の10人以上が市内居住 (創業者支援業) ・これまでに創業者支援業の実績があると認められる者 ・設備投資額1,000万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が200万円以上 ・市内に200㎡以上のコワーキングスペース等を有し、事業相談やセミナー・交流会の開催など、日常的に創業者等のビジネス活動や成長拡大を支援する事業を実施すること	・設備投資額(アスティ21のみ用地を含む)の2% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額2,000万円) ・業務施設年間賃借額の3分の1(3年間)(限度額2,000万円) ・設備機器年間リース料の3分の1 ・市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり30万円(1回限り) ・設備投資額の5% ・業務施設年間賃借額の2分の1 ・設備機器年間リース料の2分の1 ・専用回線年間使用料の2分の1 ・新規常用雇用者1人当たり30万円(1回限り) ※限度額総額500万円	宗像市企業立地促進補助金
		(コールセンター業) ・従業員の10人以上が市内居住 (ベンチャー企業) ・製造業又は産業支援サービス業に分類されるベンチャー企業等 ・設備投資額1,000万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が年間200万円以上 ・新規常用雇用者2人以上 (施設賃貸者) ・設備投資額1億円以上(用地費含む) ・施設を賃借した企業の従業員の10人以上が市内居住	・正社員1人当たり20万円 ・パート・アルバイト1人当たり10万円(1回限り) ※限度額総額500万円 ・設備投資額の5% ・業務施設年間賃借額の2分の1 ・設備機器年間リース料の2分の1 ・専用回線年間使用料の2分の1 ・新規常用雇用者1人当たり30万円(1回限り) ※限度額総額500万円 ・設備投資額(アスティ21のみ用地を含む)の5% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額2,000万円) ※限度額総額1億円	
太宰府市	補助金 (奨励金)	(ホテル等の設置支援) 投下固定資本額が下記のとおりであること ・新設 1億円以上 ・増設 5,000万円以上 ※投下固定資本額は、用地費を含む	・投下固定資本額の1/2(上限5,000万円) ・3年間	太宰府市ホテル等設置奨励条例
古賀市	補助金	(区域) 指定地域内での新設、増設 (投下固定資産総額) 2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後3年以内に建設に着手したものに限る(常時雇用従業員) 5人以上	1 雇用奨励金 新規に常時雇用従業員を雇用した場合、1人当たり12万円を交付 ※雇用後、古賀市に居住している者に限る ※本社機能を設置した場合は1人当たり24万円 上限100人 2 本社等立地交付金 本社機能を設置した場合に交付 ①事務経費(資本金に応じて交付) ・1,000万円以上1億円未満 20万円 ・1億円以上10億円未満 50万円 ・10億円以上50億円未満 210万円 ・50億円以上 360万円 ②本店登記費用 本店登記をした場合 20万円 ③常時雇用従業員転入費用(転出地域に応じて交付) 1人当たり(古賀市に居住する者に限り、上限100人) ・九州 5万円 ・近畿、中国、四国 10万円 ・中部 15万円	古賀市企業立地促進条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
うきは市	補助金	・ 立地促進奨励金 投下固定資産総額 3 億円以上であって常時雇用従業員数 30 人以上 ・ 設備投資奨励金 投下固定資産総額 3 億円以上であって常時雇用従業員数 30 人以上 ・ 雇用促進奨励金 投下固定資産総額 3 億円以上であって常時雇用従業員数 30 人以上かつ市民の新規雇用者数 10 人以上 ・ 産業振興奨励金 次のいずれかに該当する工場等の新設及び増設 ①投下固定資産総額が 2 億円以上の場合 (中小企業は 5,000 万円以上) ②常時雇用する従業員の数が 20 人以上の場合 (中小企業は 5 人以上)	・ 立地促進奨励金 新規取得用地価格×10% (限度額 1 億円) ・ 設備投資奨励金 生産施設床面積×5,000 円 (限度額 1 億円ー立地促進奨励金) ・ 雇用促進奨励金 市民の新規雇用者数×30 万円 (限度額 1 億円ー設備投資奨励金ー立地促進奨励金) ・ 産業振興奨励金 操業開始後、最初の固定資産税が賦課される年度から 3 年間奨励金を交付 ※当該工場等が新設又は増設された部分に課税された固定資産税に対し、初年度全額、2 年次 3 分の 2、3 年次 3 分の 1 の額に相当する額	うきは市産業立地促進条例
宮若市	補助金	【対象事業】 製造・加工業、及びそれに伴う研究開発事業、情報処理サービス業、教育・学習支援業など ※以上の事業を行う事業所の新設・増設が対象 (土地区分) 福岡県企業局又は本市が所有する土地の購入または賃借契約 (雇用) 新規常用従業員のうち市内居住者 6 人以上 ※市外からの事業所移転の場合は、新規に限らず対象に該当。	(1) 企業立地促進助成金 ・ 投下固定資産総額 25 億円以上の場合 投下固定資産総額の 8% の額 ・ 投下固定資産総額 25 億円未満の場合 投下固定資産総額の 6% の額 ※上限額 2 億円、5 年間で分割交付 (2) 雇用促進助成金 新規常用従業員 1 人当たり 50 万円 ※上限 1,000 万円、初年度のみ交付	宮若市企業立地促進助成金
みやま市	補助金	・ 設備投資額 2,700 万円を超える (用地費含む) ・ 常時雇用従業員数 5 人以上 ・ 市民の新規常用雇用 3 人以上	・ 1 年以上雇用され、1 年以上市内に住所を有する者 1 人 当たり 30 万円を交付 (操業開始後 3 年以内に増員された者) ※限度額 1,500 万円	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	補助金	・ 指定地域内への新設、移設、増設であること ・ 業種 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、学術開発研究機関 ・ 投下資本額 3,000 万円以上 ・ 常時雇用者 5 人以上 ・ 税や使用料を滞納していないこと	雇用奨励金 ・ 新規雇用者 (市内在住者) 1 人当たり 20 万円を交付 ※交付は 1 回限り、上限は 1,000 万円	糸島市企業等立地促進条例
那珂川市	補助金	対象業種 (1)農業、林業、(2)製造業 (中分類 12ー木材・木製品製造業 (家具を除く。)、家具・装備品製造業に限る。)、(3)情報通信業、(4)運輸業、郵便業、(5)卸売業、小売業、(6)学術研究、専門・技術サービス業、(7)宿泊業、飲食サービス業、(8)教育、学習支援業、(9)医療・福祉 (医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。中分類 85ー社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。)、(10)サービス業 (他に分類されないもの) (中分類 92ーその他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。)、(11)その他市長が特に認める事業 ①投下固定資産総額 対象となる業種 (1)〜(3)、(10)の場合 3,000 万円以上 対象となる業種 (4)〜(9)、(11)の場合 2 億円以上 ②新規雇用者数 対象となる業種 (1)〜(3)、(10)の場合 3 名以上 対象となる業種 (4)〜(9)、(11)の場合 5 名以上	(1)企業奨励金 投下固定資産総額に係る固定資産税に担当する額を 3 年間交付 (2)雇用促進奨励金 1 年以上雇用され、1 年以上市内に住所を有する新規雇用者数×10 万円 ※ただし上限 100 万円、交付は 1 回限り	那珂川市企業の誘致等に関する条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
遠賀町	補助金	・ 新設・増設・移設 ・ 投下資本総額 2,700 万円以上 ・ 常時雇用従業員数 3 人以上など ①雇用促進奨励金 操業日前後 6 月の間に新規雇用された町内在住の常時雇用従業員が、操業後 1 年を経過して継続雇用されている場合 ②従業員転入奨励金 町外在住の既正規雇用従業員で、操業日後 6 月までに町内に転入した従業員が、1 年間継続して町内に在住しかつ継続雇用されている場合	要件に該当する従業員 1 人当たり 20 万円を交付。 (ただし、交付は 1 回限り。上限 200 万円)	遠賀町企業誘致条例
小竹町	補助金	・ 町内における工場等の新設又は増設 (小竹町が所有する用地に限る) の翌年度から 3 年間 ・ 新規常用雇用 (町内居住者) 5 名以上	・ 町民の新規常用雇用 5 名以上の場合、1 名当たり 10 万円を 1 回限り交付 (3 年間 300 万円を限度)	小竹町雇用促進奨励金
筑前町	補助金	【対象事業】 物の製造、加工等の製造業及び電気・ガス・熱供給業 (再生可能エネルギーによるものに限る。)) を営むための施設、ソフトウェア開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設、試験研究、研究開発、研修等の機能を有する施設、運送、倉庫、卸売り等の流通関連事業を営むための施設、その他町長が特に認める施設 【要件】 ・ 用地費含む投下固定資本総額 1 億円以上 ・ 新規常用雇用 5 名以上 (町内に住所を有する者) ・ 町税 (各種使用料及び手数料並びに町の各種資金の貸付け) 等の滞納なし	【雇用促進奨励金】 1 年以上継続して雇用した、町内に住所を有する新規常用雇用者数×10 万円 (限度額 1,000 万円、1 回限り)	筑前町企業立地促進奨励金交付要綱
大木町	補助金	・ 新設 投下固定資産総額 1 億円以上 常時使用従業員数 20 人以上 ・ 増設 投下固定資産総額 6,000 万円以上 常時使用従業員数 10 人以上	奨励金 ・ 固定資産税の範囲内 (3 年間) 初年度 100/100 2 年度 75/100 3 年度 50/100	大木町工場設置奨励に関する条例
糸田町	補助金	・ 対象事業 (製造業・加工業、大型商業施設、その他産業施設) ・ 投下固定資産総額 2,700 万円以上 ・ 新規常用雇用 5 名以上 (大型商業施設は 10 名以上) ・ 町税等を完納していること	事業規模に応じて、最大で 5 年間、初年度に賦課される固定資産税額の 2 分の 1 を支給	糸田町工場等の設置奨励条例
福智町	補助金	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業、その他町長が特に認めた事業 投下固定資産総額 2,700 万円以上 新規常用雇用及び転属者 5 人以上	①工場等設置奨励金 投下固定資産額の 5% 限度額 3 億円 3 年の範囲内で交付する ②雇用促進奨励金 新規常用雇用者及び転属者 1 人当たり 50 万円 限度額 3,000 万円	福智町企業誘致条例
刈田町	補助金	【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額 50 億円以上かつ新規常用雇用者 (刈田町民 1 人以上を含む) 50 人以上 (新設・増設)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額 (1 回限り) 限度額：5 億円	刈田町企業立地促進条例・大規模立地促進奨励金
		【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額 5 億円以上 (中小企業者は 5,000 万円以上) かつ新規常用雇用者 (刈田町民 1 人以上を含む) 5 人以上 (中小企業者は 2 人以上) (新設・増設)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額 (1 回限り) 限度額：1 億 5,000 万円	刈田町企業立地促進条例・立地促進奨励金

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
苅田町	補助金	【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、 こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額 5 億円以上（中小企業者は 5,000 万円以上）かつ新規常用雇用者（苅田町民 1 人以上を含む） 5 人以上（中小企業者は 2 人以上）（新設・増設）	新規常用雇用者のうち、苅田町民 1 人につき 30 万円（1 回限り） 限度額：3,000 万円	苅田町企業立 地促進条例・ 雇用促進奨励 金
		【対象業種】 製造業 【交付要件】 カーボンニュートラルに資すると町長が認める次の設備 投資に係る投下固定資産総額 10 億円以上（ただし、償 却資産に限る） ①大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備	交付要件を満たす償却資産に課される固定資産税相当額 (1 回限り) 限度額：1 億 5,000 万円	苅田町カーボ ンニュートラルに資する設 備投資等促進 条例・設備投 資促進奨励金
		【対象業種】 発電所 【交付要件】 投下固定資産総額 10 億円以上 (用地費を含む)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額（1 回限 り） 限度額：1 億 5,000 万円	苅田町カーボ ンニュートラルに資する設 備投資等促進 条例・立地促 進奨励金
吉富町	補助金	新設 ・投下固定資産総額2億円以上かつ 町民の新規常用雇用5人以上 (中小企業は投下固定資産総額5,000万円以上かつ町 民の新規常用雇用2人以上) 増設・移設 ・投下固定資産総額3,000万円以上	奨励金 ・固定資産税の 1/2（3 年間）	吉富町企業立 地促進条例
上毛町	補助金	①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の規定の適用を受ける事業所等の新設等を行い、新規 雇用者が 5 人以上の事業者 ②地域未来投資促進法第 25 条の規定を受ける事業所等 の新設等を行い、新規雇用者が 5 人以上の事業者 ③運輸業、卸売業を営むための施設、又は大規模小売店 舗で、投下固定資産総額 2,000 万円以上の事業所等の 新設等を行い、新規雇用者が 5 人以上の事業者 ④投下固定資産総額 3,000 万円以上の事業所等の新設 等を行い、新規雇用者が 5 人以上で町長が特に必要と 認めた事業者	1 附帯施設等整備費補助金 【対象経費】 (1) 防災対策及び環境保全のための設備工事費 (2) 自然災害に伴う復旧費 【補助率】(1) 3/4 (2) 実費 【限度額】(1) 1,000 万円 (2) 250 万円 2 雇用奨励補助金 【対象要件】 事業開始に必要な常用雇用者を新規に町民から 5 人以上 雇った場合 【補助率】 町民 1 人当たり 20 万円 (ただし新規雇用から引き続き 6 箇月を経過した者に限る) 3 用地取得奨励金 【対象経費】 事業所用地を新規に取得し、事業を開始した場合におけ る用地購入費 【補助率】 10/100 【限度額】 1,000 万円 4 用地賃借料補助金 【要件】 事業開始にあたり、賃賃借した事業用地の賃借料 【補助率】 1/2 【限度額】 年度当たり 300 万円 (繰業開始から3年間、合計 900 万円) 5 施設設置奨励金 【対象要件】 ③④の事業者において操業日の属する年度の翌年度以後 3 年度分の固定資産税の課税免除額に相当する額	上毛町企業誘 致条例
築上町	補助金	①築上町企業立地促進条例の適用企業であること。 適用条件 ・投下固定資産総額：3,000 万円以上 ・常用従業員数：5 人以上 ・用地面積：1,000㎡以上 ②当該事業所等の設置に当たり、新たな土地を取得又は 賃借すること。 ③新規常用従業員を 1 年以上雇用していること。 (雇用促進奨励金の交付条件に適用)	【用地取得交付金】 用地取得費の 10%に相当する額(限度額 4,000 万円) 【用地賃借料交付金】 1 年間の賃借料合計額の 1/3 の額を 3 年間交付 【雇用促進奨励金】 町内居住の新規常用雇用者 1 人当たり 50 万円(1 回限り) ※限度額 3 年間の総額 600 万円 【給水加入金交付金】 給水装置新設時に納入する加入金に相当する額を交付	築上町企業 立地交付金 交付要綱

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
北九州市	固定資産税の課税免除 ※固定資産取得の期限 ：平成24年4月1日から、 指定法人の有効期間又は 令和8年3月31日までのい ずれか早い日までの間	※グリーンアジア国際戦略総合特区の 計画に沿った事業を行う事業者が、 総合特区の区域内において、取得し た固定資産のうち以下のもの。 ①土地、家屋及び償却資産で総合特区 の事業の用に供するもの(建物・構 築物は取得価格1億円以上) ②償却資産で総合特区の事業に係る研 究開発の用に供するもの(研究開発 用機械設備等は、2,000万円以上)	—	3 年間	北九州市市税条例
福岡市	固定資産税・都市計画税の 課税免除 ※固定資産取得の期限：福 岡市指定法人の指定を受け た日から令和8年3月31日 まで	グリーンアジア国際戦略総合特区の事 業を行う企業のうち、福岡市指定法人 の指定を受けたものが、総合特区の区 域内で新たに取得した固定資産のうち 以下のもの。 ①総合特区の事業の用に供する家屋及 びその附属設備、構築物 1 億円以上 ②総合特区の事業の用に供する機械及 び装置 1,000 万円以上 ③総合特区の事業の用に供する機具及 び備品 500 万円以上	常用雇用者の雇用 (人数要件なし)	3 年間	福岡市グリーンア ジア国際戦略総合特区 の推進に関する条例
	本社機能整備に係る 固定資産税の不均一課税 ※令和8年3月31日までに、 福岡県知事から地方活力向 上地域特定業務施設整備計 画の認定を受ける必要があ ります。	家屋等(建物、付属設備、構築物)、機 械及び装置、器具備品等の取得合計 額が3,800万円(中小企業の場合は 1,900万円)以上	5人(中小企業の場合は2人) 以上増加すること ※福岡県知事から地方活力向 上地域特定業務施設整備計画 の認定を受けるための要件	3 年間 1 年目：税率0% (課税免除) 2 年目：税率0.35 % (通常の 1/4) 3 年目：税率0.7% (通 常の 1/2)	福岡市地方活力向上 地域における本社機 能の整備促進に関す る条例
大牟田市	固定資産税の課税免除	2,000 万円超(用地費除く)	新規常用雇用者 3 人以上	3 年間	大牟田市企業立 地促進条例
久留米市	固定資産税の課税免除	投下固定資産総額 2 億円(中小企業者又 は市長が中小企業者に準ずると認める ものは 5,000 万円)以上 ※地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条第 4 項又は第 14 条第 1 項の認定を 受け、当該認定を受けた地域経済牽引 事業計画に従って行う地域経済牽引事 業に伴い、事業所の新設、増設又は移 設をするもので、かつ、特定地域の用 地を公社等から新たに取得し、又は賃 借したうえで事業所の設置をするもの に限る。	常時従業員数 20 人(中小企業 者又は市長がこれに準ずると 認めるものは 5 人)以上	事業開始日の属する 年度の翌年度(事業開 始日が1月2日から3 月31日までの場合は 翌々年度)以降3年度 間	久留米市 産業立地促進条例 久留米市産業立 地促進条例に係る固定 資産税の課税免除に関 する規則
直方市	固定資産税の課税免除	1 億円(農林漁業関連業種にあっては 5,000 万円)を超えること ※平成 19 年総務省令第 94 号第 2 条に 定める施設が対象 地域経済牽引事業の促進による地域の 成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条に規定する地域経済牽引事業計画の 認定を得た事業者	—	3 年間	直方市企業誘致 条例
飯塚市	固定資産税の課税免除(用 地費含まない)	2,100 万円超 (市内一部地域)	—	3 年間	飯塚市工場等誘致条 例
田川市	固定資産税の課税免除	500 万円超 ※ただし、製造業又は旅館業は下記の 資本金の額等による [5,000 万円超～1 億円以下] 1,000 万円以上 【1 億円超】 2,000 万円以上	新規雇用者又は転属者 1 人 以上	1 年間又は 3 年間	田川市企業の誘致及 び育成に関する条例
柳川市	固定資産税の課税免除	2,100 万円超	新規常用雇用者 5 人以上 ※新規常用雇用者 10 人以上	5 年間 ※6 年目以降の 5 年間 50%	柳川市企業立地等促 進条例

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
八女市	固定資産税の課税免除	2,700万円超(用地費含む)	正規常勤従業員 10人以上	3年間	八女市工場等設置奨励条例 八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
		500万円以上(用地費含む) ※資本金に応じて投下固定資本額や取得要件が変更 ※製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に限る	—		
筑後市	固定資産税の課税免除	2,500万円以上 (用地費は含まない)	新設：5人以上を常時雇用 増設・更新：過去1年間で減少なし	3年間	筑後市産業振興促進条例
行橋市	固定資産税の課税免除	2,100万円以上(用地費含む)	新規雇用5人以上	3年間	行橋市企業誘致条例
豊前市	固定資産税の課税免除	新設2億円以上	市民新規雇用10人以上	3年間	豊前市企業立地促進条例
中間市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	常用従業員数5人以上	3年間	中間市企業誘致条例
小郡市	固定資産税の課税免除	市内に事業所等の新設または増設 ・要件なし ※賃借の場合、自社所有の償却資産のみ適用対象 【対象業種(オフィス系)】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター	常時従業員3人以上	3年間	小郡市事業所等設置奨励条例
		市内に事業所等の新設または増設 ・1億円以上(用地費除く) 【対象業種(工業系)】 ⑦製造業 ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター	常時従業員10人超		
筑紫野市	固定資産税の課税免除	条例で定める区域内での新設・増設・移設 3,000万円以上 ※土地は操業日の前3年以内に取得したものに限る。	市民の新規常時雇用 5人以上	3年間	筑紫野市企業立地促進条例
宗像市	固定資産税の課税免除	5,000万円以上 (用地費含む) ※対象業種により立地区域の指定あり	(製造業、情報サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業) 市民の新規雇用従業員 10人以上 (上記以外の対象業種企業) 市民の新規雇用従業員 5人以上	3年間	宗像市産業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
古賀市	固定資産税の課税免除	指定地域での新設・増設：2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後3年以内に建設に着手したものに限る	常時雇用従業員5人以上	3年間	古賀市企業立地促進条例

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
うきは市	固定資産税の課税免除	取得価格合計1億円超(農林漁業関連業種に関しては5,000万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	—	3年間	うきは市地域経済牽引(事業の促進に係る固定資産税の課税に関する条例
宮若市	固定資産税の課税免除	1億円超 (農林漁業及びその関連業種に関しては5,000万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	15人超	3年間	地域未来投資促進法に基づく課税免除条例
嘉麻市	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新設：新規雇用5人以上 増設：新規雇用2人以上	5年間 初年度～3年度 100/100 4年度 60/100 5年度 30/100 ※業種によっては上記課税免除の率にそれぞれ2分の1を乗じた率	嘉麻市企業誘致条例
朝倉市	固定資産税の課税免除	1億円以上 (農産団地は3,000万円超) ※用地費を除く ※課税免除もしくは地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)のいずれか一方の優遇措置が受けられます。	新設：新規雇用10人以上 増設：増加見込5人以上 (市内居住の常用労働者) ※中小企業は除く	3年間 (農産団地は4年間) (免除期間終了後、市内常用労働者の割合により、50/100を更に2年間免除)	朝倉市企業立地促進条例
みやま市	固定資産税の課税免除	2,700万円超(用地費含む)	5人以上 (新規雇用に限らず)	3年間	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上(用地費含む) ※土地は所有権移転後3年以内に事業を操業したものに限る。	常時雇用従業員 5人以上	3年間 100% その後 2年間 50%	糸島市企業等立地促進条例
宇美町	固定資産税の課税減額	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすもののほか、町が承認するもの	町内居住者の雇用予定があること(人数要件なし)	3年間	宇美町企業立地及び住宅団地の開発促進条例
	用地提供者(個人・法人)の譲渡所得に係る町県民税の課税免除	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすもののほか、町が承認するもの ※企業立地等の促進のために売却した用地及び建物その他の構造物の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていない用地提供者	—	—	
芦屋町	固定資産税の課税免除	①新設2,000万円超 ②増設1,000万円超 ③移設2,000万円超	①常時従業員4人以上 ②増加する常時従業員1人以上 ③増加する常時従業員1人以上 ※町内に住所を有する者の数が1人以上	5年間	芦屋町企業誘致条例
水巻町	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	10人以上 (増加雇用人員)	3年以内	水巻町工場誘致条例
岡垣町	固定資産税の課税免除	①新設：3,000万円超 ②増設：2,000万円超 ③移設：3,000万円超	①常時従業員3人以上 ②増加する常時従業員2人以上 ③増加する常時従業員3人以上	5年間	岡垣町企業誘致条例

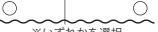
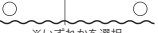
市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
遠賀町	固定資産税の課税免除	新設・増設・移設 2,700万円超 (有形償却固定資産)	常時従業員3人以上	5年間	遠賀町企業誘致 条例
小竹町	固定資産税の課税免除	設備投資規模 ●製造業、旅館業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～ 1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ●農林水産物等販売業、情報サービス業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金なし)	—	3年間	小竹町過疎地域にお ける固定資産税の免 除に関する条例
		1億円以上	—	3年間	小竹町地域経済 牽引事業促進条例
		500万円超(用地費除く)	—	3年間	鞍手町工場等設置奨 励に関する条例
鞍手町	固定資産税の課税免除	500万円超(用地費除く)	—	3年間	鞍手町工場等設置奨 励に関する条例
桂川町	固定資産税の課税免除	減価償却資産2,700万円超	・製造業 ・情報処理サービス業 ・道路貨物運送又はこん包業に ついては、新規15人超	3年間	桂川町企業誘致 条例
筑前町	固定資産税の課税免除	1億円超	新設10人以上 増設5人以上	3年間	筑前町企業誘致 条例
東峰村	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する 法律第24条の規定の適用を受ける 事業者500万円超	—	3年間	東峰村過疎地域の持 続的発展の支援に関 する特別措置法の適 用に伴う固定資産税 の課税免除に関する 条例
大刀洗町	固定資産税の課税免除	5,000万円以上	新設 新規常用雇用5人以上 増設 新規常用雇用3人以上	3年間	大刀洗町企業誘致 奨励条例
大木町	固定資産税の課税免除 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 50/100	(農工地区) 新設 1億円 増設 6,000万円	20人以上 10人以上	3年間	大木町工場設置 奨励に関する条例
香春町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する 法律第24条の規定の適用を受ける 事業者500万円超	—	3年間	地域の振興を促進す るための固定資産税 の課税免除に関する 条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適 用を受ける事業者1億円超(農林漁業関 連事業者5,000万円超)	—	3年間	
		地域再生法第17条の2第1項第1号の規 定の適用を受ける事業者 3,800万円以上(中小企業者 1,900万円以上)	—	3年間	

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
添田町	固定資産税の課税免除	・製造業・旅館業 新設又は増設した設備の取得金額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～ 1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ・情報サービス業等、農林水産物等販 売業 新設又は増設した取得価格 500万円以上 (取得:資本金5,000万円以下) (新規・増設:資本金5,000万円超)	—	3年間	添田町工場等誘致条 例
川崎町	固定資産税の課税免除	※対象業種:製造業、旅館業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業		3年間	川崎町企業の誘致及 び育成に関する条例
福智町	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新規常用雇用者及び転属者5 人以上	3年間	福智町企業誘致 条例
		過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法第24条の規定の適用を受 ける事業者500万円以上 (業種、資本金により異なる)	—	3年間	福智町地域の振興を 促進するための固定 資産税の課税免除に 関する条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の 適用を受ける事業者1億円以上(農林漁 業関連事業者5,000万円以上)	—	3年間	
		地域再生法第17条の2第1項第1号の 規定の適用を受ける事業者3,800万円 以上(中小企業者1,900万円以上)	—	3年間	
みやこ町	固定資産税の課税免除	取得等:500万円以上(資本金の額等が 5,000万円を超え1億円以下である法 人が行うものは1,000万円以上、1億円 を超える法人が行うものは2,000万円 以上) ※過疎地域の持続的発展の支援に関す る特別措置法第24条の適用が受けら れること	10人以上	3年間	みやこ町工場等設置 奨励条例
		1億円 (農林漁業関連5,000万円) を超えるもの ※福岡県より地域未来投資促進法に基 づく地域経済牽引事業計画の承認を 受けていること	—	3年間	みやこ町企業誘致奨 励条例
吉富町	固定資産税の課税免除	1億円 (農林漁業及びその関連業種5,000万円) を超えるもの ※福岡県の承認地域経済牽引事業のう ち主務大臣の確認を受けたもの	—	3年間	地域経済牽引事業の 促進による地域の成 長発展の基盤強化に 関する法律に基づく 固定資産税の課税免 除に関する条例
上毛町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法第24条の規定の適用を受 ける事業者500万円以上 (業種、資本金により異なる)	新規雇用5人以上	3年間	上毛町企業誘致 条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適 用を受ける事業者1億円以上 (農林漁業関連事業者5,000万円以上)	新規雇用5人以上		
築上町	固定資産税の課税免除	3,000万円	常用従業員数5人以上	初年度～3年目 100/100 4年目 60/100 5年目 30/100	築上町企業立地 促進条例

その他の優遇制度(税)

地域	優遇措置	法人税の控除	法人税・所得税の特別(割増)償却	事業税の免除(3ヵ年)	不動産取得税の免除※1	固定資産税の免除等	特別土地保有税の非課税
過疎地域		×	○	○	○	○	○
グリーンアジア国際戦略総合特区		 ※いずれかを選択		×	○	○ ※一部の市町	×
地域経済牽引事業		 ※いずれかを選択		×	○	○ ※一部の市町	×

※1. 不動産取得税の免除は、直接事業の用に供する部分にのみ適用されます。

詳細については国税は福岡国税局（092-411-0031）もしくは最寄の税務署に、
県税は福岡県総務部税務課（092-643-3062）もしくは最寄の県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問い合わせください。

●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 業種※1：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

優遇対象となる地域※1	大牟田市、飯塚市(旧筑穂町、旧額田町)、田川市、柳川市(旧大和町、旧柳川市)、八女市、宗像市(旧大島村)、うきは市(旧浮羽町)、嘉麻市、朝倉市(旧杷木町、旧朝倉町)、みやま市、芦屋町、小竹町、鞍手町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、上毛町、築上町					
租税	国 税			地 方 税		
基 準	設備の取得又は製作若しくは建設(※2)した資産の取得価額の合計額が次の基準を満たすもの					
	対象業種	資本金規模				
		5,000万円以下（個人を含む）		5,000万円超	1億円超	
		製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
		旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
		農林水産物等販売業	500万円以上	500万円以上		
		情報サービス業等	500万円以上	500万円以上		
内 容	法人税（所得税） （減価償却資産の割増償却） 新たに取得又は製作若しくは建設した機械、装置、建物等及び構築物については、5年間の割増償却が認められる。		事業税	3カ年免除	根拠法令 過疎地域及び離島振興地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例	
	機械及び装置 普通償却限度額の32% 建物等及び構築物 普通償却限度額の48% 根拠法令 租税特別措置法		不動産取得税	免除	根拠法令 過疎地域及び離島振興地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例 ・土地については当該対象設備を構成する建物に係る部分のみ	
			固定資産税	課税免除又は不均一課税	根拠法令 当該市町村の条例	

※1 市町村が定める過疎計画において産業振興促進事項に記載されている業種、区域に限ります。

※2 資本金規模が5,000万円超である法人は新設又は増設のみとなります。

注) 詳細については国税は福岡国税局（092-411-0031）もしくは最寄の税務署に、
県税は福岡県総務部税務課（092-643-3062）もしくは最寄りの県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問合せください。

●グリーンアジア国際戦略総合特区



指定区域	次の市町の一部区域 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	
租税	法人税(国税)	不動産取得税(県税)
措置事項	特別償却又は税額控除	課税免除
基準	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械及び装置について2,000万円以上(開発研究用器具・備品については1,000万円以上、建物及びその附属設備並びに構築物については1億円以上)を取得してその事業の用に供した場合	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、左記の国税の優遇措置が適用される建物及びその敷地を取得した場合
内容	下記の特別償却又は税額控除の選択適用 ・特別償却の場合： 機械等の取得価額の30%、建物等の15% ・税額控除の場合： 機械等の取得価額の8%、建物等の4% ※但し、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とする。 ・適用期限：令和8年3月31日まで 根拠法令 租税特別措置法	不動産取得税 (税率：土地3%、建物4%)を課税免除 ・土地については、当該建物に係る部分のみ ・適用期限：令和8年3月31日まで 根拠法令 グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例

注) 詳細については下記窓口までお問い合わせください。

グリーンアジア国際戦略総合特区共同事務局(福岡県商工部商工政策課内)：092-643-3416

注) 上記のほか、特区指定区域について独自の優遇制度を設けている市があります(令和5年9月末時点)
・北九州市(詳細につきましてはP51をご覧ください。)・福岡市(詳細につきましてはP51をご覧ください。)・久留米市(詳細につきましてはP43をご覧ください。)

その他の優遇制度(税)

●地域経済牽引事業

対象	福岡県内で地域経済牽引事業 (地域の特性を生かし、高い付加価値を創出し、地域に相当の経済効果を及ぼす事業)を行う企業	
承認要件	●地域特性の活用 地域特性を活用した①～⑧の事業分野であること ① グリーン関連分野 ② バイオ・メディカル分野 ③ IT関連産業分野 ④ 成長ものづくり分野 ⑤ クリエイティブ産業分野 ⑥ 観光関連産業分野 ⑦ 物流関連分野 ⑧ 農林水産・地域商社分野 ●高い付加価値の創出 事業計画最終年度の単年度における付加価値増加分が5,427万円を上回ること ●経済的波及効果 県内において、①～④のいずれかの効果が見込まれること ① 取引額17%増加 ② 売上10%増加 ③ 雇用者数4%増加 ④ 雇用者給与等支給額7%増加 等	
租税	法人税(国税)	不動産取得税(県税)・固定資産税
措置事項	特別償却又は税額控除	課税免除
基準	・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設であること ・国の評価委員会による事業の先進性等の確認を受けたものであること ・対象施設・設備の取得価額の合計額が2,000万円以上かつ、前年度の減価償却費の10分の2以上の額であること(対象事業者が連結会社の場合にあつては、同一の連結の範囲に含まれる他のすべての会社の減価償却費を合算すること) ・事業計画期間を通じた商品・役務の売上高の伸び率が、当該市場規模の伸び率を5%以上上回ること	・左記基準を満たし、かつ、取得した家屋、構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円(農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては5,000万円)を超える場合
内容	下記の特別償却又は税額控除の選択適用 ・特別償却の場合 機械等の取得価額の40%(50%) 建物等の20% ・税額控除の場合 機械等の取得価額の4%(5～6%) 建物等の取得価額の2% ※()の数値は、別途上乗せ要件を満たす場合 上乗せ要件については、地域経済索引事業の経済産業省ホームページをご覧ください。 ※但し、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とする。 ・適用期限：令和7年3月31日まで 根拠法令：租税特別措置法	不動産取得税 (税率：土地3%、建物4%)を課税免除 ・土地については当該建物に係る部分のみ ・適用期限：令和7年3月31日まで 根拠法令： 地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例
		固定資産税 根拠法令：市町村の条例 ※詳細については各市町村へお問合せください。

注) 承認要件は変更となる場合がありますので、随時ご確認ください。

注) 詳細については下記窓口までお問い合わせください。
福岡県商工部商工政策課産業特区推進班：092-643-3416

その他の優遇制度(補助金・融資)

●地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)

概要	対象事業者	対象事業要件	対象費用	融資額・融資条件
地方公共団体が地域振興に資する民間事業活動を支援するために行う、無利子の長期資金の貸付です。 県又は市町村が、(一助)地域総合整備財団(ふるさと財団)の調査・検討の結果に基づいて融資を行います。	法人格を有する民間事業者	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を全て満たす事業。 ①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること ②新たな雇用の確保が見込まれること ③用地取得等の契約後、5年以内に営業の開始が行われること ※ただし、第三者に売却または分譲することを予定する施設、風俗営業等の用に供される施設は対象外	①設備の取得等に係る費用 ②設備取得のため必要となる付随費用	○融資額 融資額は、市町村から融資を受ける場合は100万円以上20億円以内。福岡県から融資を受ける場合は20億円を超え80億円以内。政令市から融資を受ける場合は100万円以上80億円以内。ただし融資額は貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額の50%以内を限度とする。 (一定の条件で上記と異なる場合があります) ○融資条件 ・貸付利率……無利子 ・融資期間……5年以上20年以内(5年以内の据置期間含む) ・対象期間……工期が複数年度にわたる事業については連続する4年以内 ・償還方法……半年に1回の元金均等返済 ・担保……民間金融機関の連帯保証が必要

○申込内容によって要件が異なりますので、詳しくは下記(お問合わせ先)へご連絡ください。
(お問合わせ先)

- ・福岡県から融資を受ける場合 福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課 総括係 電話092-643-3176
- ・市町村から融資を受ける場合 市町村の窓口にお問い合わせください。

※政令市から融資を受ける場合は、政令市の窓口にお問い合わせください。

●地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域において事業所を設置・整備し(新設や既存事業所の増設、機械設備の導入を含む)それに伴い新たに地域に居住する求職者を雇い入れる場合、事業主に対して助成を行うものです。

【対象事業主要件】

- 事業所の設置・整備及び求職者の雇い入れを行う前に、福岡助成金センターに計画書※1を提出すること
- 雇用保険の適用事業所を設置すること。ただし設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設である場合は助成対象外
- ハローワーク等※2の紹介により地域求職者を雇用保険の被保険者として雇い入れること
- 事業所の被保険者数が増加していること
- 労働者の職場定着を図っていること
- 労働者を解雇など事業主の都合で離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

※1 計画期間(計画書の提出から事業所の設置・整備及び雇入れ完了まで)は最大18か月
※2 ハローワーク、地方運輸局、助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

同意雇用開発促進地域		
地域名	構成市区町村	指定期間
福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	令和8年3月31日まで
福岡西地域	糸島市	令和7年3月31日まで
京築地域	行橋市、豊前市、刈田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町	令和7年9月30日まで

過疎等雇用改善地域		
郡市町村名	管轄公共職業安定所	指定期間
北九州市(馬島・藍島の区域)	小倉	令和7年3月31日まで
福岡市(玄海島、小呂島の区域)	福岡西	令和7年3月31日まで
宗像市(旧宗像郡大島村、地島の区域)	福岡東	令和7年3月31日まで
糸島市(姫島の区域)	福岡西	令和7年3月31日まで
糟屋郡新宮町(相島の区域)	福岡東	令和7年3月31日まで
田川郡香春町、添田町	田川	令和7年3月31日まで
京都郡みやこ町	行橋	令和7年3月31日まで
築上郡上毛町、築上町	行橋	令和7年3月31日まで

※対象地域が変わる場合があります。

※上記の地域以外であっても特別措置(地域活性化雇用創造プロジェクト、地方創生応援税制「企業版ふるさと納税」寄付事業主)により本助成金の対象となる場合があります。

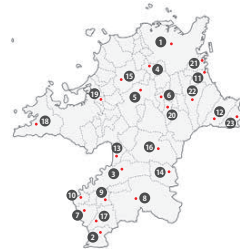
【内容】

- 事業所の設置・整備に要した費用と、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた人数に応じた助成金を1年ごとに最大3回支給します。
- 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。ただし創業の場合はこれらにかかわらず労働者の増加数を2人から対象とし、初回の支給時に()内の額が支給されます。

設置・整備に要した費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)人~4人	5人~9人	10人~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円(100万円)	80万円(160万円)	150万円(300万円)	300万円(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円(120万円)	100万円(200万円)	200万円(400万円)	400万円(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円(180万円)	150万円(300万円)	300万円(600万円)	600万円(1,200万円)
5,000万円以上	120万円(240万円)	200万円(400万円)	400万円(800万円)	800万円(1,600万円)

※詳細については、福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)にお問い合わせください。

市町村長からのごあいさつ



1



北九州市 北九州市長 武内 和久

官営八幡製鐵所の操業により幕を開けた「ものづくりのまち」北九州市は、革新的な技術で世界に挑戦する企業を生み、それを支える中小企業や人材を輩出してきた輝かしい歴史に加え、環境先進都市として世界をけん引してきました。

現在、生産年齢人口の減少による労働力不足、地政学リスクの高まり、自然災害の激甚化・頻発化、デジタル化やグローバル化の加速、カーボンニュートラルの実現など、産業界に大きな変革が求められています。
こうした中、北九州市が持つ、自然災害リスクの低さ、陸・海・空の充実した物流インフラ、ものづくり産業や環境産業の集積、豊富な理工系人材など、強固な産業基盤のポテンシャルを最大限発揮しながら、民間の知恵と活力を活かした競争力のある産業用材の創出と充実した優遇制度により、首都圏企業の本社機能等呼び込む「バックアップ首都構想」を進めているほか、半導体や次世代自動車産業など未来を担う重点産業の誘致を推進しています。

企業の皆様への進出を支援し、進出後の新たなビジネスの創出や人材確保等のご要望にお応えすることで、皆様とともに北九州市の産業の未来を切り拓いていきたいと思ひます。皆様に北九州市を選んでいただくことを心よりお待ちしております。

2



大牟田市 大牟田市長 関 好孝

大牟田市は、アジアの玄関口・九州のほぼ中央に位置し、気候温暖で豊かな自然に恵まれ海産物が豊富な有明海に面しており、中部有明地域の中心的役割を果たしています。

また、都市部にあつて安い地価、優秀で豊富な労働力、交通の利便性など、優れた投資環境を備えています。

特に近年、九州を南北に結ぶ「九州新幹線」の全線開通に加え、国の重要港湾である「三池港」や本市を起点に西九州地域との人・モノの流れを支える無料自動車専用道路「有明海沿岸道路」の基盤整備が着実に進み、製造拠点としてのポテンシャルは益々高まっています。大牟田市への立地を心からお待ちしております。

3



久留米市 久留米市長 原口 新五

久留米市は人口30万人を擁する福岡県第3の都市であり、「世界のプリチストン」発祥の地として、「ものづくり」の歴史のある町です。

筑後川と筑紫平野の肥沃な大地の恵みを受け、県内最大の農業都市でありながら、高度医療機関が集積する中核都市としての機能も有しており、都市の快適さと自然の安らぎが調和した街です。

九州のクロスポイントに近接する本市には㈱プリチストンや㈱資生堂の他にも、ダイハツ工業九州開発センターやダイハツ九州㈱久留米工場をはじめとした自動車産業、食品、バイオ産業など、多彩な産業が集積しております。

このような本市の魅力を活かし、ともに発展していただくことを願っております。久留米市への立地を心からお持ち申し上げております。

4



直方市 直方市長 大塚 進弘

直方市は、遠賀川や福知山等の豊かな自然に恵まれています。産業は炭鉱関連産業としての鉄工業と共に発展し、百年以上の歴史があります。

炭鉱閉山後は鉄工で培った技術を礎に金型、半導体、自動車関連産業等に販路を広げ、現在は機械金属加工の一大集積地を形成し、世界に誇れる優良企業が多数立地しています。

九州自動車道八幡IC等に近く、交通アクセスにも優れています。
また、企業への奨励金など、充実した立地優遇制度も魅力のひとつです。

自然豊かで、高度な技術と技能の集まるまち直方への立地をお待ち申し上げます。

5



飯塚市 飯塚市長 武井 政一

飯塚市は福岡県の中央に位置する筑豊の政治・経済の中心的機能を持つ都市です。市内には九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、同九州短期大学の存在と合わせ、研究機関も多く、福岡県立飯塚研究開発センター、福岡ソフトウェアセンター等が集積しており、産学官が連携した新産業の創出にも力を入れています。

また、交通の要衝地として福岡県内の都市部へのアクセスも容易な立地環境です。
現在、市内には23の工業団地に160社の企業が立地し新たに2つの工業団地の整備を進めており、既存企業の活性化は元より、「手厚い優遇制度」をもって積極的な企業誘致を行っています。

6



田川市 田川市長 村上 卓哉

田川市はかつて石炭産業で栄え、明治末期から日本近代化の原動力として発展してきました。現在は、県内の都市部である福岡市まで約50km、北九州市まで約30kmの好アクセスを生かした企業誘致を進めています。

また、市内には地場のディスカウントストアの配送拠点となる物流センターや非常用食品の製造・販売企業など、業種を問わず多くの企業が進出しています。

さらに、法律や財務などの専門家との連携など企業の皆様の要望を実現させるための支援体制を整えています。
安価な土地、豊富な人材など企業活動に必要な要素を備えた田川市への立地を心からお待ちしております。

7



柳川市 柳川市長 金子 健次

柳川市は福岡県の南西部に位置し、「水郷柳川」と呼ばれ、市内に張り巡らされた「掘割」を活かした川下りやうなぎのせいろ蒸しなど観光資源が豊富で、国内有数の海苔の産地であるとともに県内有数の農作物の産地でもあり、自然災害が少ないのが特徴です。

交通も、車で九州自動車道みやま柳川ICまで20分、佐賀空港まで25分とアクセス良好です。
また、西日本鉄道利用で福岡都市圏から50分と、沿線の久留米市や大牟田市からも労働力を確保できる環境が整っています。

皆様の事業発展の一翼を担えるよう、全力でバックアップさせていただきますので、柳川市への立地を心よりお待ちしております。

8



八女市長
三田村 統之

**八女市**

八女市は福岡県の南部に位置し、市の中央部を国道3号が南北に、国道442号が東西に走り、西端には九州縦貫自動車道が通り、八女インターチェンジがあります。豊かな大地に育まれ、イチゴ・八女茶・電照菊・椎茸などの農産物が生産されるとともに、手すき和紙・仏壇・提灯などの伝統工芸品も自慢のひとつです。

本市は「ふるさと」の恵みと誇りを未来につなぐ「安心と成長のまち 八女」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、基本施策の一つである「活力ある産業づくり」に基づき、企業誘致にも積極的に取り組んでおり、これまで、八女インターチェンジ周辺に5の工業団地を整備し、多くの企業が立地しております。今後も、地域の活性化、農業や商工業の振興を図り、魅力あるまちづくりを進めて参ります。

八女市への立地を心からお待ち申し上げております。

9



筑後市長
西田 正治

**筑後市**

筑後市は筑後平野の中央に位置し、博多駅から筑後船小屋駅まで九州新幹線で約24分、車で九州自動車道（八女インターチェンジ）を利用すると約1時間の距離にあり、市街地はJR羽犬塚駅と国道209号、国道442号沿線を中心に形成されています。

温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を利用して、古くから米・麦・イチゴ・ナシ・ブドウ・八女茶などの農業が盛んに行われてきました。伝統工芸である久留米絨布は市を代表する特産品であり、広くその名が知られています。また、交通の便の良さを生かして企業誘致にも力を入れ、たくさんの企業が立地しています。

「HAWKSベースボールパーク筑後」で成長した選手達も一軍で活躍しており、「若鷹のまち」としてもますます盛り上がりつつあるこの筑後市で、雇用を拡大し、農業・商業・工業の更なる発展と安心して子育てができるまちづくりを目指し、ともに発展していけますよう立地をお待ち申し上げます。

10



大川市長
倉重 良一

**大川市**

大川市は福岡県の南西部に位置し、九州一の大河「筑後川」の恵みを受けて発展してきました。本市の基幹産業であるインテリア産業は、480余年の歴史と伝統に培われ、現在では周辺市町を含む一大産地を形成しています。

また、道路インフラの整備は着実にすすみ、九州佐賀国際空港と重要港湾「三池港」を結ぶ高規格道路「有明海沿岸道路」は、三池港IC（大牟田市）～緒重IC（佐賀市）が開通しており、大川東IC、大川中央IC、大野島ICと三つのICを有する大川市は交通の利便性と機能の向上が期待されています。更にインテリア産業で培われた全国への運輸サービス網も整備されており、安価な輸送コストと梱包技術も有しています。

これらの地域資源を活用して、新たな息吹をお迎えし、地域の活性化及び産業全体の振興を図り、ともに持続可能な発展を願います。大川市への進出を心よりお待ちしております。

11



行橋市長
工藤 政宏

**行橋市**

行橋市は福岡県の北東部に位置し、西に平尾台、東は周防灘に面した自然豊かな地域で、気候も温暖であり、地震等の自然災害が少ないのが特徴です。

また、本市がある京築地域は、日産自動車九州㈱、日産車体九州㈱、トヨタ自動車九州㈱、ダイハツ九州㈱の大手自動車メーカー4社を結ぶモーターライアングルの中に位置し、抜群の立地条件を誇ります。さらに、東九州自動車道の開通をはじめ、一層のインフラ整備が進むことが予想され、自動車産業を中心とした工業集積地として、今後益々、発展していく可能性が高まっています。

行橋市は、企業様の進出にあたり、職員が熱意を持って企業様をサポートし続けます。行橋市への立地をお待ちしております。

12



豊前市長
後藤 元秀

**豊前市**

豊前市は、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。南に広がる求菩提山や犬ヶ岳、瀬戸内海に面する穏やかな豊前海は四季折々の美しさを見せてくれます。

本市の産業は製造業が多く、特に自動車産業は地域の雇用、経済を支える中心的産業として発展してきました。また、バイオマス発電所立地の横で、広大な火力発電所跡地の活用も開かれそうです。近年は、東九州自動車道の開通により交通アクセスが向上したことや比較的災害の少ない地域であることなどから、企業立地の動きが活発です。市としてもさらなる企業誘致を進めるべく、インフラ整備や立地優遇制度、人材確保などの支援体制の充実を図っており、市南部に整備予定の用地もあります。

今後も元気で魅力あふれるまちづくりを推進していきますので、豊前市への立地を心よりお待ちしております。

13



小郡市長
加地 良光

**小郡市**

小郡市は、福岡県の中央部に位置し、西は物流開発が進む佐賀県鳥栖市、南は中核市の久留米市と隣接しています。

本市は、交通の要衝として発展を続けており、筑後小郡ICや今年6月に開通した小郡鳥栖南SICを有し、鳥栖JCTに近接しています。さらには、西鉄天神大牟田線や甘木鉄道が市中央を縦横断し、福岡都市圏まで約30分、空港や港まで約40分と、優れた交通環境を有しています。

また、花立山や宝満川など、緑豊か子育てがしやすい自然環境もございます。

これらの強みを生かし、工業・流通系をはじめとする先端技術系や環境配慮型の産業誘致など幅広い分野の企業誘致に取り組んでいます。皆さまの立地を心からお待ち申し上げます。

14



うきは市長
権藤 英樹

**うきは市**

うきは市は南に耳納連山、北に筑後川が流れる、水が豊富で飲料水はすべて地下水の、自然豊かな地域です。

伝建地区、棚田百選や森林セラピー、フルーツの里等、歴史・文化あふれる町で、市内を東西へ国道210号が走り沿道には各種施設も立地しています。天然温泉などの保養地もあり環境がよくとても住みやすい町です。

市内への立地を心からお待ち申し上げます。

15



宮若市長
塩川 秀敏

**宮若市**

宮若市は福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、市内を横断する九州自動車道を利用し、博多港をはじめとする国際拠点港湾や、福岡空港・北九州空港まで1時間圏内の抜群のアクセスと、豊富な労働力が相まって、県内3位の製造品出荷額を誇っています。

また、市内には、トヨタ自動車九州㈱本社工場が立地していることから、近年は自動車関連企業の集積が進んでおります。さらには、リアルAI企業の(株)トリアルホールディングスと「リモートワークタウンシップ宮若プロジェクト」連携協定を締結し、学校再編で廃校になった小学校跡地をAI開発拠点に活用するなど、新しい取り組みがスタートしております。

今後も立地を検討されております企業様に対して、充実した「立地優遇制度」や「工場用地バンク」の開設による市内工場用地情報の提供など、しっかりとサポートを進めて参ります。

「ひと・みどり・産業が輝くふるさと宮若」を将来像に掲げる本市への立地を心よりお待ちしております。

16



朝倉市長
林 裕二

**朝倉市**

朝倉市は、福岡県のほぼ中央に位置し、広大な土地、豊かな自然に恵まれた、人の優しさ、ぬくもりが感じられる田園都市です。

市内には南側を大分自動車道が横断し、甘木・朝倉・杷木との3つのインターチェンジを有しております。また、福岡都市圏からのアクセスも1時間前後であるため、交通利便性を最大限に発揮した事業展開を図ることができます。

進出される時、そして進出された後も快適かつ安定的に操業して頂けるよう、「熟慮」と「行動」をもって対応いたしますので、皆様の本市への進出を心よりお待ちしております。

17



みやま市長
松嶋 盛人

**みやま市**

みやま市は福岡県の南部に位置し、温暖で日照時間も長く、豊かな自然と水に恵まれたまちです。

また、JR鹿児島本線、西鉄大牟田線及び九州新幹線の鉄道網に加え、九州自動車道みやま柳川ICを有しており、福岡市、熊本市へ45分圏内と交通の利便性が良いのが特徴です。

将来的には有明海沿岸道路の全線開通により、九州自動車道のみならず、長崎自動車道、有明佐賀空港、三池港までのアクセスがますます改善され、「陸・海・空」の広域交通ネットワークを形成し、交流圏の拡大、物流の効率化に寄与するものと考えています。企業の皆様が、みやま市に立地されることを心よりお待ちしております。

18



糸島市長
月形 祐二

**糸島市**

糸島市は、福岡県西部に位置し、アジアの玄関である福岡市に隣接する人口約10万人、面積約216km²の元元なまちです。

市には、世界レベルの学術研究機能を持つ「九州大学」があり、福岡市中心部までJRまたは高速道路を利用して約30分というアクセスの良さをもちながら、美しい海や海岸線、緑豊かな山や田園に包まれており、その中で農林水産物の「糸島ブランド」が産まれています。

これらの特性を生かし、企業誘致に取り組んでいます。知的資源と生活環境に恵まれた糸島市への立地をお待ち申し上げます。

19



粕屋町長
箱田 彰

**粕屋町**

福岡空港クルマで10分、博多港まで20分。立地が抜群「かすやまち」
鉄道2路線、駅6つ、博多駅まで10分足らず。電車とDENCHAの「かすやまち」

我が町は福岡市の東部に隣接し、JRが2路線、国道201号、福岡都市高速道路や九州自動車道が走りアクセス良好です。町の中心部は一周4.2195kmの水と緑豊かな寛大な公園があり、交通にも環境にも恵まれた「かすやまち」は、子育て世代が移り住み、全国トップレベルの人口増加率で元気がいっばい町です。

今後は、九州大学の農場移転により大規模な空地ができることや、土地区画整理事業が予定されていることなど、「かすやまち」は新たなまちづくりにより、さらなる飛躍を目指します。

元気がいっばいな「かすやまち」で、まちづくりの中心となる看板企業になり、共に発展を目指していただける企業の皆さまをお待ちしています。

20



川崎町長
原口 正弘

**川崎町**

川崎町は、福岡県のほぼ中央にあり、南に雪峰英彦山、北に福智山を仰ぎ、南北に細長い地形は、丘陵地に囲まれ、自然環境に恵まれた地域です。誘致環境では、八丁峠道路の開通や国道322号バイパスの整備を契機に、福岡空港や北九州空港、刈田港等都市部へのアクセスおよび物流条件が飛躍的に向上しております。健全な財政運営に努め、「10年先も住み続けたいまちづくり」を目標に、町の賑わいを創出するとともに活気と魅力にあふれる町づくりを進めております。川崎町への立地を心からお待ち申し上げます。

21



刈田町長
遠田 孝一

**刈田町**

刈田町は、福岡県の北東部に位置し、24時間運用可能な北九州空港や国際貿易港の刈田港、東九州自動車道・刈田北九州空港インターチェンジといった交通インフラが整備され、陸・海・空の交通拠点となっております。

このことにより、日産自動車九州㈱やトヨタ自動車九州㈱をはじめとする自動車関連企業やUBE三菱セメント㈱などの大手企業が数多く立地しています。更に、最近ではユニ・チャーム㈱やバイオマス発電所が新たに操業を開始しており、益々町が発展しています。

また、立地企業への新たな支援策も策定し、立地時はもちろん、操業後の支援にも力をお付けしておりますので、ぜひ刈田町への進出をご検討ください。

22



みやこ町長
内田 直志

**みやこ町**

みやこ町は、東西に国道201号が延び、東九州自動車道みやこ豊津ICも有する交通の要衝となっています。今後、これら基幹道路の4車線化の事業化が進むため、ますます物流拠点として本町が果たす役割は大きいと考えております。現在も、自動車部品関連企業が多く操業しており、引き続き企業様の誘致に力を入れてまいります。

また、本町は英彦山麓、平尾台山系に抱かれた自然豊かな地でもあります。キャンプ場、ダム湖、九州自然歩道、観光農園などのスポットも多数ありますので、年間を通じて登山、アウトドア、サイクリング、鮎釣り・ワカサギ釣りなどのお客様にお越しいただいております。これらの自然環境を活かし、働く皆様のワークライフバランスの充実もお手伝いさせていただきます。是非、みやこ町への進出をお待ちしております。

23



上毛町長
坪根 秀介

**上毛町**

上毛町は、福岡県の東端に位置し、西は豊前市、北は吉富町、東から南は大分県中津市にそれぞれ接しており、山間部を除き、起伏は少なく、おおむねなだらかな田園地帯で、総面積62.44km²の町です。

気候は穏やかな瀬戸内海型に属し、九州で最も雨の少ない地域のひとつとなっています。交通面では、町内を国道10号、東九州自動車道が通り、上毛パーキングエリア・スマートインターチェンジ（上毛PA・SIC）もあることで交通の利便性も高まっています。

町では、「みんなが輝く町上毛」を将来像に掲げ、住民のだれもがそれぞれの立場で輝くことができるよう、「九州一輝く町」にするため、さまざまな施策を展開しています。

企業誘致に関して、交通の利便性や自動車産業が集積する立地条件等を活かした取り組みを推進しております。進出企業に対する多くの優遇措置を準備しております。上毛町へ進出の際には全力で企業の皆様をサポートしていきます。

上毛町への立地を心よりお待ちしております。

産業団地情報

高速道路や鉄道網が充実し、空港・港湾とのアクセスも抜群な福岡県。分譲物件、賃貸物件をご用意して、様々なニーズに対応しています。掲載物件の情報はQRコードからご覧ください。掲載以外の物件についても、お気軽にお問い合わせください。

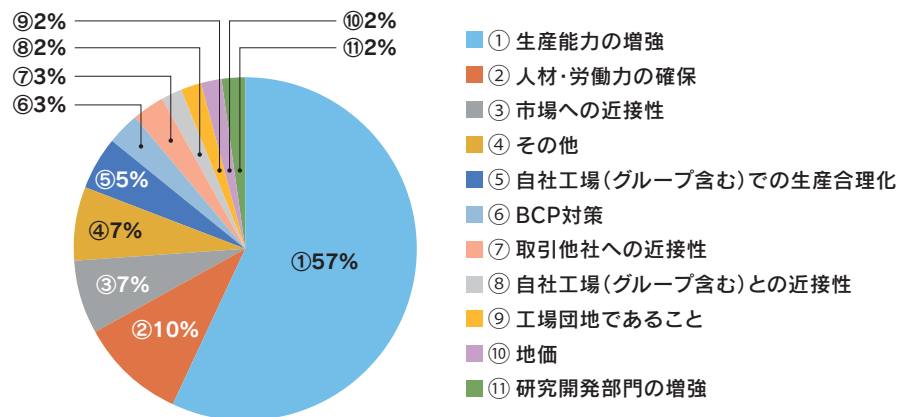
産業用地一覧 | ● 公的物件 ● 民間物件



福岡県が企業に選ばれる理由

「なぜ福岡県を選んだのか？」現在福岡県に立地し、操業されている企業の方々の声をご紹介します。

令和5年度 誘致企業における福岡県への立地理由（※福岡県商工部企業立地課調べ）



立地企業の声 「福岡県へ進出を決めた理由は？」 「福岡県に進出してよかったこと」等を聞いてみました！

A社（食品製造） 立地エリア：北九州地域

Q.福岡県へ進出を決めた理由は？

- 広く、安価な用地が確保できた
- アクセスの利便性
- 自然災害に強い
- 衛生面やコスト面（綺麗な地下水が出る）

Q.福岡県に進出してよかったこと

- 周辺道路の拡幅など地元自治体による操業環境整備

B社（コンタクトセンター） 立地エリア：北九州地域・福岡地域

Q.福岡県をサテライトオフィスの開設先に決めた理由は？

- 駅から近い立地の良さ
- 地元自治体の支援

Q.福岡県に進出してよかったこと

- 優秀な人材を確保できた
- 従業員の離職率が低い
- 自治体との密な連携により、複数の拠点を開設できた

C社（ナノテクノロジー・バイオテクノロジー事業） 立地エリア：筑後地域

Q.福岡県へ進出を決めた理由は？

- アクセスの利便性（九州自動車道を利用した本社への隣接性）
- 地元自治体の支援

Q.福岡県に進出してよかったこと

- 本社との隣接性による円滑なコミュニケーション
- グリーンアジア国際戦略総合特区（※別冊P22参照）の指定を受けたことによる優遇措置と企業としての信頼の獲得

D社（輸送用機械器具製造） 立地エリア：筑豊地域

Q.福岡県へ進出を決めた理由は？

- 顧客との近接性
- 地元自治体の支援

Q.福岡県に進出してよかったこと

- アクセスの利便性
- 優秀な人材を確保できた
- 従業員の離職率が低い

最新の企業立地情報は…

福岡県企業立地情報

検索

アジヤのビジネスゲートウェイ、福岡
福岡県企業立地情報

ENGLISH 中文简体 お問い合わせ サイトマップ

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索

福岡の7つの魅力 産業プロジェクト 優遇制度 立地企業情報 立地後のアフターフォロー 工場立地法 本社機能の移転・拡充に関する優遇措置 よくあるご質問

多彩な人材を育む
充実の教育機関
優秀な人材はここにいます

福岡の7つの魅力
○ 空の交通アクセス
○ 海の交通アクセス
○ 陸の交通アクセス
○ 人材育成
○ ビジネス・生活コスト
○ 市場規模

この地を拠点として、さらなる飛躍へ
福岡県知事 服部 誠太郎

今始める。福岡で。
産業プロジェクト
— Develop the Future —

新着情報
2022年7月19日 イベント情報
令和4年度福岡県立地産業振興委員会・講演会を開催しました。1

2022年6月28日 お知らせ
福岡県企業立地NEWS「WELCOME to FUKUOKA」最新号（50号）を発行しました。1

2022年6月16日 イベント情報
「福岡県航空産業振興委員会」総会・講演会の開催について

2022年5月26日 企業情報
株式会社青生堂新工場竣工式に出席しました

2022年4月22日 イベント情報
「4月22日開催」筑豊化学工業株式会社と立地協定を締結し、指定地指定書を送付しました

2022年4月18日 企業情報
株式会社清水キヤノン新工場竣工式に出席しました

企業立地のご案内
産業団地情報 パンフレットダウンロード

企業立地のご案内
福岡の魅力・優遇制度 パンフレットダウンロード

FAIN パンフレットダウンロード
Fukuoka Attracts Industry Network
福岡県立地産業振興委員会



<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/>



福岡県

福岡県への企業立地に関するお問い合わせは



福岡県商工部企業立地課

〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3441 FAX 092-643-3443
E-mail: kigyo@pref.fukuoka.lg.jp



東京事務所・東京企業誘致センター

〒102-0083
東京都千代田区麹町1-12-1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階
TEL 03-5215-7161 FAX 03-3263-7474
E-mail: toukyou-o@pref.fukuoka.lg.jp



関西・中京事務所

〒530-0001
大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第一ビル9階
TEL 06-6341-3627 FAX 06-6341-3622
E-mail: kansai-chukyo@pref.fukuoka.lg.jp

令和6年10月発行
福岡県商工部企業立地課

福岡県行政資料

分類記号 QF	所属コード 0601900
登録年度 6	登録番号 0001